

令和2年国勢調査に用いる

産 業 分 類

ま え が き

本書は、令和2年国勢調査に用いる産業分類について、第I部で産業分類の一般原則を示し、第II部で各分類項目について、項目名、説明及びその項目に含まれる産業と、類似してはいるがその項目に含まれない産業の具体的な例示を掲げたものである。

令和2年国勢調査に用いる産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）を基に編集したもので、産業中分類項目及び産業小分類項目については、一部、日本標準産業分類の中分類及び小分類の統合や分割などを行い、国勢調査の中分類項目及び小分類項目を設定している。

本書が、令和2年国勢調査に用いる産業分類に関する理解を深め、調査段階における調査員の指導及び調査票の記入内容の審査、集計並びに調査結果の利用に役立てば幸いである。

なお、巻末に日本標準産業分類との分類項目比較対照表を掲載してあるので、参考にされたい。

目 次

本書の構成と利用上の注意	1
第 I 部 産業分類の一般原則	3
1 産業の定義	5
2 事業所の定義	5
3 分類の基準	6
4 分類の構成	6
5 分類の適用単位	7
6 事業所の分類に際しての産業の決定方法	7
7 公務の範囲	8
第 II 部 分類項目名，説明及び内容例示	9
参 考	
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）との分類項目比較対照表	155

本書の構成と利用上の注意

1 本書の構成

本書は、第Ⅰ部「産業分類の一般原則」、第Ⅱ部「分類項目名、説明及び内容例示」から構成され、第Ⅰ部では、産業分類の一般原則を説明し、第Ⅱ部では、それぞれの分類項目について、その内容の概略的な説明、他の分類項目との区分を明らかにするための注意書きのほか、小分類項目ごとにその内容を示すための具体的な例示を、次の記号を付して掲げた。

○…………その小分類項目に分類される例示

×…………その小分類項目に分類されない例示で、誤りやすいもの

[] 内には、正しい分類符号が示されている。

2 本書の利用上の注意

各小分類項目に掲げてある具体的な例示は、全ての事業の種類を網羅しているわけではないので、実際にはこの内容例示の中に見いだせないものが多いと思われる。内容例示の中に、求める事業についての例示が見いだせない場合は、各々の分類項目に付されている説明やその項目に掲げられている内容例示を参考にして、該当する分類項目を探し出すようにされたい。

第 I 部

産業分類の一般原則

産業分類の一般原則

1 産業の定義

令和2年国勢調査に用いる産業分類（以下「本分類」という。）における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。

2 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。

(1) 経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。

(2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

この場合、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内にあっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

なお、一区画であるかどうか明らかでない場合は、売上台帳、貸金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とする。

また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。

しかし、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

(1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない行商や個人タクシー等の場合は、本人の住居を事業所とする。

(2) 住居を仕事場としている著述家、画家、家庭における内職者等の場合は、本人の住居を事業所とする。

(3) いずれの事業所にも属さず、住居でテレワーク等に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。

(4) 日々従業員が異なり、貸金台帳も備えられていないような詰所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。

(5) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。

なお、農・林・漁家の場合、一構内（屋敷内）に店舗、工場等を有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。

(6) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居）に含めて一事業所とする。

(7) 鉄道業において、一構内にいくつかの組織上の機関（保線区、機関区等）がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。

(8) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする。（この場合の学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校とす

る。)

なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同じ場所に学校を経営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。

(9) 国、地方公共団体については、一構内であっても、法令により別個の機関として置かれている組織体は、それぞれ一事業所とする。

また、国、地方公共団体が行う公営企業、収益事業等については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。

3 分類の基準

本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、それを体系的に配列したものである。

(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）

(2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等）

(3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類

なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額、販売額等も考慮した。

4 分類の構成

本分類は、大分類、中分類及び小分類から成る3段階構成であり、その構成は、大分類 20、中分類 82、小分類 253 となっている。

令和2年国勢調査に用いる産業分類と日本標準産業分類との項目数の比較

大分類	令和2年国勢調査に用いる産業分類		日本標準産業分類	
	中分類	小分類	中分類	小分類
A 農業，林業	2	3	2	11
B 漁業	2	2	2	6
C 鉱業，採石業，砂利採取業	1	1	1	7
D 建設業	1	1	3	23
E 製造業	24	92	24	177
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	4	4	10
G 情報通信業	5	11	5	20
H 運輸業，郵便業	8	8	8	33
I 卸売業，小売業	6	42	12	61
J 金融業，保険業	1	5	6	24
K 不動産業，物品賃貸業	2	5	3	15
L 学術研究，専門・技術サービス業	4	16	4	23
M 宿泊業，飲食サービス業	3	7	3	17
N 生活関連サービス業，娯楽業	3	15	3	23
O 教育，学習支援業	2	8	2	16
P 医療，福祉	3	13	3	18
Q 複合サービス事業	2	2	2	6
R サービス業（他に分類されないもの）	9	14	9	34
S 公務（他に分類されるものを除く）	2	3	2	5
T 分類不能の産業	1	1	1	1
(計) 20	82	253	99	530

(注1) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）では主な中分類ごとに小分類「管理，補助

的経済活動を行う事業所」が設定されているが、令和2年国勢調査では当該分類項目を設定していない。

(注2) 日本標準産業分類(平成25年10月改定)では「大分類I-卸売業,小売業」に中分類「無店舗小売業」が設定されているが、令和2年国勢調査では当該分類項目を設定していない。

(注3) 本分類の分類符号は、大分類項目がアルファベットの大文字、中分類項目が2けたの数字、小分類項目が3けたの数字(日本標準産業分類の小分類の統合又は分割を行ったものは3けた目がアルファベットの小文字)で示されている。

なお、中分類項目については、日本標準産業分類中分類の一部の統合、小分類項目については、日本標準産業分類小分類の一部の統合又は分割を行っており、その際に用いた分類符号の付与方法は以下のとおりとなっている。

(ア) 中分類項目

- ・ 日本標準産業分類の複数の中分類を統合する場合は、最も中分類符号の小さいものを使用。

(イ) 小分類項目

- ・ 日本標準産業分類の複数の小分類を統合した場合は、小分類符号の3けた目にアルファベットの小文字aからmまで〔b(ビー)及びl(エル)を除く〕を付与。
- ・ 日本標準産業分類の異なる中分類に属する小分類を統合する場合は、その順序において時系列的に不整合が生じないような小分類符号とした上で、3けた目にアルファベットの小文字aからmまで〔b(ビー)及びl(エル)を除く〕を付与。
- ・ 日本標準産業分類の1つの小分類を分割する場合は、小分類符号の3けた目にアルファベットの小文字nからzまで〔o(オー)及びq(キュー)を除く〕を付与。

5 分類の適用単位

本分類を適用する単位は、一事業所ごとである。

なお、個人に本分類を適用する場合は、個人の属する事業所を単位とする。

6 事業所の分類に際しての産業の決定方法

本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。

本分類における経済活動とは、生産又は販売する財及び自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを小分類項目でとらえたものである。なお、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。

産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業をいう。

(注) 事業所の産業を本分類に適用(格付)する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、収入額又は販売額の最も多いものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その収入額又は販売額の最も多いものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類を決定する。

上述のように事業所の産業は、収入額又は販売額の最も多い経済活動によって決定されるのが原則であるが、この原則によることが困難な場合又は適切でない場合は、従業員の数又は設備によって決定することがある。

なお、農・林・漁家に対する販売又は賃加工サービスの提供は、一般消費者世帯に対する

ものと同様に扱うものとする。

また、事業転換、休業中、設立準備中等の事業所の産業は、次のように扱う。

- (1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし、転換が一時的であって、設備等からみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。
- (2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期日に行う事業とは関係なく、1年間を通じての主要な経済活動とする。
- (3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動により決定する。
- (4) 設立準備中の事業所の産業は、開始する経済活動により決定する。

以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社等の産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように扱う。

- (1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所等の産業は、原則として管理する全事業所を通じての主要な経済活動により分類する。
- (2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動により分類する。
- (3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社としての事業活動を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能（経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等）を持つ、いわゆる純粋持株会社である事業所は、「大分類L－学術研究、専門・技術サービス業」の「小分類728－経営コンサルタント業、純粋持株会社」に分類する。

7 公務の範囲

本分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず、同一の経済活動は、同一項目に分類される。したがって、産業分類の公務に分類されるものは、国又は地方公共団体の機関のうち国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場等本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署であって、その他のものは、一般の産業と同様に、その行う業務によってそれぞれの産業に分類される。

第 II 部

分類項目名，説明及び内容例示

令和2年国勢調査に用いる産業分類 分類項目表

ページ

A 農業, 林業	27
01 農業	28
01a 農業（農業サービス業を除く）	28
01c 農業サービス業	28
02 林業	29
02a 林業	29
B 漁業	30
03 漁業（水産養殖業を除く）	30
03a 漁業（水産養殖業を除く）	30
04 水産養殖業	31
04a 水産養殖業	31
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	32
05 鉱業, 採石業, 砂利採取業	32
05a 鉱業, 採石業, 砂利採取業	32
D 建設業	34
06 建設業	35
06a 建設業	35

E 製造業	36
09 食料品製造業	37
091 畜産食料品製造業	38
092 水産食料品製造業	38
093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	38
094 調味料製造業	39
095 糖類製造業	39
096 精穀・製粉業	39
097 パン・菓子製造業	39
098 動植物油脂製造業	40
09n めん類製造業	40
09p その他の食料品製造業	40
10 飲料・たばこ・飼料製造業	41
101 清涼飲料製造業	41
102 酒類製造業	42
103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）	42
104 製氷業	42
105 たばこ製造業	42
106 飼料・有機質肥料製造業	42
11 繊維工業	43
111 製糸業，紡績業，化学繊維・ねん糸等製造業	43
112 織物業	43
113 ニット生地製造業	44
114 染色整理業	44
115 網・網・レース・繊維粗製品製造業	44
11a 衣服・繊維製身の回り品製造業	45
119 その他の繊維製品製造業	45
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	46
121 製材業，木製品製造業	46
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	47
123 木製容器製造業（竹，とうを含む）	47
129 その他の木製品製造業（竹，とうを含む）	47

13	家具・装備品製造業	48
131	家具製造業	48
133	建具製造業	49
13a	その他の家具・装備品製造業	49
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	50
14a	パルプ・紙製造業	50
145	紙製容器製造業	50
14c	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	50
15	印刷・同関連業	51
151	印刷業	51
153	製本業，印刷物加工業	51
15a	印刷関連サービス業	51
16	化学工業	52
161	化学肥料製造業	52
16a	化学工業製品製造業	52
164	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	53
165	医薬品製造業	54
166	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	54
169	その他の化学工業	55
17	石油製品・石炭製品製造業	55
171	石油精製業	56
17a	その他の石油製品・石炭製品製造業	56
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	56
18a	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	56
19	ゴム製品製造業	58
191	タイヤ・チューブ製造業	58
192	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	58
19a	その他のゴム製品製造業	59

20	なめし革・同製品・毛皮製造業	59
20a	革製履物・同材料・同附属品製造業	59
20c	かばん・袋物製造業	60
20d	その他のなめし革製品・毛皮製造業	60
21	窯業・土石製品製造業	60
211	ガラス・同製品製造業	60
212	セメント・同製品製造業	61
213	建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）	61
214	陶磁器・同関連製品製造業	62
21a	その他の窯業・土石製品製造業	62
22	鉄鋼業	63
22a	鉄鋼業	63
23	非鉄金属製造業	63
23a	非鉄金属製造業	63
24	金属製品製造業	64
24a	金属製品製造業	64
25	はん用機械器具製造業	65
251	ボイラ・原動機製造業	65
252	ポンプ・圧縮機器製造業	66
253	一般産業用機械・装置製造業	66
259	その他のはん用機械・同部分品製造業	67
26	生産用機械器具製造業	67
26a	農業・建設・鉱山機械製造業	68
264	生活関連産業用機械製造業	68
265	基礎素材産業用機械製造業	68
266	金属加工機械製造業	69
267	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	69
26c	その他の生産用機械・同部分品製造業	70

27	業務用機械器具製造業	71
27a	事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業	71
274	医療用機械器具・医療用品製造業	71
275	光学機械器具・レンズ製造業	72
27c	その他の業務用機械器具製造業	72
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	73
28a	電子部品・デバイス・電子回路製造業	73
29	電気機械器具製造業	74
29a	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	74
293	民生用電気機械器具製造業	75
296	電子応用装置製造業	75
297	電気計測器製造業	76
29c	その他の電気機械器具製造業	76
30	情報通信機械器具製造業	76
301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	76
302	映像・音響機械器具製造業	77
303	電子計算機・同附属装置製造業	77
31	輸送用機械器具製造業	78
311	自動車・同附属品製造業	78
312	鉄道車両・同部分品製造業	78
313	船舶製造・修理業、船用機関製造業	79
314	航空機・同附属品製造業	79
31a	その他の輸送用機械器具製造業	79
32	その他の製造業	80
32a	装身具・装飾品等製造業（貴金属・宝石製を含む）	80
323	時計・同部分品製造業	80
324	楽器製造業	81
325	がん具・運動用具製造業	81
32c	他に分類されない製造業	81

F 電気・ガス・熱供給・水道業	83
33 電気・ガス・熱供給・水道業	83
331 電気業	83
341 ガス業	83
351 熱供給業	84
36a 水道業	84
G 情報通信業	85
37 通信業	86
37a 電気通信業	86
373 電気通信に附帯するサービス業	86
38 放送業	86
38a 放送業	86
39 情報サービス業	87
391 ソフトウェア業	87
392 情報処理・提供サービス業	87
40 インターネット附随サービス業	87
401 インターネット附随サービス業	87
41 映像・音声・文字情報制作業	88
41a 映像・音声情報制作業	88
413 新聞業	88
414 出版業	88
415 広告制作業	88
416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	89

H 運輸業, 郵便業	90
42 鉄道業	90
421 鉄道業	90
43 道路旅客運送業	91
43a 道路旅客運送業	91
44 道路貨物運送業	91
44a 道路貨物運送業	91
45 水運業	91
45a 水運業	91
46 航空運輸業	92
46a 航空運輸業	92
47 倉庫業	92
47a 倉庫業	92
48 運輸に附帯するサービス業	92
48a 運輸に附帯するサービス業	92
49 郵便業 (信書便事業を含む)	93
491 郵便業 (信書便事業を含む)	93

I 卸売業, 小売業	94
50 卸売業	95
501 各種商品卸売業	95
511 繊維品卸売業 (衣服, 身の回り品を除く)	95
512 衣服卸売業	95
513 身の回り品卸売業	95
521 農畜産物・水産物卸売業	96
522 食料・飲料卸売業	96
531 建築材料卸売業	96
532 化学製品卸売業	97
533 石油・鉱物卸売業	97
53a 金属材料卸売業	97
536 再生資源卸売業	97
542 自動車卸売業	98
543 電気機械器具卸売業	98
54a その他の機械器具卸売業	98
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	98
552 医薬品・化粧品等卸売業	99
553 紙・紙製品卸売業	99
559 その他の卸売業	99
56 各種商品小売業	100
56a 各種商品小売業	100
57 織物・衣服・身の回り品小売業	100
571 呉服・服地・寝具小売業	100
57a 男子・婦人・子供服小売業	100
574 靴・履物小売業	101
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	101

58	飲食料品小売業	101
581	各種食料品小売業	101
582	野菜・果実小売業	102
583	食肉小売業	102
584	鮮魚小売業	102
585	酒小売業	102
586	菓子・パン小売業	102
58n	料理品小売業	103
58p	その他の飲食料品小売業	103
59	機械器具小売業	103
591	自動車小売業	103
592	自転車小売業	104
593	機械器具小売業（自動車，自転車を除く）	104
60	その他の小売業	104
601	家具・建具・畳小売業	104
602	じゅう器小売業	105
603	医薬品・化粧品小売業	105
605	燃料小売業	105
606	書籍・文房具小売業	105
607	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	106
608	写真機・時計・眼鏡小売業	106
60a	他に分類されない小売業	106
J	金融業，保険業	108
62	金融業，保険業	108
62a	銀行業	108
63a	協同組織金融業	108
64a	非預金信用機関	109
65a	金融商品取引業，商品先物取引業	109
67a	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）	109

K 不動産業, 物品賃貸業	111
68 不動産業	111
68a 不動産取引業	111
69a 不動産賃貸業・管理業（別掲を除く）	112
692 貸家業, 貸間業	112
693 駐車場業	112
70 物品賃貸業	112
70a 物品賃貸業	112
L 学術研究, 専門・技術サービス業	114
71 学術・開発研究機関	114
71a 学術・開発研究機関	114
72 専門サービス業（他に分類されないもの）	115
721 法律事務所, 特許事務所	115
722 公証人役場, 司法書士事務所, 土地家屋調査士事務所	115
723 行政書士事務所	115
724 公認会計士事務所, 税理士事務所	115
725 社会保険労務士事務所	116
726 デザイン業	116
728 経営コンサルタント業, 純粋持株会社	116
72a その他の専門サービス業	116
73 広告業	117
731 広告業	117

74	技術サービス業（他に分類されないもの）	117
741	獣医業	117
742	土木建築サービス業	117
743	機械設計業	117
744	商品・非破壊検査業	118
746	写真業	118
74a	その他の技術サービス業	118
M	宿泊業，飲食サービス業	119
75	宿泊業	119
75a	宿泊業	119
76	飲食店	119
76a	食堂，そば・すし店	120
76c	酒場，ビヤホール，バー，キャバレー，ナイトクラブ	120
767	喫茶店	120
769	その他の飲食店	120
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	120
771	持ち帰り飲食サービス業	121
772	配達飲食サービス業	121
N	生活関連サービス業，娯楽業	122
78	洗濯・理容・美容・浴場業	122
781	洗濯業	122
782	理容業	122
783	美容業	122
78a	浴場業	122
789	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	123

79	その他の生活関連サービス業	123
791	旅行業	123
792	家事サービス業	123
793	衣服裁縫修理業	124
79a	火葬・墓地管理業，冠婚葬祭業	124
79c	他に分類されない生活関連サービス業	124
80	娯楽業	125
80a	興行場（別掲を除く），興行団	125
803	競輪・競馬等の競走場，競技団	125
80c	スポーツ施設提供業，公園，遊園地	126
806	遊戯場	126
809	その他の娯楽業	126
○	教育，学習支援業	127
81	学校教育	127
81a	学校教育（専修学校，各種学校を除く）	127
817	専修学校，各種学校	127
818	学校教育支援機関	127
82	その他の教育，学習支援業	128
821	社会教育	128
822	職業・教育支援施設	128
823	学習塾	128
824	教養・技能教授業	128
829	他に分類されない教育，学習支援業	129

P 医療, 福祉	130
83 医療業	130
831 病院	130
832 一般診療所	130
833 歯科診療所	130
835 療術業	131
83a その他の医療業	131
84 保健衛生	131
84a 保健所, 健康相談施設	131
849 その他の保健衛生	132
85 社会保険・社会福祉・介護事業	132
85a 社会保険事業団体, 福祉事務所	132
853 児童福祉事業	132
85n 老人福祉・介護事業（訪問介護事業を除く）	133
855 障害者福祉事業	133
85p 訪問介護事業	133
859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業	133
Q 複合サービス事業	134
86 郵便局	134
86a 郵便局	134
87 協同組合（他に分類されないもの）	134
87a 協同組合（他に分類されないもの）	134
R サービス業（他に分類されないもの）	136
88 廃棄物処理業	137
88a 廃棄物処理業	137

89	自動車整備業	137
891	自動車整備業	137
90	機械等修理業（別掲を除く）	138
901	機械修理業（電気機械器具を除く）	138
902	電気機械器具修理業	138
90a	その他の修理業	138
91	職業紹介・労働者派遣業	139
911	職業紹介業	139
912	労働者派遣業	139
92	その他の事業サービス業	139
922	建物サービス業	139
923	警備業	140
92a	他に分類されない事業サービス業	140
93	政治・経済・文化団体	141
93a	政治・経済・文化団体	141
94	宗教	141
94a	宗教	141
95	その他のサービス業	141
95a	その他のサービス業	141
96	外国公務	142
96a	外国公務	142
S	公務（他に分類されるものを除く）	143
97	国家公務	144
97a	国家公務	144

98 地方公務	148
981 都道府県機関	148
982 市町村機関	149
T 分類不能の産業	151
99 分類不能の産業	151
999 分類不能の産業	151

大分類A－農業，林業

総 説

この大分類には、耕種農業、畜産農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務並びに林業及び林業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

なお、植木の刈り込みのような園芸サービスを提供する事業所及び昆虫類、へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。

(1) 耕種農業とは

(ア) 水稻，陸稻，麦類，雑穀，豆類，いも類，野菜，果樹，工芸農作物，飼肥料作物，花き，薬用作物，採種用作物，桑の栽培をいう。

(イ) しいたけ，たけのこ，こうぞ，みつまた，はぜ，こりやなぎ，くり，くるみ，つばきなどを栽培し，単に下刈り程度の管理のみでなく施肥（刈敷は施肥とみなさない）を行っている場合は耕種とみなす。

(ウ) 天然性のしいたけ，たけのこ，わさびなどの採取並びに用材又は薪炭材の生産を主目的とする植物の栽培は耕種としない。

(2) 畜産農業とは

(ア) 乳用牛，肉用牛，馬，鹿，豚，いのぶた，いのしし，めん羊，やぎ，にわとり，あひる，うずら，七面鳥，うさぎ，たぬき，きつね，ミンクなどの飼養，ふ卵，育すうを行うことで，種付け目的のものも含まれる。

モルモット，マウス，ラット，カナリア，文鳥などを実験用又は愛がん用に供することを目的として飼育する場合及びいたち，きじなどを森林保護又は種族保護を目的として人工的に増殖，飼育する場合も含まれる。

(イ) 蚕の飼育及び蚕種の製造も含まれる。

(ウ) 競馬などに専ら使用する目的で飼養しているもの及び家畜仲買商が一時的に飼養しているものは含まれない。

(エ) 店舗で愛がん用の鳥獣を飼養する場合は含まれない。

(3) 林業とは

山林用苗木の育成・植栽，林木の保育・保護，林木からの素材生産，薪及び木炭の製造，樹脂，樹皮，その他の林産物の採集及び野生動物の狩猟などをいう。

◎ 事業所

農業又は林業を営んでいる事業所又は事業主の住居が，分類を適用する単位としての農業又は林業事業所である。

農家又は林家が農業又は林業以外の経済活動を行っていても，それが同一構内（屋敷内）で行われている限り，原則として，そこに複数の事業所があるとはしない。ただし，専従の常用従業員のいる店舗，工場などがあれば，別にそれらの事業所があるものとする。

◎ 農業又は林業と他産業との関係

(1) 農家又は林家で製造活動を行っている場合

(ア) 主として他から購入した原材料を使用して製造，加工を行っている場合は農業又は林業の活動とはしない。

(イ) 主として自家栽培した原材料を使用して製造，加工を行っている場合は農業又は林業の活動とする。ただし，同一構内に工場，作業所とみられるものがあり，その製造活動に専従の常用従業員がいるときは農業又は林業の活動とはしない。

(2) 農業協同組合の事業所で信用事業又は共済事業と併せて，他の大分類にわたる事業を行っているものは「大分類Q－複合サービス事業 [87a]」に分類される。農業協同組合の事業所で，

単独で工場、店舗等を構えて単一の事業を行っているものは、その行う事業によって製造業、小売業等それぞれの産業に分類される。

なお、複数の大分類にわたる事業を行う農業協同組合の事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

- (3) 森林組合の事業所で信用事業又は共済事業と併せて、他の大分類にわたる事業を行っているものは「大分類Q－複合サービス事業 [87a]」に分類される。森林組合の事業所で、単独で工場、店舗等を構えて単一の事業を行っているものは、その行う事業によって製造業、小売業等それぞれの産業に分類される。

なお、複数の大分類にわたる事業を行う森林組合の事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

中分類 01－農業

この中分類には、耕種農業、畜産農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所も本分類に含まれる。

01a 農業（農業サービス業を除く）

耕種農業及び畜産農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）を行う事業所をいう。

- 米作農業、麦作農業、雑穀作農業（あわ、ひえ、とうもろこしなど）、野菜作農業、かいわれ大根栽培農業、しめじ栽培農業、もやし栽培農業、果樹作農業（りんご、ぶどう、くりなど）、観光農園（なし狩り、ぶどう狩りなど）、芝類栽培業、切り花類栽培業、植木栽培業、工芸農作物農業（葉たばこ、さとうきびなど）、ばれいしょ作農業、かんしょ作農業、飼肥料作物栽培業、採種用作物栽培業、果樹苗木栽培業、畜産農業、酪農業、昆虫類飼育業、へび飼育業、実験用動物飼育業（マウス、ラット、モルモットなど）、愛がん用動物飼育業（犬、カナリアなど）、養蚕農業、蚕種製造業、養ほう（蜂）業、毛皮獣養殖業（たぬき、ミンクなど）
- × 農耕請負業 [01c]、養蚕飼育請負業 [01c]、ふ卵業 [01c]、へび採捕業 [02a]、昆虫類採捕業 [02a]、蚕種製造請負業 [01c]、植木業（庭園・花壇の手入れなどを行うもの） [01c]、山林用苗木栽培業 [02a]、しいたけ種駒製造業 [09p]、プロイラー処理加工業 [091]、農業試験場附属農場 [71a]

01c 農業サービス業

請負で穀物、野菜、果樹、その他の作物の育苗、耕起、植付、防除、刈取、脱穀、調製など、栽培から出荷までのいずれか1種類以上の作業を行う事業所、果実及び野菜の出荷のための共同選果・選別を行う事業所、種付け、人工授精又は受精卵移植、育成、種卵採取、ふ卵、育すう、家畜の貸付・飼養管理などを行う事業所及びこれらに必要な施設を供与する事業所並びに稚蚕飼育など、生産から出荷までのいずれか1種類以上の作業を行う事業所をいう。

請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、公衆道路、運動場などの土木事業を伴う公園造成を請負う事業所は「大分類D－建設業 [06a]」に分類される。

- 各種米作作業請負業、ライスセンター、カントリーエレベーター、土地改良区、共同選果場、

野菜共同選別場，さとうきび作作業請負業，人工授精業，ふ卵業，装てい（蹄）業，競走馬育成請負業（競馬きゅう舎以外のもの），実験用動物飼育請負業（マウス，ラット，モルモット，うさぎなど），稚蚕共同飼育場，造園業，植木業（庭園・花壇の手入れなどを行うもの），ゴルフ場芝管理請負業，樹木医業

- × 精米業（農家の家庭消費用として精米を行うもの）〔79c〕，精米業（業者から委託されて精米を行うもの）〔096〕，蚕種製造業〔01a〕，農業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる事業を行っているもの）〔87a〕，穀類賃加工業（材料個人持ちのもの）〔79c〕，獣医業〔741〕，家畜診療所〔741〕，造園工事業〔06a〕，植木栽培業（緑化木，庭公園樹など）〔01a〕

中分類 02－林業

02a 林業

山林用苗木の育成・植栽，林木の保育・保護，林木からの素材生産，薪及び木炭の製造，樹脂，樹皮，その他の林産物の採集及び林業に直接関係するサービス業務並びに野生動物の狩猟などを行う事業所をいう。

昆虫類，へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。

- 私有林経営業，地方公共団体（財産区を含む）の経営する山林の事業所，森林管理局，森林管理署，森林事務所，生産森林組合等の育林を主とする協業体，漆樹栽培業，竹林業（たけのこ栽培を除く），薪炭林経営業，桐栽培業，パルプ材育林業，一般材生産業，パルプ材生産業，くい丸太生産業，薪製造業，炭焼業（焼子を除く），製炭会社，木炭製造業，松やに採取業，漆採取業，天然きのこ採取業，つる採取業，樹皮採取業，松たけ採取業，林内種実採取業，粗製しょうのう採取業，コルク皮採取業，野草採取業（藁草，山菜など），ささ採取業，竹皮採取業，かや採取業，松葉採取業，じゅん菜（淡水野菜）採取業，育林請負業，植林請負業，素材生産請負業，木材伐出請負業，伐木運材請負業，共同貯木場（森林組合，同連合会の経営によるもの），山林用種苗生産請負業，薪請負製造業，炭焼請負業，炭賃焼業，山番業，狩猟業，昆虫類採捕業，へび採捕業，山林用種苗業，山林用苗木栽培業
- × 森林研究・整備機構森林総合研究所〔71a〕，大学演習林〔81a〕，林野庁〔97a〕，製材業〔121〕，たけのこ栽培農業〔01a〕，森林組合（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる事業を行っているもの）〔87a〕，果樹苗木栽培業〔01a〕，昆虫類飼育業〔01a〕，へび飼育業〔01a〕，ごかい採取業〔03a〕

大分類B－漁業

総 説

この大分類には、海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所、海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

◎ 事業所

漁業を営んでいる事業所又は事業主の住居が、分類を適用する単位としての漁業事業所である。

漁家が漁業以外の経済活動を行っていても、それが同一構内（屋敷内）で行われている限り、原則として、そこに複数の事業所があるとはしない。ただし、専従の常用従業員のいる店舗、工場などがあれば、別にそれらの事業所があるものとする。

◎ 漁業、水産養殖業と他産業との関係

(1) 漁家で製造活動を行っている場合

(ア) 主として他から購入した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は漁業活動とはしない。

(イ) 主として自家取得した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は漁業活動とする。

ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業員がいるときは漁業活動とはしない。

(2) 漁船内で行う製造、加工は漁業活動の一部とみなして本分類に含まれる。

(3) 漁業協同組合の事業所で信用事業又は共済事業と併せて、他の大分類にわたる事業を行っているものは「大分類Q－複合サービス事業 [87a]」に分類される。漁業協同組合の事業所で、単独で工場、店舗等を構えて単一の事業を行っているものは、その行う事業によって製造業、小売業等それぞれの産業に分類される。

なお、複数の大分類にわたる事業を行う漁業協同組合の事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

(4) 冷蔵倉庫業は「大分類H－運輸業、郵便業 [47a]」に分類される。

中分類 03－漁業（水産養殖業を除く）

03a 漁業（水産養殖業を除く）

海面又は内水面において自然繁殖している（まき付、放苗、投石、耕うんなどいわゆる増殖によって繁殖しているものを含む）水産動植物を採捕する事業所をいう。

○ 底びき網漁業、まき網漁業、巾着網漁業、刺網漁業、流網漁業、一本釣漁業、はえ縄漁業、定置網漁業、落網漁業、船びき網漁業、真珠採取業、あさり採取業、のり採取業、捕鯨業、突棒漁業、敷網漁業、棒受網漁業、さんご採取業、ごかい採取業、河川漁業、湖沼漁業

× あさり養殖業 [04a]、のり養殖業 [04a]、真珠養殖業 [04a]、ぶり養殖業 [04a]、水産試験場 [71a]、漁業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）[87a]、水産加工業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）[87a]

中分類 04－水産養殖業

04a 水産養殖業

海面又は内水面において人工的設備を施し、水産動植物を移植、放苗、育成などにより集中的に生産する事業所をいう。

- ぎんざけ養殖業，まあじ養殖業，ぶり養殖業，まだい養殖業，ひらめ養殖業，ふぐ類養殖業，ほたてがい養殖業，かき類養殖業，あさり養殖業，こんぶ類養殖業，わかめ類養殖業，のり類養殖業，真珠養殖業，真珠母貝養殖業，たい類種苗養殖業，かき類種苗養殖業，わかめ種苗養殖業，くるまえび養殖業，がごみ養殖業，こい養殖業，さけ・ます類養殖業，あゆ養殖業，金魚養殖業，水田養魚業，ぼら養殖業，淡水真珠養殖業，淡水真珠母貝養殖業，糸みみず養殖業
- × のり採取業 [03a]，真珠採取業 [03a]，あさり採取業 [03a]，みみず養殖業 [01a]

大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業

説 明

この大分類には、有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。

鉱物を探査するための地質調査、物理探鉱、地化学探鉱、試すい（錐）などの探鉱作業及び開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業、その他鉱業に直結する作業も本分類に含まれる。

なお、探鉱、鉱山開発又は鉱山内の鉱物運搬等の作業を請負う事業所も本分類に含まれる。
ろう石クレー、陶石クレーの製造を行う事業所も本分類に含まれる。

◎ 鉱業，採石業，砂利採取業と他産業との関係

- (1) 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製を行う事業所は「大分類E－製造業〔22a, 23a〕」に分類される。
- (2) 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造を行う事業所は「大分類E－製造業〔17a〕」に、石炭からガスを製造し、導管により供給する事業所は「大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業〔341〕」に分類される。
- (3) 天然ガスを導管により供給する事業所は「大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業〔341〕」に分類される。
- (4) 石油の精製を行う事業所は「大分類E－製造業〔171〕」に分類される。
- (5) 掘採された岩石の破碎、粉碎を行う事業所及び一定の大きさの石に切る事業所は「大分類E－製造業〔21a〕」に、碑石、墓石の彫刻や仕上げを行い小売する事業所は「大分類I－卸売業，小売業〔60a〕」に分類される。
ただし、採石現場で行うものは本分類に含まれる。

中分類 05－鉱業，採石業，砂利採取業

05a 鉱業，採石業，砂利採取業

有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所をいう。

鉱物を探査するための地質調査、物理探鉱、地化学探鉱、試すい（錐）などの探鉱作業及び開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業、その他鉱業に直結する作業も本分類に含まれる。

ろう石クレー、陶石クレーの製造を行う事業所も本分類に含まれる。

- 金鉱業，銀鉱業，鉛鉱業，亜鉛鉱業，鉄鉱業，銅鉱業，硫化鉄鉱業，黄鉄鉱業，磁硫鉄鉱業，アンチモン鉱業，水銀鉱業，そう（蒼）鉛鉱業，ひ（砒）鉱業，砂鉄鉱業，マンガン鉱業，金属マンガン鉱業，二酸化マンガン鉱業，モリブデン鉱業，鉄マンガン鉱業，金属鉱試掘請負業，金属鉱開発請負業，金属鉱掘さく請負業，金属鉱探鉱請負業，石炭鉱業，無煙炭採掘業，れき（瀝）青炭採掘業，石炭選別業，石炭水洗業，廃石選別業，石炭回収業，亜鉄鉱業，原油鉱業，石油鉱業，天然アスファルト鉱業，土れき（瀝）青鉱業，油田さく井請負業，油田試掘請負業，天然ガス鉱業，天然ガソリン生産業，花こう岩採石業，せん緑岩採石業，石英粗面岩採石業，安山岩採石業，大理石採石業，ぎょう灰岩採石業，砂岩採石業，粘板岩採石業，砂採取業，砂利採取業，玉石採取業，壁砂採取業，川砂採取業，バラスト採取業（粉碎した岩石でないもの），黒よう石採石業，真珠岩採石業，火山灰採掘業，庭石採取業，耐火粘土鉱業（けつ岩粘土・木節粘土・がいろ目粘土鉱業を含む），ろう石鉱業，ろう石クレー

一製造業，ドロマイト鉱業，長石鉱業，けい石鉱業，陶石鉱業，陶石クレー製造業，天然けい砂鉱業，石灰石鉱業，カオリン鉱業，磁土鉱業，石こう鉱業，普通粘土鉱業，酸性白土鉱業，ベントナイト鉱業，けいそう土鉱業，滑石鉱業，滑石採掘粉碎業，粘土鉱業，ふっ（沸）石鉱業，雲母鉱業，ひる石鉱業，ざくろ石鉱業，めのう鉱業，こはく鉱業，工芸用水晶鉱業，宝石鉱業，電気石鉱業，溶岩鉱業，天然氷採取業，ほたる石鉱業，重晶石鉱業，明ばん石鉱業，りん鉱石鉱業，黒鉛鉱業

- × 石油精製業 [171]，圧縮ガス製造業 [16a]，さく井工事業 [06a]，天然ガス業（導管により供給するもの）[341]，砕石バラスト製造業 [21a]，雲母精製業 [21a]，クレー製造業（陶石クレー，ろう石クレーを除く）[21a]

大分類D－建設業

総 説

この大分類には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。

◎ 建設工事

建設工事とは、現場において行われる次の工事をいう。

- (1) 建築物，土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設，改造，修繕，解体，除却若しくは移設すること。
- (2) 土地，航路，流路などを改良若しくは造成すること。
- (3) 機械装置をすえ付け，解体若しくは移設すること。

◎ 事業所

建設業の事業所は、本店（個人経営などで本店のような事務所を持たない場合は事業主の住居）、支店又はその他の事務所で常時建設工事の請負契約を締結する事務所あるいは建設工事の現場を管理する事務所とする。

なお、建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所に含めて一事業所とする。

◎ 建設業と他産業との関係

- (1) 建設材料，その他の製品を生産又は販売する事業所が，自己の生産品又は販売品を用いる建設工事（機械装置のすえ付け，解体，移設工事を除く）を併せ営む場合には，主な業務により製造業，卸売業又は建設業に分類される。
- (2) 金属，非金属，石炭，石油，天然ガスなどの鉱物を採取するための試掘，坑道掘さく，さく井，排土作業を主として請負う事業所は「大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業〔05a〕」に分類される。
- (3) 土地，建物などの不動産の賃貸業，代理業，仲介業，管理業，建物建売業（自ら労働者を雇用して建物を建設し，それを分譲する事業所を除く），土地分譲業（自ら労働者を雇用して，土地造成を行い，それを分譲する事業所を除く）は「大分類K－不動産業，物品賃貸業〔68〕」に分類される。
- (4) 主として試すい（錐）（鉱山用を除く），測量又は建設工事のコンサルタント，設計，監理を行う事業所は「大分類L－学術研究，専門・技術サービス業〔742〕」に分類される。
- (5) 国，地方公共団体等の工事事務所，土木事務所の類は，主として建設工事を自己建設（維持補修を除く）で行うもの以外は「大分類L－学術研究，専門・技術サービス業〔742〕」に分類される。
- (6) 石油精製，化学，製鉄，発電等プラントを対象として，企画，設計，調達，施工，施工管理を一括して請負い，これらのサービスを提供する事業所は「大分類L－学術研究，専門・技術サービス業〔74a〕」に分類される。

中分類 06－建設業

06a 建設業

土木施設、建築物に関する建設工事一式を施工する事業所、下請として工事現場において建築物又は土木施設などの一部を構成するための建設工事を施工する事業所及び電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備工事を行う事業所をいう。

- 一般土木建築工事業、土木工事業、護岸工事業、ダム工事業、干拓工事業、かんがい排水施設工事業、鉄道施設工事業、ドック建設工事業、宅地造成工事業、造園工事業、しゅんせつ工事業、道路舗装工事業、建築工事請負業、プレハブリケーション建築工事業、建築リフォーム工事業、船台大工業、型枠大工工事業、大工工事業、とび工事業、土工工事業、鉄骨工事業、鉄筋工事業、石工工事業、れんが工事業、タイル工事業、コンクリートブロック工事業、左官業、モルタル吹付工事業、金属製屋根工事業、板金工事業、建築金物工事業、塗装工事業、船舶塗装業、道路標示・区画線工事業、床張工事業、内装工事業、防水工事業、ガラス工事業、サッシ取付工事業、木製建具工事業、屋根工事業、解体工事業、建設揚重業、電気工事業、電信機械設備設置工事業、管工事業、冷暖房設備工事業、給排水設備工事業、機械器具設置工事業、自動ドア設置工事業、築炉工事業、熱絶縁工事業、道路標識設置工事業、さく井工事業
- × 看板書き業 [92a]、金属製品塗装業 [24a]、家具塗装業（漆塗りを除く） [131]、油田さく井請負業 [05a]、測量業 [742]、設計監理業 [742]、船大工業 [313]、建売業（自ら建築施工を行わないもの） [68a]、土地分譲業（自ら造成工事を行わないもの） [68a]、土地改良区 [01c]、国・地方公共団体工事事務所（直営工事を行わないもの） [742]、造園業 [01c]、鉄道線路補修業 [48a]

大分類E－製造業

説 説

この大分類には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

◎ 製造業

製造業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

(1) 新たな製品の製造加工を行う事業所であること。

したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。

なお、完成された部分品を組立てるだけの作業（組立作業）を行う事業所は製造業に分類される。

ただし、土地に定着する工作物については、組立作業であっても製造業としない。また、修理と呼ばれる行為のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造業に分類される。

すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う事業所である。

(2) 新たな製品を主として卸売する事業所であること。

ここでいう卸売とは次の業務をいう。

(ア) 卸売業者又は小売業者に販売すること。

(イ) 産業用使用者（工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること。

(ウ) 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など〕を販売すること。

(エ) 同一企業に属する他の事業所（同一企業の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと。上記(1)及び(2)の条件を備えた事業所が製造業に分類される。

ただし、自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売する場合（製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している）には、製造業に分類される。

一方、自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類される。

◎ 事業所

製造業の事業所は一般に工場、作業所などと呼ばれるものである。

いわゆる家内工業においては、住居を作業場とする場合も多いが、この作業場で製造加工を主として行っている場合には本分類に含まれ、事業主の住居が分類を適用する場合の事業所となる。

また、主として管理事務を行う本社、本店などは、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が製造業であればこれらの非生産現場も製造業に分類されるが、別の場所にある自己製品の販売事業所は「大分類I－卸売業、小売業」に分類される。

◎ 製造業と他産業との関係

(1) 農林漁業との関係

(ア) 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家栽培又は取得した原材料を使用して製造加工を行っている場合は「大分類A－農業、林業〔01a〕」又は「大分類B－漁業〔03a, 04a〕」に分類される。

ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業員がいるときは製造業に分類される。

- (イ) 漁船内において行う製造加工は製造業とせず「大分類B－漁業 [03a]」に分類される。
- (ウ) 薪及び木炭の製造、立木からの素材生産、採木現場に移動して行う製材、採取現場における粗製しょう腦の製造は製造業とせず「大分類A－農業、林業 [02a]」に分類される。

(2) 情報通信業との関係

- (ア) 新聞社・出版社に属する事業所であって、印刷のみを行っているものは製造業に分類される。

ただし、新聞社・出版社で自ら印刷を行う場合であっても、主として発行、出版の業務を行っている事業所は製造業としない。

- (イ) 情報を記録した物を大量に複製・製造する場合は製造業とする。

ただし、マスターテープなど原盤を制作する場合は製造業としない。

(3) 卸売業、小売業との関係

- (ア) 農林水産物の出荷のために選別、調整、洗浄、包装などを行うものは製造業としない。

ただし、生乳の殺菌・瓶詰を行って卸売するものは製造業に分類される。

- (イ) 主として製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず、小売業に分類される。

- (ウ) 自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売する製造問屋は製造業とせず「大分類I－卸売業、小売業」に分類される。

(4) サービス業（他に分類されないもの）との関係

(ア) 修理業

修理を専業としている事業所は製造業とせず、修理業に分類される。また、修理のために同一事業所で補修品を製造している場合も修理業とする。

ただし、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所は、過去1年間に製造行為を行っていても製造業とする。

また、機械修理工場といわれるものであっても金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は製造業とする。

これらは、その工場設備からみても製造能力がなければできないことから、特例として製造業とする。

(イ) 賃加工業

他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も製造業に分類される。

ただし、直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工業は製造業としない。

(ウ) と畜場

と畜場は「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）[95a]」に分類される。

ただし、肉製品製造のために一貫作業として、と殺を行うものは製造業とする。

◎ 各種機械器具完成品とその部分品・取付具・附属品との関係

機械器具の部分品・取付具・附属品を製造する事業所は、分類項目が特掲されている場合を除き、原則として、その部品及び附属品が使用される機械器具の製造業と同じ小分類に分類される。

中分類 09－食料品製造業

この中分類には、次のいずれかの製造を行う事業所が分類される。

- (1) 畜産食料品、水産食料品などの製造

- (2) 野菜缶詰，果実缶詰，農産保存食料品などの製造
 - (3) 調味料，糖類，動植物油脂などの製造
 - (4) 精穀，製粉及びでんぷん，ふくらし粉，イースト，こうじ，麦芽などの製造
 - (5) パン，菓子，めん類，豆腐，油揚げ，冷凍調理食品，そう（惣）菜などの製造
- 清涼飲料，酒類，茶，コーヒー，氷，たばこ，飼料，有機質肥料を製造する事業所は「中分類 10－飲料・たばこ・飼料製造業」に分類される。

家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として，その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は「大分類 I－卸売業，小売業」に分類される。

091 畜産食料品製造業

部分肉，冷凍肉，ハム，ソーセージ，ベーコンなどの肉製品を製造する事業所，牛乳，粉乳，練乳，バター，チーズ，アイスクリームなどの乳製品を製造する事業所及び加工卵，はちみつ・食鳥処理加工などの畜産食料品を製造する事業所をいう。

これらの缶詰，瓶詰，つぼ詰を製造する事業所も本分類に含まれる。

クリームを殺菌して，産業用使用者に販売する事業所は本分類に含まれるが，直接家庭又は個人消費者に販売する事業所は「大分類 I－卸売業，小売業 [58]」に分類される。

- ブロック肉製造業，食肉加工業，肉缶詰製造業，ハム・ソーセージ製造業，冷凍食肉製造業，乳製品製造業，飲用乳製造業，乳酸菌飲料製造業，バター製造業，ヨーグルト製造業，アイスクリーム製造業，加工卵製造業，はちみつ処理加工業，食鳥処理加工業，ブロイラー処理加工業
- × 魚肉ハム・ソーセージ製造業 [092]，と畜場 [95a]，鯨ベーコン製造業 [092]，マーガリン製造業 [098]，豆乳飲料製造業 [101]

092 水産食料品製造業

魚介類（鯨を含む），海藻類を原料として，水産缶詰・瓶詰，海藻加工品，水産練製品，塩干・塩蔵魚介類，冷凍水産物，冷凍水産食品，素干（すぼし）・煮干・くん製魚介類，節類，削節類，塩辛製品，水産つくだ煮，水産漬物などの水産食料品を製造する事業所をいう。

ただし，水産物（鯨を含む）を原料として冷凍調理食品を製造する事業所は「小分類 09p－その他の食料品製造業」に分類される。

- 水産缶詰・瓶詰製造業，魚缶詰・瓶詰製造業，かに缶詰製造業，こんぶ製造業，ふのり製造業，ひじき製造業，寒天製造業，魚肉ハム・ソーセージ製造業，水産練製品製造業，かまぼこ製造業，焼きちくわ製造業，塩干魚介類製造業，塩魚製造業，冷凍魚介類製造業，冷凍水産食品製造業，冷凍すり身製造業，素干魚介類製造業，水産くん製品製造業，鯉節製造業，水産つくだ煮製造業
- × 冷凍調理食品製造業 [09p]，のり採取業（採取し乾燥するもの）[03a]，のり養殖業 [04a]，かまぼこ製造小売業 [58p]，ところてん製造業 [09p]

093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業

果実及び野菜を原料として保存食料品（缶詰，瓶詰，つぼ詰を含む）及び漬物を製造する事業所をいう。

- 野菜缶詰製造業（瓶詰，つぼ詰を含む），果実缶詰製造業（瓶詰，つぼ詰を含む），乾燥野菜製造業，乾燥果物製造業，乾燥きのこ製造業，冷凍野菜製造業，冷凍果物製造業，ジャム・マーマレード製造業，ピーナッツバター製造業，ジュース原液製造業，乾燥芋製造業，干し

がき製造業, かんぴょう製造業, マッシュポテト製造業, 野菜漬物製造業, 果実漬物製造業, 梅干製造業, 福神漬製造業

- × 煮豆製造業 [09p], 砂糖漬け製造業 (ごぼん漬けなど) [097], 野菜つくだ煮製造業 [09p], バターピーナッツ製造業 [097]

094 調味料製造業

味そ, しょう油, 食用アミノ酸, ソース類, 食酢, カレー粉, こしょう, うま味調味料などの調味料を製造する事業所をいう。

- 味そ製造業, 味そ醸造業, 粉味そ製造業, しょう油製造業, 粉しょう油製造業, 固形しょう油製造業, 食用アミノ酸製造業, うま味調味料製造業, グルタミン酸ナトリウム製造業, ソース製造業, トマトソース製造業, トマトケチャップ製造業, マヨネーズ製造業, 食酢製造業, 香辛料製造業, カレー粉製造業, 固形カレー製造業, とうがらし粉製造業, スープの素製造業, 顆粒和風だし製造業
- × 食用油製造業 [098], こうじ製造業 [09p], 砂糖製造業 [095], 塩製造業 [16a], インスタント味そ汁製造業 [09p], なめ味そ製造業 [09p], 味りん製造業 [102]

095 糖類製造業

甘味資源作物を原料として又は購入した粗糖を精製して, 砂糖を製造する事業所及びぶどう糖, 水あめ, 異性化糖を製造する事業所をいう。

購入した糖みつを加工処理して砂糖を製造する事業所も本分類に含まれる。

- 砂糖製造業, 甘しゃ(蔗)糖製造業, てん菜糖製造業, 砂糖精製業, 氷砂糖製造業, 角砂糖製造業, 糖みつ製造業, ぶどう糖製造業, グルコース製造業, 水あめ製造業, 異性化糖製造業, 麦芽糖製造業
- × 砂糖菓子製造業 [097], 果糖製造業 [09p], サッカリン(人工甘味剤)製造業 [16a]

096 精穀・製粉業

米穀のとう(搗)精や大麦, 裸麦の精穀を行う事業所及び小麦粉, 米粉, 大豆粉, そば粉などの穀粉を製造する事業所をいう。

- 精米業, 精麦業, 挽割麦製造業, 圧碎麦製造業, 小麦粉製造業, 穀粉製造業, 米粉製造業, そば粉製造業, とうもろこし粉製造業, 豆粉製造業, きな粉製造業, みじん粉製造業, はったい粉製造業, 香せん(煎)製造業
- × でんぷん製造業 [09p], ばれいしょでんぷん製造業 [09p], かんしょでんぷん製造業 [09p], 精米業(家庭消費者から原料持ちで委託されて賃加工を行うもの) [79c], パン粉製造業 [09p], 飼料製造業 [106]

097 パン・菓子製造業

食パン, 菓子パンなどのパン類を製造する事業所, ケーキ, ドーナッツ, パイなどの洋生菓子を製造する事業所, ようかん, まんじゅうなどの和生菓子を製造する事業所, ビスケット, クラッカーなどのビスケット類・干菓子を製造する事業所, あられ, せんべいなどの米菓を製造する事業所及びチョコレート, チューインガムなどの菓子類を製造する事業所をいう。

ただし, せんべい生地を製造する事業所は「小分類 09p-その他の食料品製造業」に分類される。

- 食パン製造業，菓子パン製造業，洋生菓子製造業，和生菓子製造業，ドーナツ製造業，ゼラチン菓子製造業，カステラ製造業，ビスケット製造業，干菓子製造業，乾パン製造業，米菓製造業，あられ製造業，せんべい製造業，キャンデー製造業，チョコレート製造業，チューインガム製造業，キャラメル製造業，油菓製造業（かりんとうなど），砂糖漬け製造業（甘納豆，ざぼん漬けなど），ウエハース製造業，豆菓子製造業，氷菓製造業（アイスキャンデーなど），砂糖菓子製造業
- × 調理パン製造業〔09p〕，サンドイッチ製造業〔09p〕，パン製造小売業〔586〕，和・洋生菓子製造小売業〔586〕，アイスクリーム製造業〔091〕，あん類製造業〔09p〕，水あめ製造業〔095〕，いり豆製造業〔09p〕，せんべい生地製造業〔09p〕，最中かわ製造業〔09p〕

098 動植物油脂製造業

圧搾，抽出により牛脂，魚油，大豆油，菜種油，米油，綿実油，あまに油，ひまし油などの動植物油脂を製造する事業所及び動植物油脂を更に加工してマーガリン，ショートニング，ラードなどの食用油脂を製造する事業所をいう。

動物の油脂，骨，肉からグリース，タローを製造する事業所及び植物油の副産物の油かす（ケーキミール）を製造する事業所並びに粗製の動植物油脂を購入してこれを精製する事業所も本分類に含まれる。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 粗製の動植物油脂を購入して医療用として精製する事業所は「中分類 16－化学工業〔165〕」に分類される。
- (2) 動物油脂から脂肪酸，硬化油，グリセリンを製造する事業所は「中分類 16－化学工業〔164〕」に分類される。
- 動物油脂製造業（牛脂，豚脂，さなぎ油，鯨油など），魚油製造業（いわし油，たら油，にしん油，さめ油など），内臓油製造業，植物油脂製造業（大豆油，菜種油，ごま油，落花生油，あまに油，えごま油，米油，つばき油，ひまし油，きり油，オリーブ油，やし油，カボック油，紅花油，綿実油など），食用精製油脂製造業，マーガリン製造業，ショートニング製造業，精製ヘット製造業
- × 医療用動植物油脂製造業〔165〕，天然精油製造業（香料）〔169〕，脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業〔164〕，石けん製造業〔164〕，バター製造業〔091〕

09n めん類製造業

うどん，そうめん，そば，マカロニなどを製造する事業所をいう。

- 製めん業，うどん製造業，そうめん製造業，そば製造業，マカロニ製造業，手打めん製造業，即席めん類製造業，中華めん製造業，即席カップめん製造業，スパゲッティ製造業，インスタントラーメン製造業
- × 春さめ製造業〔09p〕，ビーフン製造業〔09p〕

09p その他の食料品製造業

でんぷん，豆腐，油揚げ，あん類を製造する事業所，魚類フライ，コロッケなどの冷凍調理食品を製造する事業所，そう（惣）菜，すし，弁当，調理パン，レトルト食品などを製造する事業所及びふくらし粉，こうじ，こんにやく，ふ（麩），納豆など他に分類されない各種食料品を製造する事業所をいう。

- でんぷん製造業，かんしょでんぷん製造業，ばれいしょでんぷん製造業，コーンスターチ

製造業，片くり粉製造業，豆腐製造業，油揚げ製造業，しみ豆腐製造業，生あん製造業，練あん製造業，乾燥あん製造業，冷凍調理食品製造業，そう（惣）菜製造業，和風そう（惣）菜製造業，洋風そう（惣）菜製造業，中華そう（惣）菜製造業，パン種製造業，ふくらし粉製造業，イースト製造業，しいたけ種駒製造業，きのこ種菌製造業，酵母剤製造業，クロレラ製造（培養）業，こうじ製造業，種こうじ製造業，麦芽製造業，いり豆製造業，こんにゃく製造業，ふ（麩）・焼ふ製造業，ゆば製造業，玄米乳製造業，甘酒製造業，納豆製造業，即席ココア製造業，春さめ製造業，麦茶製造業，はま茶製造業，こぶ茶製造業，粉末ジュース製造業，ところてん製造業，カラメル製造業，パン粉製造業，人造米・強化米製造業，菓子種製造業，バナナ熟成加工業，最中かわ製造業，せんべい生地製造業，野菜つくだ煮製造業，プレミックス食品製造業，果糖製造業，レトルト食品製造業，オブラート製造業，もち製造業（あんもちを除く），すし製造業，弁当製造業，調理パン製造業，サンドイッチ製造業，なめ味そ製造業，インスタント味そ汁製造業

- × 薬用酵母剤製造業 [165]，もやし栽培農業 [01a]，もやし製造業 [01a]，豆腐製造小売業 [58p]，冷凍水産食品製造業 [092]，冷凍野菜・果物製造業 [093]，つくだ煮製造業（水産物のもの）[092]，そう菜製造小売業 [58n]，かまぼこ製造業 [092]，野菜缶詰製造業（瓶詰，つぼ詰を含む）[093]，焼きちくわ製造業 [092]，ジュース製造業 [101]，加工卵製造業（液卵，乾燥卵など）[091]，弁当製造小売業（作り置きのもの）[58n]，コーヒー豆ばいせん（焙煎）業 [103]，あんもち製造業 [097]，ウエハース製造業 [097]

中分類 10－飲料・たばこ・飼料製造業

この中分類には，清涼飲料，酒類，茶，コーヒー，氷，たばこ，飼料，有機質肥料を製造する事業所が分類される。

葉たばこの再乾燥，除骨，たる詰などの処理を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 食料品を製造する事業所は「中分類 09－食料品製造業」に分類される。
- (2) たばこの副産物を利用して殺虫剤などを製造する事業所は「中分類 16－化学工業 [165]」に分類される。
- (3) 家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として，その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は「大分類 I－卸売業，小売業」に分類される。

101 清涼飲料製造業

アルコールを含まない飲料でサイダー，ラムネ，炭酸水，ジュース，シロップなどの清涼飲料及びし好飲料を製造する事業所をいう。

ただし，天然炭酸水の瓶詰を行い販売する事業所は「大分類 I－卸売業，小売業 [522, 58p]」に分類される。

- 清涼飲料製造業，し好飲料製造業，サイダー製造業，ラムネ製造業，炭酸水製造業，ジュース製造業，シロップ製造業（糖みつ製造業でないもの），ミネラルウォーター製造業，コーヒー飲料製造業，果実飲料製造業，茶系飲料製造業，豆乳飲料製造業，イオン飲料製造業
- × 糖みつ製造業 [095]，ジュース原液製造業 [093]，乳酸菌飲料製造業 [091]，発酵乳製造業 [091]，はちみつ処理加工業 [091]，粉末ジュース製造業 [09p]

102 酒類製造業

ぶどう酒，りんご酒などの果実酒を製造する事業所，ビール類，清酒を製造する事業所，焼酎，ウイスキー，ブランデーなどの蒸留酒を製造する事業所及び味りん，白酒，リキュール，薬味酒などの混成酒（又は再製酒）を製造する事業所をいう。

- 果実酒製造業，甘味果実酒製造業，ぶどう酒製造業，いちご酒製造業，ビール製造業，清酒製造業，蒸留酒製造業，ウイスキー製造業，混成酒製造業，合成清酒製造業，薬用酒製造業，味りん製造業，飲料用アルコール製造業，梅酒製造業，発泡酒製造業
- × 甘酒製造業〔09p〕，工業用アルコール製造業〔16a〕

103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）

購入した茶生葉又は荒茶を主原料にして，荒茶又は仕上げ茶を製造する事業所及びコーヒー生豆をばいせん（焙煎），粉碎して荒びきコーヒー又はインスタントコーヒーを製造する事業所をいう。

- 製茶業，荒茶製造業，緑茶製造業，紅茶製造業，茶再製業，荒びきコーヒー製造業，インスタントコーヒー製造業，コーヒー豆ばいせん（焙煎）業
- × はま茶製造業〔09p〕，こぶ茶製造業〔09p〕，麦茶製造業〔09p〕，即席ココア製造業〔09p〕，コーヒー飲料製造業〔101〕，茶系飲料製造業〔101〕

104 製氷業

販売用氷を製造する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 天然氷の採取貯蔵を行う事業所は「大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業〔05a〕」に分類される。
- (2) ドライアイスを製造する事業所は「中分類16－化学工業〔16a〕」に分類される。

- 製氷業，氷製造業，人造氷製造業，冷凍業（主として氷の製造を行うもの）

105 たばこ製造業

紙巻たばこ，葉巻たばこ，きざみたばこ，パイプたばこなどを製造する事業所及び葉たばこの処理（再乾燥，除骨，たる詰など）を行う事業所をいう。

ただし，農家で行う葉たばこの乾燥調理などは，農業活動に含め「大分類A－農業，林業〔01a〕」に分類される。

- たばこ製造業，葉たばこ処理業
- × たばこ卸売業〔559〕

106 飼料・有機質肥料製造業

穀類や購入した動植物性加工副産物などを原料として，家畜，家きん（禽），愛がん・観賞用動物などの配合飼料及び単体飼料を製造する事業所並びに動物性，植物性の有機質肥料を製造する事業所をいう。

- 飼料製造業，配合飼料製造業，観賞魚用飼料製造業，ペットフード製造業，単体飼料製造業，魚粉飼料製造業，酵母飼料製造業，貝殻粉飼料製造業，有機質肥料製造業，海産肥料製造業，骨粉肥料製造業，魚肥製造業，植物かす肥料製造業，腐葉土製造業，たい（堆）肥製造業

- × 化学肥料製造業 [161], 配合肥料製造業 [161], 飼料添加剤製造業 (成長促進剤など) [165], 化成肥料製造業 [161]

中分類 11－繊維工業

この中分類には、製糸、紡績糸、織物、ニット生地、網地、フェルト、染色整理及び衣服の縫製など繊維製品の製造を行う事業所が分類される。

ただし、グラスウール、ロックウールなどの紡織を行う事業所は「中分類 21－窯業・土石製品製造業 [211, 21a)」に分類される。

111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業

生糸、化学繊維、炭素繊維を製造する事業所、綿、アセテート短繊維、羊毛などから紡績糸を製造する事業所及びねん糸、かさ高加工糸（伸縮加工糸等を含む）を製造する事業所をいう。

- 生糸製造業、玉糸製造業、野蚕糸製造業、レーヨンフィラメント製造業、スフ（ビスコース短繊維）製造業、キュプラ（銅アンモニア糸）製造業、アセテート長繊維（アセテートフィラメント）製造業、アセテート短繊維（アセテートステープル）製造業、合成繊維製造業、ナイロン繊維製造業、ビニロン繊維製造業、ポリ塩化ビニリデン繊維製造業、ポリ塩化ビニル繊維製造業、ポリエステル繊維製造業、ポリエチレン繊維製造業、アクリル繊維製造業、ポリプロピレン繊維製造業、ポリウレタン繊維製造業、スパンデックス（弾性繊維）製造業、炭素繊維製造業、綿紡績業、落綿紡績業、特紡紡績業、化学繊維紡績業、アセテート紡績業、合成繊維紡績業、スフ紡績業、レーヨンステープル紡績業、レーヨン紡績業、スフ糸製造業、ナイロン紡績糸製造業、毛紡績業、そ（梳）毛紡績業、紡毛紡績業、麻紡績業、手紡績業、和紡紡績業、くず繊維紡績業、再生糸製造業、ガラ紡績業、芭蕉繊維紡績業、マオラン繊維紡績業、絹ねん糸製造業、レーヨんねん糸製造業、綿ねん糸製造業、毛ねん糸製造業、麻ねん糸製造業、合成繊維ねん糸製造業、網糸ねん糸製造業、小町糸製造業、レース糸製造業、カタン糸製造業、飾りより糸製造業、刺しゅう糸製造業、意匠より糸製造業、縫糸製造業、金銀ねん糸製造業、かさ高加工糸製造業、ウーリー加工糸製造業
- × ペニー製造業 [115], ガラス繊維製造業 [211], 岩綿布製造業 [21a], 紙ねん糸製造業 [14c], 抄紙糸製造業 [14c], 分織糸製造業 [115], 金銀糸製造業（ねん糸を除く） [115], 刺しゅうレース・編レース製造業 [115], 医療用縫合糸製造業 [274], 製綿業 [115]

112 織物業

綿糸、スフ糸、合成繊維紡績糸、生糸、絹紡糸、レーヨン、そ毛糸、紡毛糸、亜麻糸などの繊維糸で織物を製造する事業所をいう。

ゴム糸入織物を製造する事業所も本分類に含まれる。

- 綿織物業、スフ織物業、和紡織物業、タオル地織物業、かなきん（金巾）織業、クレーブ織業、帆布地織業、蚊帳地織業、寒冷紗織業、かすり（緋）地織業、綿タイヤコード製造業、絹織物業、人絹織物業、ちりめん（縮緬）織業、羽二重織業、しゅす（縞子）織業、ろ（紹）織業、しゃ（紗）織業、つむぎ（紬）織業、そ（梳）毛織物業、紡毛織物業、織フェルト製造業、モスリン織業、サージ織業、麻織物業、ホース地織物業、抄紙織物業、芭蕉布織物業、光輝暈縁製造業、リボン製造業、織マーク製造業、テープ製造業、ゴム糸入織物業製造業、細幅織物業

- × おさ(箒)通し業 [115], そうこう(綜統)通し業 [115], 抄紙糸製造業 [14c], プレスフェルト製造業 [115], ゴム引布製造業 [19a], ガラス繊維織物業 [211], 整経業 [115], レース製造業 [115]

113 ニット生地製造業

丸編ニット生地又は丸編ニット半製品, たて編ニット生地, 横編ニット生地又は横編ニット半製品を製造する事業所をいう。

ただし, ニット製品を製造する事業所は「小分類 11a-衣服・繊維製身の回り品製造業」, 「小分類 119-その他の繊維製品製造業」に分類される。

- 丸編ニット生地製造業, 丸編ニット半製品製造業, たて編ニット生地製造業, 横編ニット生地製造業, 横編ニット半製品製造業
- × ニット製下着製造業 [11a], 補整着製造業 [11a], 丸編ニット製靴下製造業 [11a], ニット製手袋製造業 [11a], セーター類製造業 [11a], ニット生地・同製品整理仕上業 [114]

114 染色整理業

綿状繊維, 糸, 織物, ニット, レース, 繊維雑品などに精練, 漂白, 浸染, なっ染, 整理仕上げ {つや出し, つや消し, 起毛, 防縮, 防水, 防火, 防しゅう(皺), 防虫, 柔軟, シルケット, 硬化, 擬麻, のり付け, 押型, 防ばい(黴), 固定など} 及びその他の処理を行う事業所をいう。

- 織物機械染色業, 織物機械整理仕上業, 織物機械漂白業, 織物機械なっ染業, 織物幅出業, 織物乾燥業, 手なっ染業(スクリーン又は板上げの方法による友禅柄, スカーフ柄などのなっ染を含む), 注染業(中形, 手ぬぐい染を含む), 和ざらし(晒)業, 紋染業, 手描染業, 引染業, 印はんでん染業, 旗染業, 長板本染業, 精練・漂白業(白張を含む), 浸染業(あい染, 紅染を含む), 手加工染色整理仕上業, 綿状繊維・糸漂白業, 綿状繊維・糸染色業, 綿状繊維・糸整理仕上業, ニット生地・同製品(靴下を含む)・編レース漂白業, ニット・レース漂白業, ニット生地・同製品(靴下を含む)・編レース染色業, ニット・レース染色業, ニット生地・同製品(靴下を含む)・編レース整理仕上業, ニット・レース整理仕上業, タオル染色整理業, 細幅織物染色整理業, 組ひも染色整理業, 綱網染色整理業
- × 整毛業 [115], 反毛業 [115], 羊毛洗上業 [115], 油布製造業 [115], 洗張業 [789], 染物屋(個人からの注文によるもの) [789], せん(剪)毛業 [115], 毛皮染色業 [20d]

115 綱・網・レース・繊維粗製品製造業

マニラ麻, サイザル, 綿糸, 合成繊維糸などで綱を製造する事業所, 綿糸, 絹糸, 麻糸, 合成繊維糸などで網地(漁網地を含む)を製造する事業所, レース, 組ひもを製造する事業所, 整毛を行う事業所, フェルト, 不織布, 上塗り又は防水した織物を製造する事業所及び綿, 編ひもなどの繊維粗製品を製造する事業所をいう。

ただし, 次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 織フェルトを製造する事業所は「小分類 112-織物業」に分類される。
 - (2) ゴム引布を製造する事業所は「中分類 19-ゴム製品製造業 [19a)」に分類される。
 - (3) わら縄を製造する事業所は「中分類 32-その他の製造業 [32c)」に分類される。
- トワイン製造業, ロープ製造業(繊維製のもの), コード製造業(繊維製のもの), 漁網製造業, 網地製造業(ヘアネット用, 棚網用, 運動用, 包装用など), 刺しゅうレース製造業, ケミカルレース製造業, ギュピヤーレース製造業, 編レース製造業, きっこうしゃ(亀甲紗)製造業, ボビンレース製造業, ボビーカーテンレース製造業, リバーレース製造業, トーションレース製造業, 組ひも製造業, 繊維製靴ひも製造業, 巻ひも製造業, 編ひも製造業, よ

りひも製造業、モール製造業、ふさ類製造業、整毛業、反毛業、羊毛洗上業、トップ製造業、製綿業、プレスフェルト製造業、油布製造業、絶縁布製造業、ガムテープ製造業（ベースが布のもの）、麻製織業、せん（剪）毛業、整経業、おさ（箆）通し業、そうこう（綜統）通し業、模様形製造業、電着植毛業（ベースのいかんを問わない）、フロック加工業、巻糸業

- × 織フェルト製造業〔112〕、わら縄製造業〔32c〕、コード（電線）製造業〔23a〕、刺しゅう製品製造業〔119〕、ガムテープ製造業（ベースが紙のもの）〔14c〕、型紙製造業（繊維工業用を除く）〔14c〕、ゴム引布製造業〔19a〕、獣毛整理業（羊毛、羊毛類似の毛を除く）〔32c〕、繊維製衛生材料製造業〔119〕、ワイヤロープ製造業〔24a〕

11a 衣服・繊維製身の回り品製造業

織物製（不織布製及びレース製を含む）・ニット製の外衣・シャツ・下着類を製造する事業所、和装製品・繊維製身の回り品を製造する事業所及び毛皮製コート、えり巻などの衣服・繊維製身の回り品を製造する事業所をいう。

なめし革製衣服（スカート、ベストなど）を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 一貫作業によってビニル製外衣などを製造する事業所は「中分類 18ープラスチック製品製造業（別掲を除く）〔18a〕」に分類される。
 - (2) 一貫作業によってゴム引布製外衣などを製造する事業所は「中分類 19ーゴム製品製造業〔19a〕」に分類される。
 - (3) ゴム製手袋を製造する事業所は「中分類 19ーゴム製品製造業〔19a〕」に分類される。
 - (4) なめし革製手袋を製造する事業所は「中分類 20ーなめし革・同製品・毛皮製造業〔20d〕」に分類される。
- 成人男子・少年服製造業、成人女子・少女服製造業、乳幼児服製造業、ワイシャツ製造業、事務服製造業、作業服製造業、衛生衣製造業、スポーツ用衣服製造業、学校服製造業、ニット製外衣製造業、シャツ製造業、セーター類製造業、下着類製造業、寝着類製造業、補整着製造業、和装製品製造業（足袋を含む）、ネクタイ製造業、マフラー製造業、ハンカチーフ製造業、靴下製造業、繊維製手袋製造業、帽子製造業（帽体を含む）、毛皮製品製造業、毛皮えり巻製造業、なめし革製衣服製造業
 - × 毛皮製造業〔20d〕、地下足袋製造業〔192〕、ビニル製外衣製造業（一貫作業によるもの）〔18a〕、ゴム引布製外衣製造業（一貫作業によるもの）〔19a〕、ゴム製手袋製造業〔19a〕、なめし革製手袋製造業〔20d〕、麦わら帽子製造業〔32c〕、注文服店（材料店持ちのもの）〔57a〕、注文服店（材料個人持ちのもの）〔793〕

119 その他の繊維製品製造業

寝具、毛布、じゅうたん、帆布製品、繊維製袋を製造する事業所、刺しゅう加工を行う事業所、タオル、繊維製衛生材料を製造する事業所及びどん帳、テーブル掛など他に分類されない縫製雑品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 毛布地を製造する事業所は「小分類 112ー織物業」又は「小分類 113ーニット生地製造業」に分類される。
- (2) 毛布地製の衣類などを製造する事業所は「小分類 11aー衣服・繊維製身の回り品製造業」に分類される。
- (3) かばん及び袋物を製造する事業所は材料のいかんを問わず「中分類 20ーなめし革・同製品・毛皮製造業〔20c〕」に分類される。
- (4) 畳表、ござ、花むしろ、リノリウム製の床敷物などを製造する事業所は「中分類 32ーその他の製造業〔32c〕」に分類される。

- 寝具製造業，羽根布団製造業，マットレス製造業（和室用），毛布製造業，帆布製品製造業，麻袋製造業，刺しゅう業，タオル製造業，カーテン製造業，じゅうたん製造業，繊維製衛生材料製造業，ガーゼ製造業，ほう帯製造業，テーブル掛製造業
- × 刺しゅうレース製造業〔115〕，タオル地織物業〔112〕，羽毛成品製造業〔32a〕，はたき製造業〔32c〕，袋物製造業〔20c〕，かばん製造業〔20c〕，ハンドバッグ製造業〔20c〕，タオル地ハンカチ製造業〔11a〕，マットレス製造業（ベッド用）〔131〕，電気毛布製造業〔293〕

中分類 12－木材・木製品製造業（家具を除く）

この中分類には、製材を行う事業所及び単板（ベニヤ）、合板、屋根まさなど木製基礎資材を製造する事業所並びにこれらの木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料としてつくられる製品を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 家具，建具を製造する事業所は「中分類 13－家具・装備品製造業〔131，133，13a〕」に分類される。
- (2) 木製の楽器，がん具，運動用具，ほうき，くま手，木型などを製造する事業所は「中分類 32－その他の製造業〔324，325，32c〕」に分類される。
- (3) 建設工事現場で建設工事の一部として行う木製品の製造，木材による修繕，改装などを行う事業所は「大分類 D－建設業〔06a〕」に分類される。
- (4) 個人の注文によって木製品を製造し小売する事業所は「大分類 I－卸売業，小売業」に分類される。

121 製材業，木製品製造業

丸太（そま角，大割材などを含む）を原料として製材機械によって板，角材などの製材を行う事業所，単板（ベニヤ）及び木材チップを製造する事業所並びに屋根板，経木，げた材，鉛筆軸板などの特殊な製材品又は木製品を製造する事業所をいう。

竹及び枝づるなどの加工基礎資材を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 木製サッシ（窓，戸の枠），その他の造作材及び合板を製造する事業所は「小分類 122－造作材・合板・建築用組立材料製造業」に分類される。
 - (2) 購入した材料から菓子・果物かご，木箱，包装木箱などを製造する事業所は「小分類 123－木製容器製造業（竹，とうを含む）」に分類される。
 - (3) 土木建築の一部として工事現場で行う製材は「大分類 D－建設業〔06a〕」に分類される。
- 製材業，製板業，ひき（挽）材業，仕組板製材業，木材小割業（薪製造を除く），唐木製材業，標準材製造業，面取材製造業，まくら木製造業，支柱製造業，腕木製造業，ひき割業，単板（ベニヤ）製造業，木材チップ製造業，屋根板製造業，木羽製造業，そぎ板製造業，経木製造業，経木箱仕組材製造業，経木マット製造業，経木モール製造業，木毛製造業，エキセルシャー製造業，たる材製造業，おけ材製造業，木栓製造業，たが製造業，たる丸製造業，げた材製造業，鉛筆軸板製造業，木管素地製造業，竹ひご製造業，さらし竹製造業，成形竹製造業，竹・とう・きりゅう・枝づる加工基礎資材製造業，野球用バット素材製造業
 - × 木箱製造業〔123〕，木製サッシ製造業〔122〕，くい丸太生産業〔02a〕，床板製造業〔122〕，パーケットブロック製造業〔122〕，床柱製造業〔122〕，磨き丸太製造業〔122〕，合板製造業〔122〕，経木折箱製造業〔123〕，マッチ箱製造業〔32c〕，コルク栓製造業〔129〕，たる・おけ製造業〔123〕，鉛筆軸製造業〔32c〕，ベニヤパネル製造業〔122〕，パネル（コンクリート

122 造作材・合板・建築用組立材料製造業

サッシ(窓, 戸の枠), 羽目板, 入口, 階段などの造作材を製造する事業所, ベニヤ合板, 特殊合板, 集成材, 建築用木製組立材料, パーティクルボード(削片板), 繊維板, 銘木及び床板を製造する事業所をいう。

ただし, 標準材や面取り材を製造する事業所は「小分類 121-製材業, 木製品製造業」に分類される。

- 木製サッシ製造業, 木製ドアフレーム製造業, 合板製造業, 化粧ばり合板製造業, ベニヤ合板製造業, 竹合板製造業, 集成材製造業, 積層材製造業, 木製組立建築材料製造業, パーティクルボード製造業, 硬質繊維板(ハードボード)製造業, 半硬質繊維板製造業, 軟質繊維板製造業, テックス製造業, 吸音繊維板製造業, 銘板製造業(木製), 磨き丸太製造業, 床柱製造業, 床板製造業, フローリングボード製造業
- × 金属製サッシ製造業 [24a], 単板(ベニヤ)製造業 [121], プラスチック化粧板製造業 [18a]

123 木製容器製造業(竹, とうを含む)

竹, とう, きりゅう, 単板(ベニヤ)などから衣料かご, 果物・野菜かごなどを製造する事業所及び木箱, たる, おけを製造する事業所をいう。

輸送用木製ドラム, 通かん(函)を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし, 次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 竹, とう, きりゅう製の家具を製造する事業所は「中分類 13-家具・装備品製造業 [131]」に分類される。
- (2) たる・おけ用材を製造する事業所は「小分類 121-製材業, 木製品製造業」に分類される。
- 竹製容器製造業, かご製造業, ざる製造業, こうり(行李)製造業, とう製容器製造業, きりゅう製容器製造業, ベニヤかご製造業, 折箱製造業, 経木折箱製造業, ささ折箱製造業, 杉折箱製造業, 製かん(函)業, 木箱製造業, ベニヤ箱製造業, 輸送用木製ドラム製造業, 包装木箱製造業, 茶箱製造業, 工具木箱製造業, 取枠製造業, 巻枠製造業, たる製造業(酒たる, 味そたる, しょう油たる, 漬物たる, ビールたる, 薬品たるなど), おけ製造業, たらい製造業, 飯びつ製造業(木製おけ形のもの)
- × びく製造業 [325], たる・おけ用材製造業 [121], 金属製ざる製造業 [24a], 竹・とう・きりゅう製家具製造業 [131], 紙製折箱製造業 [145], プラスチック製ざる・おけ製造業 [18a]

129 その他の木製品製造業(竹, とうを含む)

他の事業所で製材されたものをクレオソート, その他の薬品で防腐, 耐火, 防虫などの処理及び乾燥を行う事業所, コルク加工基礎資材及びコルク製品を製造する事業所並びに靴型・靴しん(芯)(材料のいかんを問わない), 木製履物, 曲輪, 木製くり物など他に分類されない木製品を製造する事業所をいう。

ただし, 木, 竹, とうづる, きりゅう製の家具を製造する事業所は「中分類 13-家具・装備品製造業 [131]」に分類される。

- 木材薬品処理業, 木材防腐処理業, 木材注薬業, 木材耐火処理業, 木材乾燥業(天日乾燥を含む), まくら木薬品処理業, 木製履物台木いぶし業, 靴型製造業(金属製, プラスチック製を含む), 靴しん(芯)製造業(材料のいかんを問わない), コルク栓製造業, コルクタイル製造業, 木製履物製造業, げた台製造業, 塗りげた製造業(漆塗りを除く), 木製履物塗装業(漆塗りを除く), 曲輪製造業, 曲物製造業, ひつ(櫃)製造業, せいろ製造業, 木製

彫刻物製造業，旗ざお製造業（木・竹製のもの），柄製造業（とう・竹製のもの），かい（櫛）製造業，洗濯板製造業，つまようじ製造業，寄木細工製造業（家具，置物を除く），くり物製造業，漆器素地製造業（木製くり物），竹製敷物製造業，とう製敷物製造業，はし製造業（木・竹製のもので漆塗りを除く），割ばし製造業，茶せん製造業，ふるい製造業，重箱製造業（漆器製を除く），木製ハンガー製造業，木製品塗装業（鉛筆軸を除く），木管製造業（紡績用を除く），機械器具木部製造業（紡績用木管を除く）

- × 漆塗りげた製造業 [32c]，マッチ軸製造業 [32c]，はし製造業（漆塗りのもの） [32c]，ます製造業 [27c]，物差製造業 [27c]，そろばん製造業 [32c]，木管製造業（紡績用のもの） [26c]，重箱製造業（漆器製のもの） [32c]，木製がん具・スポーツ用品製造業 [325]，取杵・巻杵製造業 [123]，木製飯びつ製造業 [123]，パレット製造業（荷役運搬用，材料のいかんを問わない） [32c]

中分類 13—家具・装備品製造業

この中分類には，家庭用及び事務用家具（和式及び洋式を含む），宗教用具，戸，障子，ふすま，日よけ，竹すだれなどを製造する事業所が分類される。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 漆塗り家具を製造する事業所は「中分類 32—その他の製造業 [32c]」に分類される。
- (2) 個人の注文により家具，建具を製造する事業所は「大分類 I—卸売業，小売業 [601]」に分類される。
- (3) 家具類の改造，修理などを行う事業所は「大分類 R—サービス業（他に分類されないもの） [90a]」に分類される。

131 家具製造業

木製家具，金属製家具を製造する事業所及び材料のいかんを問わず，ベッド用マットレス，ベッド・いすなどに用いるクッション用組スプリング，スプリングクッションを製造する事業所をいう。

学校，集会所，図書館などに用いる家具，つい立，戸棚，ロッカー，輸送設備，研究室，病院，その他専門用のために特に考案された研究室用テーブルなどを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 宗教用具を製造する事業所は「小分類 13a—その他の家具・装備品製造業」に分類される。
 - (2) 漆塗り家具を製造する事業所は「中分類 32—その他の製造業 [32c]」に分類される。
 - (3) 石製・プラスチック製家具を製造する事業所は「小分類 13a—その他の家具・装備品製造業」に分類される。
 - (4) 個々のスプリングを製造する事業所は「中分類 24—金属製品製造業 [24a]」に分類される。
- 木製家具製造業，たんす製造業，竹製家具製造業，とう製家具製造業，きりゅう製家具製造業，ミシンテーブル製造業（脚を除く），木製ラジオ・テレビジョン・ステレオ用キャビネット製造業，金属製家具製造業，金属製事務机製造業，金属製ロッカー製造業，木製家具塗装業（漆塗りを除く），金属製家具塗装業（漆塗りを除く），マットレス製造業（ベッド用），スプリングクッション製造業
 - × 繊維製敷物製造業 [119]，宗教用具製造業 [13a]，漆塗り製家具製造業 [32c]，石製家具製造業 [13a]，プラスチック製家具製造業 [13a]，金庫・金庫室製造業 [24a]，ワイヤスプ

リング製造業〔24a〕, マットレス製造業(和室用)〔119〕, ポリウレタンフォーム製造業〔18a〕,
プラスチック製ラジオ・テレビジョン・ステレオきょう(筐)体製造業〔18a〕

133 建具製造業

障子, 雨戸格子, ふすま(骨及び縁を含む)を製造する事業所をいう。

- 建具製造業, 戸製造業, 障子製造業, 欄間製造業(銘板を除く), ふすま製造業, ふすま骨製造業, ふすま縁製造業
- × 木製サッシ製造業〔122〕, 金属製サッシ製造業〔24a〕, 建具屋〔601〕, 建具工事業〔06a〕, 表具業〔90a〕, 漆塗り建具製造業〔32c〕

13a その他の家具・装備品製造業

宗教用具(貴金属製, 陶磁器製及び漆器製以外のもの)を製造する事業所, 材料のいかんを問わず, 陳列棚, 陳列ケース, 事務所用つい立, 間仕切りなど事務所用・店舗用装備品及びこれに附随する製品を製造する事業所, 窓・扉用日よけ, カーテンロッド, びょうぶ, 衣こう, すだれ及びその他部品, 附属品を製造する事業所, 鏡縁, 額縁を製造する事業所並びに石製家具, 黒板など他に分類されない家具及び装備品を製造する事業所をいう。

ベネシャンブラインド(金属製を除く)を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし, 次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 金属製ベネシャンブラインドを製造する事業所は「中分類 24ー金属製品製造業〔24a〕」に分類される。
 - (2) 金庫及び金庫内箱を製造する事業所は「中分類 24ー金属製品製造業〔24a〕」に分類される。
 - (3) 個人の注文によって掛軸などをつくるいわゆる表具屋は「大分類Rーサービス業(他に分類されないもの)〔90a〕」に分類される。
- 仏具製造業(位はい, 仏具台, 香盤, 霊具ぜん, 木魚, 高つきなど), 神仏具製造業, お宮製造業, みこし製造業, 仏壇製造業, 三方製造業(ひな祭用を除く), 事務所用装備品製造業(つい立, 間仕切りなど), 店舗用装備品製造業{陳列ケース(網棚, 台を含む), 陳列棚など}, 日よけ製造業(金属製及び帆布製を除く), ブラインド製造業(金属製を除く), ブラインド部品・附属品製造業, よろい戸製造業(金属製を除く), カーテン部品・附属品製造業, びょうぶ製造業, 衣こう・つい立製造業(和式のもの), すだれ製造業, 掛軸製造業(業務用, 広告用など), 木製玉のれん製造業, 鏡縁製造業, 額縁製造業, 画入れ額縁製造業, 写真入れ額縁製造業, 黒板製造業, 石製家具製造業, プラスチック製家具・装備品製造業, 強化プラスチック製家具製造業
 - × 貴金属製仏具製造業〔32a〕, 漆器製仏具製造業〔32c〕, 葬具製造業〔32c〕, 陶磁器製神仏具製造業〔214〕, ひな祭用三方製造業〔325〕, 金庫製造業〔24a〕, 金属製保管庫・戸棚類製造業(ロッカーを含む)〔131〕, 冷凍・冷蔵ショーケース製造業〔253〕, 金属製日よけ製造業〔24a〕, 帆布製日よけ製造業〔119〕, 金属製よろい戸製造業〔24a〕, 表具業〔90a〕, 竹製家具製造業〔131〕, とう製家具製造業〔131〕, 金属製家具製造業〔131〕

中分類 14ーパルプ・紙・紙加工品製造業

この中分類には、木材、その他の植物原料又は古繊維から、パルプ及び紙を製造する事業所又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所が分類される。

抄紙紙糸、セロファンを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 抄紙紙織物を製造する事業所は「中分類 11ー繊維工業 [112]」に分類される。
- (2) 研磨紙を製造する事業所は「中分類 21ー窯業・土石製品製造業 [21a]」に分類される。
- (3) 写真感光紙を製造する事業所は「中分類 16ー化学工業 [169]」に分類される。

14a パルプ・紙製造業

木材、その他の植物原料からパルプを製造する事業所及び木材パルプ、古紙、こうぞ、みつまた、がんび、その他の繊維から洋紙、板紙、和紙を製造する事業所をいう。

- パルプ製造業、新聞用紙製造業、印刷用紙製造業、筆記・図画用紙製造業、薄葉紙製造業、印画紙用原紙製造業、板紙製造業、段ボール原紙製造業、チップボール製造業、衛生用紙製造業（ちり紙用、トイレトペーパー用、ナプキン用など）、雑種紙製造業、障子紙製造業、書道用紙製造業、改良紙製造業、温床紙製造業
- × 加工紙製造業 [14c]、段ボール製造業 [14c]、ふすま紙製造業 [14c]、ティッシュペーパー製造業 [14c]、トイレトペーパー製造業 [14c]、紙タオル・紙ナプキン製造業 [14c]

145 紙製容器製造業

セメント袋、米麦用袋など重袋用クラフト紙を主資材とする多層の重包装紙袋製品を製造する事業所、ショッピングバッグ、手提紙袋などの角底紙袋製品を製造する事業所及び段ボール箱、紙器製品を製造する事業所をいう。

ただし、事務用角底紙袋を製造する事業所は「小分類 14cーその他のパルプ・紙・紙加工品製造業」に分類される。

- セメント袋製造業、小麦粉袋製造業、石灰袋製造業、肥料袋製造業、砂糖袋製造業、米麦用袋製造業、石炭袋製造業、重包装紙袋製造業、手提用角底紙袋製造業、ショッピングバッグ製造業、段ボール箱製造業、紙器製造業、印刷箱製造業、貼箱製造業、簡易箱製造業、紙製コップ・皿製造業
- × 漆塗り紙箱製造業 [32c]、段ボール製造業 [14c]、事務用角底紙袋製造業 [14c]、バルカナイズドファイバー箱製造業 [14c]、マッチ箱製造業 [32c]

14c その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

塗工紙、ソリッドファイバー、バルカナイズドファイバー、ブックバインディングクロス、段ボール、壁紙、ふすま紙などの加工紙を製造する事業所、帳簿、封筒、ノート、便せん、日記帳、包装紙、シールなどの事務用・学用・日用紙製品などを製造する事業所及びセロファン、衛生用紙綿、紙ナプキン、紙テープ、紙おむつ、紙製生理用品、ソリッドファイバー製品など他に分類されないパルプ・紙・紙加工品を製造する事業所をいう。

- 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）、ろう加工紙製造業、油脂加工紙製造業、プラスチック加工紙製造業、包装加工紙製造業、ターポリン紙製造業、防せい（錆）紙製造業、アスファルトルーフィング製造業（ベースが紙のもの）、絶縁紙テープ製造業、ろう紙製造業、油紙製造業、人造竹皮製造業、ソリッドファイバー製造業、バルカナイズドファイバー製造業、ラ

ミネート紙製造業，耐酸紙製造業，防虫紙製造業，紙製・織物製ブックバインディングクロス製造業，段ボール製造業，壁紙製造業，ふすま紙製造業，事務用紙製品製造業，帳簿類製造業，事務用書式類製造業，封筒・事務用紙袋製造業，事務用せん（箋）製造業，手帳製造業，表紙類製造業，計算機用紙製品製造業，紙製ファイル製造業，ノート・学習帳製造業，図画用紙製造業，原稿用紙・方眼紙製造業，紙ばさみ（挟）製造業，便せん（箋）製造業，祝儀用紙製品製造業，写真用紙製品製造業（アルバム，コーナー，台紙など），正札製造業，名刺台紙・私製はがき製造業，包装紙製造業，カード製造業，シール製造業，セロファン製造業，紙おむつ製造業，紙製生理用品製造業，衛生用紙綿製造業，衛生用綿状パルプ製造業，紙タオル・紙ナプキン製造業，トイレットペーパー製造業，ティッシュペーパー製造業，紙ひも製造業，紙テープ製造業，セロファンテープ製造業，抄紙紙糸製造業，紙管製造業，小形紙袋製造業（重包装・角底紙袋を除く），ガムテープ製造業（ベースが紙のもの），ソリッドファイバー（箱，管，筒）製造業，バルカナイズドファイバー（箱，管，筒）製造業，バルカナイズドファイバー製ボビン・糸巻製造業，絶縁用バルカナイズドファイバー製品製造業

- × 塗工印刷用紙製造業 [14a]，写真感光紙製造業 [169]，化粧ばり板製造業（プラスチック製のもの）[18a]，段ボール箱製造業 [145]，ジャカードカード（紋紙）製造業 [115]，印画紙製造業 [169]，油布・絶縁布製造業 [115]，研磨紙製造業 [21a]，段ボール原紙製造業 [14a]，セメント袋製造業 [145]，バルカナイズドファイバー製トランク製造業 [20c]，シール印刷業 [151]，折紙製造業 [325]，抄紙紙織物業 [112]，大形紙袋製造業 [145]，重包装紙袋製造業 [145]，ガムテープ製造業（ベースが布のもの）[115]，繊維製衛生材料製造業 [119]，ティッシュペーパー用紙製造業 [14a]，トイレットペーパー用紙製造業 [14a]

中分類 15－印刷・同関連業

この中分類には，印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される。

151 印刷業

各種の印刷を行う事業所をいう。

- オフセット印刷業，とっ版印刷業，おう版印刷業，スクリーン印刷業，プラスチックフィルム印刷業，金属印刷業，布地印刷業，印刷製本業，新聞印刷業（自ら発行を行わないもの）
- × 製本業 [153]，新聞印刷発行業 [413]，教科書印刷出版業 [414]，印刷会社営業所 [92a]

153 製本業，印刷物加工業

製本，印刷物の光沢加工，裁断，はく（箔）押しなどの加工を行う事業所をいう。

ただし，印刷と同時に製本を行う事業所は「小分類 151－印刷業」に分類される。

- 製本業，印刷物加工業，印刷物光沢加工業，印刷物裁断業，印刷物はく（箔）押し業
- × 印刷製本業 [151]，はく（箔）押業（印刷物以外に行うもの）[92a]

15a 印刷関連サービス業

オフセット版，とっ版，グラビア版，スクリーン版などの印刷原版又は刷版を製造する事業所及び校正刷り，刷版研磨などの印刷・同関連業にかかわる補助業務を行う事業所をいう。

- 写真製版業，写真植字業（電算植字，手動植字を含む），デジタル製版業（CTP方式），刷版焼付業，グラビア製版業，スクリーン製版業，フレキソ製版業，版下作成業，鉛版製造業，活字製造業，銅版彫刻業，木版彫刻業，印刷用プラスチック版製造業，フォトマスク製造業，校正刷業，刷版研磨業，印刷物結束業，印刷校正業
- × プリント配線板製造業（配線済みのもの）〔28a〕，印刷製本業〔151〕，金属彫刻業〔24a〕

中分類 16－化学工業

この中分類には，化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合又は最終処理を行う事業所のうち他の中分類に特掲されないものが分類される。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 鉄の製錬及び合金の製造を行う事業所は「中分類 22－鉄鋼業〔22a〕」に分類される。
- (2) 非鉄金属の製錬及び合金，核燃料の製造を行う事業所は「中分類 23－非鉄金属製造業〔23a〕」に分類される。
- (3) 石油精製又はコークスの製造を行う事業所は「中分類 17－石油製品・石炭製品製造業〔171, 17a〕」に分類される。
- (4) 調味料，ゼラチンを原料とする菓子，動植物油脂の製造及び食用油脂の精製を行う事業所は「中分類 09－食料品製造業〔094, 097, 098〕」に分類される。
- (5) アルコール飲料，飼料，有機質肥料を製造する事業所は「中分類 10－飲料・たばこ・飼料製造業〔102, 106〕」に分類される。
- (6) ガラスの製造，石灰石，ドロマイトのほう焼を行う事業所は「中分類 21－窯業・土石製品製造業〔211, 21a〕」に分類される。
- (7) ゴム製品を製造する事業所は「中分類 19－ゴム製品製造業〔191, 192, 19a〕」に分類される。
- (8) 購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い，自ら化学工業製品を製造しない事業所は「大分類 I－卸売業，小売業〔532〕」に分類される。

161 化学肥料製造業

窒素質・りん酸質肥料，複合肥料を製造する事業所及びけい酸質肥料，苦土質肥料，マンガン質肥料などの化学肥料を製造する事業所をいう。

ただし，肥料成分が動植物質（骨粉肥料，魚肥など）のみに由来する肥料を製造する事業所は「中分類 10－飲料・たばこ・飼料製造業〔106〕」に分類される。

- アンモニア製造業，硫酸アンモニウム（硫安）製造業，硝酸アンモニウム（硝安）製造業，硝酸製造業，塩化アンモニウム（塩安）製造業，尿素製造業，石灰窒素製造業，過りん酸石灰製造業，焼成りん肥製造業，化成肥料製造業，複合肥料製造業，けい酸質肥料製造業
- × カルシウムカーバイド製造業〔16a〕，りん酸製造業〔16a〕，有機質肥料製造業〔106〕，重碳酸アンモニウム製造業〔16a〕

16a 化学工業製品製造業

工業原料として用いられる無機・有機化学工業製品を製造する事業所をいう。

有機化学工業製品からの誘導品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 医薬品及び診断用試薬を製造する事業所は「小分類 165－医薬品製造業」に分類される。
- (2) 診断用以外の試薬，無機殺虫剤，農薬，香料，木材乾留製品，しょう脳，写真フィルム，大豆グルーなどの接着剤，天然樹脂及び木材を原料とする化学薬品を製造する事業所は「小

- 分類 169－その他の化学工業」に分類される。
- (3) アンモニア，硝酸，硫酸アンモニウム，硝酸アンモニウムを製造する事業所は「小分類 161－化学肥料製造業」に分類される。
- (4) アルミニウム製錬用のアルミナを製造する事業所は「中分類 23－非鉄金属製造業〔23a〕」に分類される。
- (5) 販売業務に附随して圧縮ガス，液化ガスの充てんを行う事業所は「大分類 I－卸売業，小売業〔532〕」に，他事業所のために圧縮ガス，液化ガスの充てんのみを行う事業所は「大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）〔92a〕」に分類される。
- (6) 合成繊維を製造する事業所は「中分類 11－繊維工業〔111〕」に分類される。
- (7) グリセリン，石けん，その他の油脂製品及び塗料，印刷インキを製造する事業所は「小分類 164－油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」に分類される。
- (8) 化粧品・歯磨きを製造する事業所は「小分類 166－化粧品・歯磨き・その他の化粧用調整品製造業」に分類される。
- (9) 発酵法により食料品を製造する事業所は「中分類 09－食料品製造業」に分類される。
- (10) 発酵法により飲用アルコールを製造する事業所は「中分類 10－飲料・たばこ・飼料製造業〔102〕」に分類される。
- (11) 茶を製造する事業所は「中分類 10－飲料・たばこ・飼料製造業〔103〕」に分類される。
- (12) 合成皮革を製造する事業所は「中分類 18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）〔18a〕」に分類される。
- (13) セロファンを製造する事業所は「中分類 14－パルプ・紙・紙加工品製造業〔14c〕」に分類される。
- (14) プラスチック製の管，板，フィルム，食器などの製品を製造する事業所は製品の種類により「中分類 18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）〔18a〕」又はその他の中分類に分類される。
- (15) 合成ゴム製品及び天然ゴム製品を製造する事業所は「中分類 19－ゴム製品製造業〔191，192，19a〕」に分類される。
- ソーダ灰製造業，塩酸製造業，顔料製造業，圧縮ガス製造業，ドライアイス製造業，製塩業，精製塩製造業，にがり製造業，硫酸製造業，クロム塩製造業，硫酸塩製造業，カルシウムカーバイド製造業，人造黒鉛製造業，りん酸製造業，エチレン製造業，ベンゼン（ベンゾール）製造業，ブタノール製造業，塩化ビニル（モノマー）製造業，工業用アルコール製造業，合成石炭酸製造業，合成染料製造業，メラミン樹脂製造業，プラスチック製造業，ポリエチレン製造業，フェノール樹脂製造業，合成ゴム製造業，ブタジエンラバー製造業，有機酸塩製造業，サッカリン製造業，合成なめし剤製造業，可塑剤製造業，メタノール製造業，ホルマリン製造業，クレゾール類製造業，プラスチック安定剤製造業（無機系又は有機系のもの）
- × 接着剤製造業〔169〕，天然染料製造業〔169〕，飲料用アルコール製造業〔102〕，圧縮天然ガス生産業〔05a〕，テレピン油製造業〔169〕，しょう脳製造業〔169〕，殺虫剤・農薬製造業〔169〕，硫酸アンモニウム（硫安）製造業〔161〕，合成皮革製造業〔18a〕，石灰窒素製造業〔161〕，硝酸アンモニウム（硝安）製造業〔161〕，合成繊維製造業〔111〕，シリコンカーバイド製造業〔21a〕，尿素製造業〔161〕，黒鉛製品製造業〔21a〕，塗料・印刷インキ製造業〔164〕，絵具製造業〔32c〕，木タール製造業（木材乾留によるもの）〔169〕，写真フィルム製造業〔169〕，コークス製造業〔17a〕，医薬品製造業〔165〕，化粧品製造業〔166〕，香料製造業〔169〕，アンモニア製造業〔161〕，石油精製業〔171〕，石けん・合成洗剤製造業〔164〕，セロファン製造業〔14c〕，プラスチック安定剤製造業（無機系及び有機系混成のもの）〔169〕

164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業

動植物油脂から脂肪酸，硬化油，グリセリンを製造する事業所及び石けん，合成洗剤，界面活性剤，塗料（ペイント，ワニス，エナメル，ラッカー，漆など），印刷インキ，洗浄剤，磨用剤，

ろうそくなどを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 無機顔料、有機顔料及びプラスチックを製造する事業所は「小分類 16a－化学工業製品製造業」に分類される。
 - (2) シャンプー、ひげそりクリームを製造する事業所は「小分類 166－化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」に分類される。
 - (3) 切削油、潤滑油及びグリースを製造する事業所は「中分類 17－石油製品・石炭製品製造業 [17a]」に分類される。
 - (4) 油絵具及び水彩絵具を製造する事業所は「中分類 32－その他の製造業 [32c]」に分類される。
 - (5) 筆記用及びスタンプ用インキを製造する事業所は「小分類 169－その他の化学工業」に分類される。
- 硬化油製造業（工業用、食用）、グリセリン製造業、石けん製造業、合成洗剤製造業、繊維用油剤製造業、エナメル製造業、漆製造業、合成樹脂塗料製造業、印刷インキ製造業、洗浄剤製造業、クレンザー製造業、靴クリーム製造業、塗装ワックス製造業、ろうそく製造業
- × ショートニング製造業 [098]、マーガリン製造業 [098]、動植物油脂製造業 [098]、食用精製油脂製造業 [098]、合成グリセリン製造業 [16a]、シャンプー製造業 [166]、ひげそりクリーム製造業 [166]、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）[17a]、顔料製造業 [16a]、油絵具製造業 [32c]、筆記用・スタンプ用インキ製造業 [169]

165 医薬品製造業

医薬品の原末、原液を製造する事業所、医薬品、医薬部外品の製剤を製造する事業所、ワクチン、血清、毒素、抗毒素、血液製剤など生物学的製剤を製造する事業所、生薬、漢方製剤を製造する事業所及び動物用の医薬品、医薬部外品を製造する事業所をいう。

- 医薬品製造業、医薬品原末製造業、医薬品原液製造業、医薬品原薬製造業、医薬部外品製剤製造業、内服薬製造業、注射剤製造業、外用薬製造業、殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）、殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）、診断用試薬製造業、医療用植物油脂製造業、医療用動物油脂製造業、薬用酵母剤製造業、蚊取り線香製造業、ワクチン製造業、血液製剤製造業、血液センター（血液製剤を製造するもの）、抗毒素製造業、生薬製造業、漢方製剤製造業、生薬小分け業、動物用医薬品製造業、繁殖用薬製造業、飼料添加剤製造業（成長促進剤など）
- × 寒天製造業 [092]、農薬製造業 [169]、殺虫・殺菌剤製造業（農薬）[169]、試薬製造業（診断用を除く）[169]、食料品用酵母剤製造業 [09p]、動植物油脂製造業（医療用を除く）[098]、はえ取り紙製造業 [32c]、オブラート製造業 [09p]

166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業

口紅、ファンデーションなどの仕上用化粧品を製造する事業所、クリーム、化粧水、乳液、洗顔クリームなどの皮膚用化粧品を製造する事業所、シャンプー、整髪料、養毛料などの頭髮用化粧品を製造する事業所及び日焼け止め・日焼け用化粧品、ひげそりクリームなどの化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品を製造する事業所をいう。

香水、オーデコロンを製造する事業所も本分類に含まれる。

- 仕上用化粧品製造業、皮膚用化粧品製造業、香水製造業、オーデコロン製造業、頭髪料製造業、染毛料製造業、日焼け止め・日焼け用化粧品製造業、脱毛料製造業、ひげそり化粧品製造業、歯磨製造業、ひげそりクリーム製造業

- × 石けん製造業〔164〕、合成洗剤製造業〔164〕

169 その他の化学工業

火薬類、農薬、香料、ゼラチン、接着剤、写真感光材料、天然樹脂製品、木材化学製品、試薬（診断用を除く）を製造する事業所及び浄水剤、防臭剤など他に分類されない化学工業製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 武器用の信管、火管及び雷管を製造する事業所は「中分類 27－業務用機械器具製造業〔27c〕」に分類される。
 - (2) 農薬以外の殺虫・殺そ（鼠）剤を製造する事業所は「小分類 165－医薬品製造業」に分類される。
 - (3) ゼラチンを原料として菓子を製造する事業所は「中分類 09－食品製造業〔097〕」に分類される。
 - (4) 寒天を製造する事業所は「中分類 09－食品製造業〔092〕」に分類される。
 - (5) 接着剤原料用プラスチック及び合成染料を製造する事業所は「小分類 16a－化学工業製品製造業」に分類される。
 - (6) ゴム系接着剤を製造する事業所は「中分類 19－ゴム製品製造業〔19a〕」に分類される。
 - (7) 医療用接着剤を製造する事業所は「中分類 27－業務用機械器具製造業〔274〕」に分類される。
 - (8) 木炭を製造する事業所（乾留製品の製造を主な目的としないもの）及び天然樹脂を採取する事業所は「大分類 A－農業、林業〔02a〕」に分類される。
- 黒色火薬製造業、産業用・武器用無煙火薬製造業、農薬製造業、香料製造業、バルサム精製業、ゼラチン製造業、にかわ製造業、合成樹脂系接着剤製造業、写真フィルム製造業、印画紙製造業、複写感光紙製造業、レンズ付フィルム（使い捨てカメラ）製造業、木タール製造業（木材乾留によるもの）、タンニン抽出業（天然のもの）、天然染料製造業、なめし剤製造業（天然のもの）、しょう脳製造業、テレピン油製造業、試薬製造業（診断用を除く）、デキストリン製造業、筆記用・スタンプ用インキ製造業、めっき薬品製造業、浄水剤製造業、防臭剤製造業、産業用信管・火管・雷管製造業、プラスチック安定剤製造業（無機系及び有機系混成のもの）
 - × 武器用信管製造業〔27c〕、信号用・がん具用煙火製造業〔32c〕、武器用信管・火管・雷管装てん組立業〔27c〕、殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）〔165〕、殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）〔165〕、ゼラチン菓子製造業〔097〕、寒天製造業〔092〕、ゴム系接着剤製造業〔19a〕、医療用接着剤製造業〔274〕、事務用のり製造業〔32c〕、写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業〔18a〕、印画紙用原紙製造業〔14a〕、木炭製造業〔02a〕、樹脂採取業〔02a〕、粗製しょう脳油採取業〔02a〕、活性炭製造業〔16a〕、合成染料製造業〔16a〕、合成なめし剤製造業〔16a〕、ナフタリン製造業〔16a〕、ふのり製造業〔092〕、蚊取り線香製造業〔165〕、線香製造業〔32c〕、診断用試薬製造業〔165〕、墨・墨汁製造業〔32c〕、印刷インキ製造業〔164〕

中分類 17－石油製品・石炭製品製造業

この中分類には、石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所、石炭を主原料として練炭、豆炭を製造する事業所及び舗装材料を製造する事業所が分類される。

石油コークス、膨潤炭など他に分類されない石油製品、石炭製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、ガスを製造し、導管により供給する事業所は「大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業〔341〕」に分類される。

171 石油精製業

原油及び留分を処理し、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、重油、潤滑油、パラフィン、アスファルト、液化石油ガス（LPG）などを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自ら掘採した天然ガスから天然ガソリン、液化石油ガス（LPG）、圧縮ガスを製造する事業所は「大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業〔05a〕」に分類される。
- (2) 販売業務に附随して液化石油ガス（LPG）の充てんを行う事業所は「大分類I－卸売業、小売業〔533, 605〕」に分類される。
- (3) 他事業所のために液化石油ガス（LPG）の充てんのみを行う事業所は「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〔92a〕」に分類される。

- 石油精製業、ガソリン製造業（原油から製造するもの）、パラフィン精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製によるもの）
- × 天然ガス・ガソリン製造業〔05a〕、潤滑油製造業（石油精製によらないもの）〔17a〕、廃油再生業〔17a〕

17a その他の石油製品・石炭製品製造業

購入した鉱油（廃油を含む）及び動植物油などを混合加工して、潤滑油、グリースを製造する事業所、石炭を原料として乾留によって、コークス及び副産物を製造する事業所、アスファルト、タールの舗装用混合物（乳剤、アスファルト混合材、タール混合材など）及び舗装用ブロック（アスファルトブロック、タールブロックなど）を製造する事業所並びに練炭など他に分類されない石油製品及び石炭製品を製造する事業所をいう。

- 潤滑油製造業（購入原料によるもの）、グリース製造業（購入原料によるもの）、コークス製造業、舗装材料製造業、アスファルトブロック製造業、れき青乳剤製造業、練炭製造業、豆炭製造業、微粉炭製造業、ガラ焼業、カルサインコークス製造業、廃油再生業
- × たどん製造業〔32c〕、懐炉灰製造業〔32c〕、舗装タイル製造業（石タイル製のもの）〔21a〕

中分類 18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）

18a プラスチック製品製造業（別掲を除く）

プラスチックを用い、押出成形機、射出成形機などの各種成形機（又は成形器）により成形された押出成形品、射出成形品などの成形製品を製造する事業所、同製品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などの加工を行う事業所、プラスチックを用いて成形のために配合、混和（短繊維、充てん剤、安定剤、着色剤、可塑剤等の混和）を行う事業所及び再生プラスチックを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) プラスチックを粉末、粒状、液体の形で製造する事業所は「中分類 16－化学工業〔16a〕」に、プラスチックから一貫してプラスチック製品を製造する事業所は、最終製品で分類される。

- (2) プラスチックフィルムなどを受け入れて衣服類を製造する事業所は「中分類 11－繊維工業 [11a)」に分類される。
- (3) プラスチック製家具を製造する事業所は「中分類 13－家具・装備品製造業 [13a)」に分類される。
- (4) 合成樹脂系接着剤を製造する事業所は「中分類 16－化学工業 [169)」に分類される。
- (5) プラスチック製履物・同附属品を製造する事業所は「中分類 19－ゴム製品製造業 [192)」に分類される。
- (6) プラスチック製かばん及びプラスチック製袋物を製造する事業所は「中分類 20－なめし革・同製品・毛皮製造業 [20c)」に分類される。
- (7) プラスチック製歯車を製造する事業所は「中分類 25－はん用機械器具製造業 [253)」に分類される。
- (8) プラスチック製計量器を製造する事業所は「中分類 27－業務用機械器具製造業 [27c)」に分類される。
- (9) プラスチック製楽器、がん具、人形、事務用品、装身具、装飾品、ボタン、畳、モデル、模型、パレット（運搬用）を製造する事業所は「中分類 32－その他の製造業」に分類される。
- プラスチック平板製造業，プラスチック積層板製造業，プラスチック化粧板製造業，プラスチック管製造業，プラスチックホース製造業，プラスチック硬質管製造業，プラスチック継手製造業，プラスチック雨どい・同附属品製造業，プラスチックフィルム製造業，写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業，プラスチック製袋製造業，プラスチックシート製造業，プラスチック床材製造業，プラスチックタイル製造業，塩化ビニルタイル製造業，合成皮革製造業，塩化ビニルレザー製造業，工業用プラスチック製品製造業，プラスチック製電話機きょう（筐）体製造業，プラスチック製冷蔵庫庫内装用品製造業，プラスチック製自動車バンパー製造業，プラスチック製テレビジョン・ラジオきょう（筐）体製造業，ポリウレタンフォーム製造業，ポリエチレンフォーム製造業，塩化ビニルフォーム製造業，ポリスチレンペーパー製造業，発泡製品製造業，強化プラスチック製浴槽製造業，強化プラスチック製保安帽帽体製造業，強化プラスチック製橋脚製造業，強化プラスチック製コンテナ製造業，再生プラスチック製造業，廃プラスチック製品製造業，プラスチック製台所用品製造業，プラスチック製食卓用品製造業，プラスチック製浴室用品製造業，プラスチック製容器製造業，プラスチック製結束テープ製造業，塩化ビニル止水板製造業，プラスチック製時計ガラス製造業，人工芝製造業（合成樹脂製のもの），プラスチック板切断加工業，プラスチック製品バフ加工業
- × プラスチック（粉末，粒状，液体）製造業 [16a]，化粧ばり合板製造業 [122]，プラスチック塗装紙製造業 [14c]，プラスチック含浸加工紙製造業 [14c]，プラスチック積層加工紙製造業 [14c]，プラスチック加工ブックバイディングクロス製造業 [14c]，セロファン製造業 [14c]，合成皮革製靴製造業 [192]，合成皮革製かばん・袋物製造業 [20c]，プラスチック製歯車製造業 [253]，プラスチック製軸受製造業 [259]，プラスチック製携帯電灯器具製造業 [29c]，プラスチック製差込プラグ製造業 [29a]，プラスチック製抵抗器・コンデンサ製造業（電力用を除く） [28a]，プラスチック製ボビン製造業（繊維機械用） [26c]，光ファイバケーブル製造業 [23a]，ポリウレタンフォーム製寝具製造業 [119]，ポリウレタンフォーム製マットレス製造業 [131]，ガラス繊維・同製品製造業 [211]，強化プラスチック製舟艇製造業 [313]，強化プラスチック製自動車車体製造業 [311]，強化プラスチック製家具製造業 [13a]，強化プラスチック製スキー用具製造業 [325]，プラスチック再生資源卸売業 [536]，プラスチック製家具・装備品製造業 [13a]，プラスチック製靴型製造業 [129]，印刷用プラスチック版製造業 [15a]，プラスチック製履物・同附属品製造業 [192]，プラスチック製模造真珠製造業 [21a]，プラスチック製眼鏡・眼鏡枠製造業 [32c]，プラスチック製楽器製造業 [324]，プラスチック製がん具・運動用具製造業 [325]，プラスチック製ペン・

ペンシルなど事務用品製造業〔32c〕、プラスチック製装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業〔32a〕、プラスチック製ブラシ製造業〔32c〕、プラスチック製看板・標識機製造業〔32c〕、プラスチック製傘・同部分品製造業〔32c〕、プラスチック製うちわ製造業〔32c〕、プラスチック製モデル・模型製造業〔32c〕、合成繊維製造業〔111〕、合成樹脂塗料製造業〔164〕、漆器製造業〔32c〕、ビニル製衣服製造業（購入材料によるもの）〔11a〕

中分類 19－ゴム製品製造業

この中分類には、天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品、すなわち、タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更生タイヤ、再生ゴム、その他のゴム製品を製造する事業所が分類される。

プラスチック製の履物を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 糸ゴム入りの繊維製品を製造する事業所、他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は「中分類 11－繊維工業」に分類される。
- (2) 合成ゴムを製造する事業所は「中分類 16－化学工業〔16a〕」に分類される。

191 タイヤ・チューブ製造業

自動車、二輪自動車、航空機、自転車などのタイヤ、チューブ（ソリッドタイヤを含む）を製造する事業所をいう。

タイヤ、チューブの製造とともに、フラップ、リムバンドを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 更生タイヤを製造する事業所は「小分類 19a－その他のゴム製品製造業」に分類される。
- (2) タイヤ、チューブを製造せずフラップ、リムバンドを製造する事業所は「小分類 19a－その他のゴム製品製造業」に分類される。

○ 自動車タイヤ製造業、自動車チューブ製造業、オートバイタイヤ製造業、自転車タイヤ・チューブ製造業、一輪車タイヤ・チューブ製造業

× 更生タイヤ製造業〔19a〕

192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業

地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、総ゴム草履、総ゴムサンダル及びゴム製の履物用部分品・附属品を製造する事業所並びにプラスチック（合成皮革を含む）を甲とし、底にゴム又はプラスチックを使用した履物及びプラスチック製の履物用部分品・附属品を製造する事業所をいう。

ただし、甲又は底になめし革を使用した履物を製造する事業所は「中分類 20－なめし革・同製品・毛皮製造業〔20a〕」に分類される。

○ 地下足袋製造業、ゴム底布靴製造業、ゴム靴製造業、ゴム草履製造業、ゴム製履物用部分品・附属品製造業、プラスチック製靴製造業、合成皮革製靴製造業、プラスチック成形靴製造業、ハップサンダル製造業（合成皮革製）、プラスチック製射出成形サンダル製造業、プラスチック製草履製造業、プラスチック製スリッパ製造業、プラスチック製履物用部分品・附属品製造業、ケミカルシューズ製造業

× 革製履物製造業〔20a〕、革製サンダル製造業〔20a〕、木製サンダル製造業〔129〕、布製甲被製造業〔11a〕、靴中敷物製造業（革製）〔20a〕、靴中敷物製造業（革製を除く）〔32c〕

19a その他のゴム製品製造業

ゴムベルト，ゴムホース及び工業用ゴム製品を製造する事業所，ゴム引布・同製品，医療・衛生用ゴム製品，ゴム練生地，更生タイヤ，再生ゴムを製造する事業所及びフォームラバー，糸ゴムなど他に分類されないゴム製品を製造する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) タイヤ，チューブの製造とともに，フラップ，リムバンドを製造する事業所は「小分類 191-タイヤ・チューブ製造業」に分類される。
 - (2) 他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は「中分類 11-繊維工業 [11a]」に分類される。
 - (3) 自動車タイヤの修理を行う事業所は「大分類 R-サービス業（他に分類されないもの） [891]」に分類される。
 - (4) 古タイヤ，くずゴムなどを集めて販売することを目的とし，再生ゴムの製造を行わない事業所は「大分類 I-卸売業，小売業 [536]」に分類される。
- ゴムベルト製造業，コンベヤベルト製造業，ゴムホース製造業，防振ゴム製造業，工業用エポナイト製品製造業，工業用ゴムロール製造業，工業用ゴム管製造業，ゴム製パッキン製造業，自動車用ゴム製部分品・附属品製造業，航空機用ゴム製部分品・附属品製造業，工業用ゴム板製造業，工業用スポンジゴム製品製造業，フラップ・リムバンド製造業，ゴム系接着剤製造業，ゴムライニング加工業，ゴム製テープ類製造業，ゴム製シール製造業，ゴム引布製造業，ゴム引布製品製造業（ゴム引布から同製品まで一貫生産するもの），ゴム製医療用品製造業，ゴム製乳首製造業，ゴム練生地製造業（更生タイヤ，履物，工業用品などに用いるもの），更生タイヤ製造業，再生ゴム製造業，フォームラバー製造業，糸ゴム製造業，ゴムバンド製造業，ゴム手袋製造業，ゴムタイル製造業，ゴム栓（キャップ）製造業，ゴム製マット類製造業，ゴム製漁業用浮子製造業，ゴム製戸止め製造業，ゴム製印材製造業，ゴム製吸着盤製造業，ゴム板製造業，ゴム製防毒面製造業，ゴム製気球製造業，ウェットスーツ製造業
- × タイヤ製造業 [191]，チューブ製造業 [191]，ホース地織物業 [112]，ビニルホース製造業 [18a]，ゴム引布製衣服・縫製品製造業（他から受け入れたゴム引布によるもの） [11a]，ゴム引布製かばん・袋物製造業 [20c]，自動車タイヤ修理業 [891]，古ゴム集荷業 [536]，組ひも製造業 [115]，フォームラバー製寝具製造業 [119]，ゴム製がん具製造業 [325]

中分類 20-なめし革・同製品・毛皮製造業

この中分類には，なめし革製造業，毛皮製造業及び各種のなめし革製品，再生革製品を製造する事業所が分類される。かばん，袋物の製造は材料のいかんを問わず本分類に含まれる。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) なめし革製及び毛皮製衣服を製造する事業所は「中分類 11-繊維工業 [11a]」に分類される。
- (2) がん具及び運動用具を製造する事業所は「中分類 32-その他の製造業 [325]」に分類される。

20a 革製履物・同材料・同附属品製造業

全部又は一部（甲又は底）がなめし革製の長靴，短靴，サンダル，スリッパ，草履などの履物を製造する事業所，革製履物の底，かかと，その他の革製履物材料及び靴革ひも，その他の革製履物附属品を製造する事業所をいう。

- 革靴製造業，革製サンダル製造業，革製スリッパ製造業，革製草履製造業，ゴム底革靴製造業，革製製靴材料製造業，革製靴底製造業，革製靴ひも製造業（完成したものの），革製履物

材料製造業，革製靴中敷物製造業

- × 足袋製造業 [11a]，地下足袋製造業 [192]，ゴム製履物製造業 [192]，プラスチック製履物製造業 [192]，靴しん（芯）製造業（材料のいかんを問わない）[129]，靴中敷物製造業（革製を除く）[32c]

20c かばん・袋物製造業

材料のいかんを問わず，携帯用かばん，身の回り用袋物及びハンドバッグを製造する事業所をいう。

- かばん製造業，スーツケース製造業，ランドセル製造業，リュックサック製造業，金属製トランク製造業，バルカナイズドファイバー製トランク製造業，楽器用ケース製造業，袋物製造業，ポーチ製造業，定期入れ製造業，財布製造業，ハンドバッグ製造業
- × 手提紙袋製造業 [145]

20d その他のなめし革製品・毛皮製造業

皮のなめし，調整，仕上げを行う事業所（仕上げられた革に塗装その他の装飾を行う事業所を含む），ベルト，パッキン，織機用ピッカーなど工業用革製品を製造する事業所，革製手袋を製造する事業所（合成皮革製の手袋を製造する事業所を含む），毛皮のなめし，調整，縫合，染色，仕上げなどを行う事業所及びつり革，服装用革ベルト，馬具など他に分類されないなめし革製品を製造する事業所をいう。

ただし，なめし革製の衣服を製造する事業所は「中分類 11－繊維工業 [11a]」に分類される。

- 皮なめし業，なめし革製造業，水産革製造業，は虫類革製造業，皮さらし業，染革業，革塗装業，なめし革製パッキン製造業，なめし革製ガスカート製造業，紡績用エプロンバンド製造業，工業用革ベルト製造業，工業用ピッカー製造業，紡績用革シート製造業，自転車用サドル革製造業，なめし革製チューブホース製造業，革製オイルシール製造業，革製手袋製造業，合成皮革製手袋製造業，工業用革手袋製造業，毛皮製造業，毛皮縫製業，毛皮染色・仕上げ業，室内用革製品製造業，つり（吊）革製造業，腕時計用革バンド製造業，革製首輪製造業，服装用革ベルト製造業，革製肩帯製造業，帽子つば革製造業，革と（砥）製造業，馬具・ばん（鞍）具製造業（革及び類似品のもの）
- × ニット製手袋製造業 [11a]，ゴム製手袋製造業 [19a]，毛皮製衣服・身の回り品製造業 [11a]，靴中敷物製造業（革製のもの）[20a]，プラスチック製つり（吊）革製造業 [18a]，腕時計用バンド製造業（なめし革製を除く）[32a]

中分類 21－窯業・土石製品製造業

この中分類には，板ガラス及びその他のガラス製品，セメント及び同製品，建設用粘土製品，陶磁器，耐火物，炭素及び黒鉛製品，ほうろう鉄器，研磨材料，骨材，石工品，石こう（膏）製品，石灰などを製造する事業所が分類される。

211 ガラス・同製品製造業

板ガラス，板ガラス加工品，ガラス製加工素材，ガラス容器，理化学用・医療用ガラス器具，卓上用・ちゅう房用ガラス器具，ガラス繊維・同製品を製造する事業所及び照明器具用ガラス，建設用ガラス製品などのガラス製品を製造する事業所をいう。

電球・電子管用バルブを製造する事業所も本分類に含まれる。

- 板ガラス製造業，網入ガラス製造業，強化ガラス製造業，曲げガラス製造業，複層ガラス製造業，自動車用ガラス製造業，石英ガラス製造業，鏡製造業，ガラス製加工素材製造業（粉，粒，塊，棒，管など），光学ガラス素地製造業，電球類用ガラスバルブ製造業，電子管用ガラスバルブ製造業，アンプル用ガラス管製造業，模造真珠用ガラス素地製造業，がん具用ガラス素地製造業，ガラス容器製造業，ビール瓶製造業，酒瓶製造業，牛乳瓶製造業，しょう油瓶製造業，化粧瓶製造業，理化学用・医療用ガラス器具製造業，フラスコ製造業，ビーカー製造業，標本瓶製造業，耐酸瓶製造業，アルコール瓶製造業，試験管製造業，注射筒製造業（目盛りのないもの），アンプル製造業，寒暖計・体温計用ガラス製造業，培養皿（シャーレ）製造業，ガラス製食器製造業，ガラス製コップ製造業，ガラス製皿製造業，ガラス製しょう油差し製造業，耐熱ガラス製ちゅう房用器具製造業，ガラス製インキスタンド製造業，ガラス製金魚鉢製造業，ガラス製花瓶製造業，ガラス繊維（グラスファイバー）製造業，ガラス繊維製品製造業（糸，布，テープ，マット，ボード，フィルタなど），ガラス繊維綿（グラスウール）製造業，照明器具用ガラス製造業，シャンデリアガラス製造業，ガラス製電灯かさ（シェード）製造業，石英ガラス製品製造業，建設用ガラス製品製造業（ブロック，タイル，多泡ガラスなど），眼鏡用ガラス製造業，時計用ガラス製造業，漁業用ガラス浮玉製造業，魔法瓶用ガラス製中瓶製造業，ガラス製絶縁材料製造業，ガラス製置物製造業，ガラス研磨業
- × 光学レンズ製造業 [275]，眼鏡レンズ製造業 [32c]，電球製造業 [29c]，繊維強化プラスチック（F. R. P）製品製造業 [18a]，ガラス製がん具製造業 [325]，魔法瓶製造業 [32c]，模造真珠製造業 [21a]，ガラス製身辺細貨品・装身具製造業 [32a]，注射筒製造業（目盛りのあるもの）[274]，体温計製造業 [27c]

212 セメント・同製品製造業

セメント，生コンクリート，コンクリート製品を製造する事業所及び木材セメント製，セメントモルタル製，気泡コンクリート製の板，ブロックなどの各種セメント製品を製造する事業所をいう。

- ポルトランドセメント製造業，高炉セメント製造業，フライアッシュセメント製造業，シリカセメント製造業，アルミナセメント製造業，石灰スラグセメント製造業，水硬性セメント製造業，生コンクリート製造業，コンクリートパイル製造業，コンクリートポール製造業，コンクリート管製造業，空洞コンクリートブロック製造業，土木用コンクリートブロック製造業，道路用コンクリート製品製造業，テラゾー製造業，プレストレストコンクリート製品製造業（まくら木，はり，けた，矢板など），建築用プレキャストコンクリートパネル製造業，木毛セメント板製造業，木片セメント板製造業，パルプセメント板製造業，厚形スレート製造業
- × 気硬性セメント製造業 [21a]，アスファルトブロック製造業 [17a]，タールブロック製造業 [17a]，歯科用セメント製造業 [274]

213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）

粘土かわら，建築用れんが，築炉用外張りれんがなどを製造する事業所及び陶管，土管などの土木・建築用粘土製品を製造する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 厚形スレートを製造する事業所は「小分類 212ーセメント・同製品製造業」に分類される。
- (2) 耐火れんがを製造する事業所は「小分類 21aーその他の窯業・土石製品製造業」に分類される。

- 粘土かわら製造業，普通れんが製造業，建築用れんが製造業，築炉用外張りれんが製造業，舗装用れんが製造業，陶管製造業，土管製造業，テラコッタ製造業，粘土かわら白生地製造業
- × 厚形スレート製造業 [212]，耐火れんが製造業 [21a]，けいそう土れんが製造業 [21a]，コンクリート管製造業 [212]，陶磁器製タイル製造業 [214]，セメントタイル製造業 [212]

214 陶磁器・同関連製品製造業

衛生陶器，食卓用・ちゅう房用陶磁器，陶磁器製置物，電気用陶磁器，理化学用・工業用陶磁器，陶磁器製タイル（タイルの紙はり，網はりなどの加工を含む）を製造する事業所，陶磁器に絵付けなどの装飾加工を行う事業所，陶磁器用はい（坏）土を製造する事業所及びセラミックブロックなどの各種陶磁器・同関連製品を製造する事業所をいう。

- 衛生陶器製造業，硬質陶器製造業（浴槽，便器など），衛生陶器用配管用品製造業，陶磁器製食器製造業，陶磁器製ちゅう房器具製造業，瀬戸物製造業，陶磁器製こんろ製造業，土なべ製造業，陶磁器製置物製造業，陶磁器製花瓶製造業，陶磁器製ランプ台製造業，陶磁器製絶縁材料製造業，がい（碍）子・がい（碍）管製造業，電気用特殊陶磁器製造業，電気用・理化学用・工業用セラミック製品製造業，理化学用陶磁器製造業，工業用陶磁器製造業，熱電対保護管製造業，温度計用陶磁器製造業，陶磁器製タイル製造業，うわ（釉）葉タイル製造業，モザイクタイル加工業（紙はり，網はりなど），陶磁器絵付業，陶磁器製がん具絵付業，陶磁器加工業（陶磁器に装飾加工を行うもの），陶土精製業，陶磁器用粘土製造業，陶磁器用はい（坏）土製造業，陶磁器製植木鉢製造業，素焼植木鉢製造業，陶瓶製造業，陶磁器製神仏具製造業，セラミックブロック製造業
- × 石タイル製造業 [21a]，プラスチック製タイル製造業 [18a]，ゴムタイル製造業 [19a]，セメントタイル製造業 [212]，陶磁器製がん具製造業 [325]

21a その他の窯業・土石製品製造業

耐火れんが，不定形耐火物，その他の耐火物を製造する事業所，炭素質電極，その他の炭素・黒鉛製品を製造する事業所，天然研磨材，人造研削材，研削と石，研磨布紙，その他の研磨材・同製品を製造する事業所，土木建築用の碎石，再生骨材，人工骨材，石工品，けいそう土製品などを製造する事業所，鉱物・土石の粉碎，摩砕，その他の処理を行う事業所，ロックウール・同製品，石こう（膏）製品，石灰，鑄造用鑄型・中子などを製造する事業所及びほうろう鉄器，七宝製品，人造宝石など他に分類されない窯業・土石製品を製造する事業所をいう。

天然黒鉛の精製，混合を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 人造黒鉛を製造する事業所は「中分類 16－化学工業 [16a]」に分類される。
 - (2) 石材の切出しを行う事業所は「大分類 C－鉱業，採石業，砂利採取業 [05a]」に分類される。
 - (3) ある程度仕上げられた碑石，墓石を販売し，個人の注文によって文字を刻んだり，仕上げを行ったりするほかは加工を行わない事業所は「大分類 I－卸売業，小売業 [60a]」に分類される。
- 耐火れんが製造業，耐火モルタル製造業，粘土質るつぼ製造業，黒鉛電極製造業，炭素棒製造業，電ブラシ（刷子）製造業，黒鉛れんが製造業，研磨材製造業，シリコンカーバイド製造業，研削と石製造業，研磨布紙製造業，碎石製造業，再生骨材製造業，焼成ひる石製造業，石材製造業，石細工業，けいそう土精製業，けいそう土製品製造業，クレー製造業（陶石クレー，ろう石クレーを除く），ベントナイト精製業，雲母精製業，ほうろう鉄器製造業，七

宝製品製造業，人造宝石製造業，模造真珠製造業，ロックウール（岩綿，鉱さい綿）製造業，岩綿テープ製造業，焼石こう（膏）製造業，石こう（膏）プラスタ製造業，石こう（膏）細工製造業，医療用石こう（膏）製造業，生石灰製造業，焼成ドロマイト製造業，貝灰製造業，鋳型製造業，中子製造業，白墨製造業，うわ（釉）薬製造業，気硬性セメント製造業

- × 普通れんが製造業〔213〕，炭素繊維製造業〔111〕，人造黒鉛製造業〔16a〕，シリコン製錬業〔23a〕，と石用石材切出業〔05a〕，石工業（個人の注文によって彫刻，仕上げを行い販売するもの）〔60a〕，気泡コンクリート製品製造業〔212〕，石工工事業〔06a〕，陶石・ろう石クレー製造業〔05a〕，人造宝石装身具製造業〔32a〕

中分類 22－鉄鋼業

22a 鉄鋼業

鉱石，鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所，鉄及び鋼の鋳造品，鍛造品，圧延鋼材，表面処理鋼材などを製造する事業所及び帯鋼，鋼板の切断を行う事業所をいう。

他から受け入れた鉄スクラップ（鉄くず）を製鋼原料として電気炉，転炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所も本分類に含まれる。

- 製鉄業，鋼管製造業，ベースメタル製造業，フェロアロイ製造業，製鋼業，熱間圧延業，磨棒鋼製造業，ピアノ線製造業，亜鉛鉄板製造業，亜鉛めっき鋼管製造業，ブリキ製造業，可鍛鋳鉄製造業，鋼鋳物製造業，鍛工品製造業，鍛鋼製造業，鉄鋼シャーリング業，鉄スクラップ加工処理業，純鉄圧延業，鉄粉製造業
- × 鋼材熱処理業〔24a〕，くぎ製造業（線材から一貫作業によらないもの）〔24a〕，銅合金鋳物製造業〔23a〕，アルミニウム線製造業〔23a〕，鉄スクラップ卸売業〔536〕，鉄くず破砕請負業〔92a〕

中分類 23－非鉄金属製造業

23a 非鉄金属製造業

鉱石（粗鉱，精鉱），金属くずなどを処理し，非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所，非鉄金属の合金製造，圧延，抽伸，押出しを行う事業所及び非鉄金属の鋳造，鍛造，その他の基礎製品を製造する事業所をいう。

電線，ケーブルを製造する事業所及び核燃料を製造する事業所も本分類に含まれる。

光ファイバ心線を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし，光ファイバ素線を製造する事業所は材質によって石英系は「中分類 21－窯業・土石製品製造業〔211〕」に，プラスチック系は「中分類 18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）〔18a〕」に分類される。

- 銅製錬業，アルミニウム製錬業，ニッケル地金製造業，すず製錬業，シリコン製錬業，鉛合金製造業，亜鉛再生業，チタン合金製造業，水銀再生業，銅圧延業，黄銅棒製造業，アルミニウム圧延はく（箔）製造業，鉛・同合金伸線業，鉛管製造業，電線製造業，絶縁電線製造業，ケーブル製造業，光ファイバケーブル製造業，光ファイバ心線製造業，銅合金鋳物製造業，アルミニウムダイカスト製造業，核燃料成形加工業，使用済核燃料再処理業

- × 非鉄金属熱処理業 [24a], 粉末や金製品製造業（磁性材部品の製造を除く）[24a], 非鉄金属スクラップ集荷選別業 [536], 石英系光ファイバ素線製造業 [211], プラスチック系光ファイバ素線製造業 [18a]

中分類 24－金属製品製造業

24a 金属製品製造業

ブリキ缶及びその他のめっき板等製品, 洋食器, 刃物, 手道具, 農業用器具, 一般金物類, 配管工事用附属品, ガス機器, 石油機器, 電熱器を除く加熱装置, 建設用・建築用金属製品, 打抜きプレス製品, 粉末や金製品, 金属線製品, ボルト・ナット・リベットなどのねじ類及びその他の各種の金属製品を製造する事業所をいう。

製缶板金業, 金属製品の塗装, 溶融めっき, 彫刻, 熱処理, 防せい（錆）処理, 研磨などを行う事業所, 他から支給されて金属の打抜き及びプレス作業を行う事業所並びに金庫室の扉及び内張全金庫類を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし, 次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 金属製家具を製造する事業所は「中分類 13－家具・装備品製造業 [131]」に分類される。
 - (2) はん用機械を製造する事業所は「中分類 25－はん用機械器具製造業」に分類される。
 - (3) 生産用途の機械を製造する事業所は「中分類 26－生産用機械器具製造業」に分類される。
 - (4) 計量器, 測定器, 分析機器, 測量機械, 理化学機械を製造する事業所は「中分類 27－業務用機械器具製造業」に分類される。
 - (5) 電気機械を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業」に分類される。
 - (6) 電子計算機及び通信機械を製造する事業所は「中分類 30－情報通信機械器具製造業」に分類される。
 - (7) 輸送用機械器具を製造する事業所は「中分類 31－輸送用機械器具製造業」に分類される。
 - (8) 宝石加工及び貴金属製品を製造する事業所は「中分類 32－その他の製造業 [32a]」に分類される。
 - (9) 鉄, 非鉄金属及びそれらの合金並びに基礎金属材料を製造する事業所は「中分類 22－鉄鋼業 [22a]」又は「中分類 23－非鉄金属製造業 [23a]」に分類される。
 - (10) 陶磁器製の衛生器具及び台所用品を製造する事業所は「中分類 21－窯業・土石製品製造業 [214]」に分類される。
 - (11) ほうろろ鉄器製の衛生器具及び台所用品を製造する事業所は「中分類 21－窯業・土石製品製造業 [21a]」に分類される。
 - (12) 線材からの一貫作業によって金属線製品を製造する事業所は「中分類 22－鉄鋼業 [22a]」又は「中分類 23－非鉄金属製造業 [23a]」に分類される。
 - (13) 圧延によりボルト, ナット, リベット, 小ねじ, 木ねじなどを製造する事業所及び亜鉛被膜, すず被膜などのめっきを行った表面処理鋼材を製造する事業所は「中分類 22－鉄鋼業 [22a]」に分類される。
 - (14) 漆の塗装を行う事業所は「中分類 32－その他の製造業 [32c]」に分類される。
- 缶詰用缶製造業, ブリキ缶製造業, 食卓用ナイフ・フォーク・スプーン製造業, 機械刃物製造業, かんな製造業, 包丁製造業, ショベル製造業, 宝石加工手道具製造業, スパナ製造業, やすり製造業, くわ製造業, 建築用金物製造業, 自動車用金物製造業, 配管工事用附属品製造業, 鉄管継手製造業, ガスこんろ製造業, 石油ストーブ製造業, 温風暖房機製造業, 太陽熱利用温水装置製造業, ユニットヒータ製造業, 鉄骨製造業, 金属製サッシ製造業, 金属製カーテンウォール製造業, 製缶板金業, ガス容器（ボンベ）製造業, 金属プレス製品製造業, 打抜きプレス加工製品製造業, 王冠製造業, 粉末や金製品製造業, 超硬チップ製造業, 金属製品塗装業, 亜鉛めっき業, 金属彫刻業, 金属熱処理業, 電解研磨業, くぎ製造業（受け入れ

た線によるもの)、金網製造業、有刺鉄線製造業、ボルト・ナット製造業、金庫製造業、金属製スプリング製造業、金属製ネームプレート製造業、ガス灯製造業、フレキシブルチューブ製造業、打ちはく(箔)業、金属製はしご製造業

- × 貴金属製洋食器製造業〔32a〕、切削工具製造業〔266〕、建設・鉱山機械用ビット・スپرد・スチール製造業〔26a〕、医療用刃物製造業〔274〕、動力付手持工具製造業〔266〕、製材機械製造業〔264〕、農業用機械製造業〔26a〕、魔法瓶製造業〔32c〕、バルブ・同附属品製造業〔259〕、ほうろう鉄器製造業〔21a〕、陶磁器製配管用品製造業〔214〕、電気ストーブ製造業〔293〕、発電用ボイラ製造業〔251〕、電気こんろ製造業〔293〕、金属製トランク製造業〔20c〕、亜鉛鉄板製造業〔22a〕、漆塗装業〔32c〕、ペンキ塗装業(主として看板書きを行うもの)〔92a〕、圧延はく(箔)製造業〔23a〕、鉄くぎ製造業(線材から一貫作業によるもの)〔22a〕、磁性材部分品製造業(粉末や金によるもの)〔28a〕

中分類 25—はん用機械器具製造業

この中分類には、はん用的に各種機械に組込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電子計算機等の情報通信機械器具に附属する装置を生産する事業所は「中分類 30—情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (2) 電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス、電子回路を製造する事業所は「中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業〔28a〕」に分類される。

251 ボイラ・原動機製造業

ボイラ・同附属品、蒸気機関、蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、一般用内燃機関を製造する事業所及び風力機関、圧縮空気機関などの原動機を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 加熱用としての温水ボイラを製造する事業所は「中分類 24—金属製品製造業〔24a〕」に分類される。
 - (2) ターボゼネレータを製造する事業所は「中分類 29—電気機械器具製造業〔29a〕」に分類される。
 - (3) 自動車用及び二輪自動車用エンジンを製造する事業所は「中分類 31—輸送用機械器具製造業〔311〕」に分類される。
 - (4) 機関車の製造、改造を行う事業所は「中分類 31—輸送用機械器具製造業〔312〕」に分類される。
 - (5) 船用機関を製造する事業所は「中分類 31—輸送用機械器具製造業〔313〕」に分類される。
 - (6) 航空機用エンジンを製造する事業所は「中分類 31—輸送用機械器具製造業〔314〕」に分類される。
- 工業用ボイラ製造業、蒸気タービン製造業、はん用ガソリン機関製造業、はん用ディーゼル機関製造業、圧縮空気機関製造業、水車製造業、特殊車両用エンジン製造業
 - × 温水ボイラ製造業〔24a〕、蒸気缶製造業〔24a〕、ターボゼネレータ製造業〔29a〕、自動車用内燃機関製造業〔311〕、二輪自動車用内燃機関製造業〔311〕、船用内燃機関製造業〔313〕、航空機用内燃機関製造業〔314〕

252 ポンプ・圧縮機器製造業

家庭用ポンプを含む一般産業用ポンプ及びポンプ装置を製造する事業所、空気・ガス圧縮機、送風機及び排風機を製造する事業所並びに油圧ポンプ、空気圧バルブなど油圧又は空気圧により作動する機器を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ガソリン給油所の計量ポンプを製造する事業所は「中分類 27—業務用機械器具製造業 [27c]」に分類される。
 - (2) 冷凍機、空気調節装置を製造する事業所は「小分類 253—一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- 手動ポンプ製造業、動力ポンプ製造業、家庭用ポンプ製造業、消防用ポンプ製造業、船用ポンプ製造業、圧縮機（コンプレッサ）製造業、吹付機械製造業、ふいご製造業、送風機製造業、排風機製造業、油圧ポンプ製造業、油圧モータ製造業、油圧バルブ製造業、油圧シリンダ製造業、油圧アキュムレータ製造業、油圧フィルタ製造業、油圧ユニット機器製造業、空気圧フィルタ製造業、空気圧バルブ製造業、空気圧シリンダ製造業、空気圧ユニット機器製造業、空気圧ルブリケータ製造業、流体素子製造業
- × オイルメータ（積算式ガソリン量器を含む）製造業 [27c]、航空原動機用ポンプ製造業 [314]、冷凍機製造業 [253]、空気調節装置製造業 [253]、真空ポンプ製造業 [26c]、空気ハンマ製造業 [266]、空気動工具製造業 [266]

253 一般産業用機械・装置製造業

鎖伝導装置、変速機、減速機、歯車、クラッチ（機械形、水力形、磁力形）、シャフト、軸受（玉及びころ軸受を除く）等の装置及び部分品を製造する事業所、旅客又は貨物用エレベータ、エスカレータなどを製造する事業所、商工業用のコンベヤ及び荷役運搬設備を製造する事業所、工業窯炉を製造する事業所並びに商工業用冷凍機、冷蔵装置、製氷機、冷凍・冷蔵ショーケース及び温湿調整装置（家庭用エアコンディショナを除く）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 玉及びころ軸受を製造する事業所は「小分類 259—その他のはん用機械・同部分品製造業」に分類される。
 - (2) 自動車の機械的動力伝導装置を製造する事業所は「中分類 31—輸送用機械器具製造業 [311]」に分類される。
 - (3) 窯炉用の電熱装置を製造する事業所は「中分類 29—電気機械器具製造業 [29a]」に分類される。
 - (4) 電気冷蔵庫、家庭用エアコンディショナを製造する事業所は「中分類 29—電気機械器具製造業 [293]」に分類される。
- 歯車製造業（プラスチック製を含む）、軸・軸けい（頸）類製造業、平軸受・同部分品製造業、ベルト調車製造業、軸受（ベアリング）製造業（玉・ころ軸受以外のもの）、動力伝導用鎖製造業（機械用、自転車用、オートバイ用）、滑車製造業、エレベータ製造業（旅客又は貨物用のもの）、エスカレータ製造業、コンベヤ製造業、ローラーコンベヤ製造業、クレーン製造業（建設用を除く）、貨物取扱装置製造業、巻上機製造業、自動立体倉庫装置製造業、索道製造業、スキールフト製造業、工業窯炉製造業、冷凍機製造業、製氷装置製造業、冷蔵装置製造業、工業用温湿調整装置製造業、業務用エアコンディショナ製造業、冷却塔製造業、温度・湿度調整装置製造業、空気調節装置製造業
- × 軸受（ベアリング）製造業（玉・ころ軸受を製造するもの） [259]、変速機製造業（自動車用） [311]、産業用ロボット製造業 [26c]、建設用クレーン製造業 [26a]、窯炉用電熱装置製造業 [29a]、電気炉製造業 [29a]、電気冷蔵庫製造業 [293]、家庭用エアコンディショナ

259 その他のはん用機械・同部分品製造業

消火器、消火装置の製造及び消防自動車（車両は購入したもの）のぎ装を行う事業所、弁、コック及びその部分品、附属品を製造する事業所、購入したパイプに切断、ねじ切り、曲げ若しくはパイプ附属品の取り付け作業を行い機械用金属製パイプ加工品を製造する事業所、玉・ころ軸受及びその部分品を製造する事業所、ピストンリングを製造する事業所及び潜水装置、潤滑装置など他に分類されないはん用的な機械・装置を製造する事業所をいう。

本分類には自己又は他人の所有する材料を機械処理して、多種類の機械及び部分品の製造加工及び修理を行う事業所も含まれる。これらの事業所は一般に賃加工又は請負加工などを行うものであり、金属工作機械及び他の動力付金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理とを行うものである。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自動車の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てから消防自動車を製造する事業所、自動車車体の製造及び車体のシャシー組付けから消防自動車を製造する事業所は「中分類 31－輸送用機械器具製造業 [311]」に分類される。
 - (2) ノズル、止め栓及び類似の配管用品を製造する事業所は「中分類 24－金属製品製造業 [24a]」に分類される。
 - (3) 玉及びころ軸受以外の軸受を製造する事業所は「小分類 253－一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
 - (4) 専ら機械の修理を行う事業所は「大分類 R－サービス業（他に分類されないもの） [901, 902]」に分類される。
- 消火器製造業、消火装置製造業、消防自動車ぎ装業、送水式動力消火装置製造業、泡まつ発生式動力消火装置製造業、散水式動力消火装置製造業、一般バルブ・コック製造業、自動調整バルブ製造業、高温・高圧バルブ製造業、給排水栓製造業、蛇口製造業、バルブ・同附属品製造業、異形管製造業（購入管によるもの）、パイプ加工業（購入パイプによるもの）、ころ軸受・同部分品製造業、プラスチック製軸受製造業、ボールベアリング製造業、ピストンリング製造業、潜水装置製造業、潤滑装置製造業、自動車用代燃装置製造業、駐車装置製造業、焼却炉製造業、重油・ガス燃焼装置製造業（ボイラ用、工業用炉用に限る）、旋回窓製造業、自動車用エレベータ製造業、機械・部分品製造修理業（主な製品が定まらないもの）、取付具製造請負業（主な製品が定まらないもの）、各種機械製造修理業（各種機械の製造と修理を行うもの）
- × 消防用動力ポンプ製造業 [252]、消防用自動車製造業 [311]、ノズル製造業（配管用） [24a]、止め栓製造業 [24a]、自動車用バルブ製造業 [311]、自転車用バルブ製造業 [31a]、航空機用バルブ製造業 [314]、軸受製造業（ころ・玉軸受を除く） [253]、一般機械修理業（修理を専業とするもの） [901]、電気機械器具修理業（修理を専業とするもの） [902]

中分類 26－生産用機械器具製造業

この中分類には、物の生産に供される機械器具を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 業務用及びサービスの生産に供される機械器具を製造する事業所は「中分類 27－業務用機械器具製造業」に分類される。

26a 農業・建設・鉱山機械製造業

耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用、その他の農業用に使用される機械を製造する事業所、建設工事、土木建設、鉱山業に使用される重機械器具及び鉱山業、他に分類されない一般産業用に使用される破碎機、摩砕機、選別機を製造する事業所をいう。

ただし、農業用手道具を製造する事業所は「中分類 24－金属製品製造業 [24a]」に分類される。

- 農業用機械製造業、動力耕うん機製造業、噴霧機・散粉機製造業、ガーデントラクタ製造業、農業用トラクタ製造業、電気ふ卵器製造業、コンクリートミキサ製造業、建設用トラクタ製造業、建設用クレーン製造業、建設用ショベルトラック製造業、鉱山機械・同装置・部分品・附属品製造業（ビット、スペード、スチールなど）、タンバーク製造業、ロードローラ製造業、エキスカベータ製造業、破碎機製造業、選鉱装置製造業
- × 農業用器具製造業（すき、くわなど）[24a]、集材機械製造業 [26c]、クレーン製造業（建設用を除く）[253]、ダンプトラック製造業 [311]、遠心分離機製造業 [265]、鉱山用コンベヤ製造業 [253]、ショベルトラック製造業（建設用を除く）[31a]

264 生活関連産業用機械製造業

飲食料品を製造加工する機械・器具及び装置を製造する事業所、木材加工機械、パルプ製造機械、製紙機械、印刷・製本・紙工機械、包装（充てんを含む）・荷造機械装置及び同部分品、附属品などを製造する事業所をいう。

瓶、缶などに充てんする機械装置及び同部分品、附属品を製造する事業所も本分類に含まれる。ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 冷凍機械を製造する事業所は「中分類 25－はん用機械器具製造業 [253]」に分類される。
 - (2) かな、おの、小刀、手引のこぎり及びのこ刃を製造する事業所は「中分類 24－金属製品製造業 [24a]」に分類される。
 - (3) プラスチック成形加工機械を製造する事業所は「小分類 265－基礎素材産業用機械製造業」に分類される。
 - (4) 計量器を製造する事業所は「中分類 27－業務用機械器具製造業 [27c]」に分類される。
- 精米機械・同装置製造業、製粉機械・同装置製造業、製めん（麺）機械・同装置製造業、製パン機械・同装置製造業、製菓機械・同装置製造業、醸造用機械・同装置製造業、飲料加工機械・同装置製造業、肉類加工機械・同装置製造業、製茶用機械・同装置製造業、豆腐製造機械・同装置製造業、調理食品加工機械・同装置製造業、食料品加工機械・同部分品・附属品製造業、製材機械製造業、木工旋盤製造業、ベニヤ機械製造業、繊維板機械製造業、のこ盤製造業、パルプ製造機械・同装置製造業、製紙機械・同装置製造業、印刷機械・同装置製造業（事務用を除く）、製版機械・同装置製造業、製本機械・同装置製造業、紙工機械製造業、充てん機械製造業、袋詰め機製造業、容器成形充てん機製造業、缶詰機械製造業、シール機製造業、結さつ機製造業、ラベル貼り機製造業、小箱詰機製造業、真空包装機製造業、ガス封入包装機製造業、ひも掛け機製造業、ステープラ製造業（包装・荷造機械）
 - × 冷凍機械製造業 [253]、木工用手道具製造業 [24a]、手引のこぎり・のこ刃製造業 [24a]、目立機械製造業 [26c]、染色機械製造業 [26c]、事務用印刷機械製造業 [27a]、活字製造業 [15a]、プラスチック成形加工機械製造業 [265]、はかり製造業 [27c]

265 基礎素材産業用機械製造業

鋳造装置を製造する事業所、一般化学製品製造工場などで使用される機械及び装置を製造する事業所並びにプラスチック加工機械・同附属装置を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 醸造用機械・同装置を製造する事業所は「小分類 264－生活関連産業用機械製造業」に分類される。
 - (2) 赤外線乾燥装置を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業 [29a]」に分類される。
 - (3) 高周波加熱装置を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業 [296]」に分類される。
- 鋳造装置製造業，造型装置製造業，注湯装置製造業，製品処理装置製造業，砂処理装置製造業，ダイカストマシン・同附属装置製造業，化学機械・同装置製造業，ろ過機器・同装置製造業，分離機器・同装置製造業，集じん機器・同装置製造業，圧搾機器・同装置製造業，熱交換器・同装置製造業，混合機・かくはん機・粉砕機・同装置製造業，反応用機器・同装置製造業，蒸煮機器・同装置製造業，化学装置用タンク・同装置製造業，乾燥機器・同装置製造業，焼成機器・同装置製造業，造水機器・同装置製造業，大気汚染防止機器・同装置製造業，水質汚濁防止機器・同装置製造業，廃棄物処理機器・同装置製造業，純水製造装置製造業，廃液処理装置製造業，クリーンルーム装置製造業，遠心分離機製造業，インテグミキサ製造業，ニーダ製造業，ブレンダ製造業，圧縮成形機製造業，射出成形機製造業，押出成形機製造業，中空成形機製造業，カレンダ製造業（プラスチック加工用），真空成形機製造業，合成樹脂用溶接機・同応用装置製造業，タブレットマシン製造業，ペレット装置製造業，グラニューレータ製造業，コーティング機製造業，プラスチック成形加工機械製造業
 - × 醸造用機械・同装置製造業 [264]，赤外線乾燥装置製造業 [29a]，窯炉用電熱装置製造業 [29a]，高周波加熱装置製造業 [296]，コンクリートミキサ製造業 [26a]

266 金属加工機械製造業

金属塊から切削加工製品を製造する工作機械類，プレス・鍛造・屈曲・圧延・切断を行う金属加工機械及びこれらの部分品，附属品を製造する事業所並びに動力付の手持工具，切削工具，工具保持器，治具などの機械工具を製造する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 手道具（動力付を除く），超硬チップを製造する事業所は「中分類 24－金属製品製造業 [24a]」に分類される。
 - (2) 電気溶接機を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業 [29a]」に分類される。
- 金属工作機械製造業，旋盤製造業，フライス盤製造業，圧延機械製造業，ガス溶接機製造業，せん断機製造業，線引機製造業，金属圧延用ロール製造業，切削工具製造業，動力付手持工具製造業（ドリル，びょう打ハンマ，グラインダなど），NC旋盤製造業，マシニングセンタ製造業
 - × 電気溶接機製造業 [29a]，金型製造業 [26c]，手道具製造業（動力付を除く）[24a]，工業用計量器製造業 [27c]，超硬チップ製造業 [24a]，ダイカストマシン製造業 [265]

267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業

半導体（半導体集積回路，半導体素子）の製造に利用されるマスク・レチクル製造装置，ウェーハプロセス（電子回路形成）装置，半導体チップ組立装置，液晶パネル（LCD）の製造に利用されるガラス基板製造用装置，カラーフィルタ製造用装置などの各種製造装置を製造する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 純水製造装置を製造する事業所は「小分類 265－基礎素材産業用機械製造業」に分類される。
- (2) 検査用装置（電気計測器）を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業 [297]」

に分類される。

(3) 設計用装置を製造する事業所は「中分類 30—情報通信機械器具製造業 [303]」に分類される。

- ウェーハ加工（スライシング，研削，ラッピング）装置製造業，ウェーハ熱処理（酸化，拡散）装置製造業，ウェーハ露光装置製造業，ウェーハレジスト処理装置製造業，マスク・レチクル製造装置製造業，ウェーハ洗浄・乾燥装置製造業，ウェーハエッチング装置製造業，ウェーハイオン注入装置製造業，ウェーハ薄膜形成装置（CVD，スパッタリング，エピタキシャル成長）製造業，ウェーハ真空蒸着装置製造業，ウェーハダイシング装置製造業，チップボンディング装置製造業，チップモールドイング装置製造業，液晶パネル熱処理（酸化，拡散）装置製造業，液晶パネル露光装置製造業，液晶パネルレジスト処理装置製造業，液晶パネル洗浄・乾燥装置製造業，液晶パネルエッチング装置製造業，液晶パネルイオン注入装置製造業，液晶パネル薄膜形成装置（CVD，スパッタリング，エピタキシャル成長）製造業，液晶パネル真空蒸着装置製造業，液晶パネルガラス加工装置製造業，液晶パネル陽極酸化装置製造業，液晶パネルラビング装置製造業，液晶パネル基板貼合わせ装置製造業，液晶パネル用塗布装置製造業，液晶パネルエージング装置製造業，液晶パネル用剥離装置製造業，液晶パネルレーザーリペア装置製造業，液晶パネル真空注入装置製造業，液晶パネルトリミング装置製造業
- × 半導体設計用装置製造業 [303]，分析機器製造業 [27c]，温度・湿度調整装置製造業 [253]，純水製造装置製造業 [265]，廃液処理装置製造業 [265]，ガス制御装置製造業（工業計器用） [297]，ロボット製造業 [26c]，制御機器製造業（工業計器用） [297]，クリーンルーム装置製造業 [265]，検査・評価装置製造業（電気計測器用） [297]

26c その他の生産用機械・同部分品製造業

化学繊維機械，紡績機械，製織機械，染色整理仕上機械，縫製機械などの繊維機械及びこれらの部分品，取付具，附属品を製造する事業所，金属・非金属製品の塑性加工に使用される金属製の型，部品及び附属品を製造する事業所，真空装置，真空機器，ロボットを製造する事業所並びに繰綿機など他に分類されない特殊な生産用機械器具を製造する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 半導体製造装置及びフラットパネルディスプレイ製造装置を製造する事業所は「小分類 267—半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」に分類される。
- (2) 自動立体倉庫装置を製造する事業所は「中分類 25—はん用機械器具製造業 [253]」に分類される。
- 化学繊維機械・部分品製造業，紡績機械・部分品製造業，ねん糸機械製造業，織機製造業，ニット機械製造業，刺しゅう機械製造業，染色機械製造業，針布製造業，ドビー製造業，ジャカード製造業，おさ製造業，紡績用木管製造業，メリヤス針製造業，ミシン製造業，糸手編機械製造業，縫製仕上工程機械（プレス機）製造業，金属製品用金型製造業，金属・非金属用金型部分品・附属品製造業，真空装置製造業，真空や金装置製造業，真空化学装置製造業，真空蒸着装置製造業，スパッタリング装置製造業，ドライエッチング装置製造業，CVD装置製造業，イオン注入装置製造業，真空ポンプ製造業，真空装置用部品・同附属機器製造業，ロボット製造業，産業用ロボット製造業（マニピュレーター，固定シーケンスロボット，可変シーケンスロボット，プレイバックロボット，数値制御ロボットなど），サービス用ロボット製造業（福祉ロボット，医療ロボット，アミューズメントロボット，メンテナンスロボット，災害対応ロボットなど），繰綿機械製造業，帽子製造機械製造業，皮革処理機械製造業，ゴム製品製造機械製造業，たばこ製造機械製造業，製靴機械製造業，石工機械製造業，製瓶機械製造業，鉛筆製造機械製造業，産業用銃製造業，捕鯨砲製造業，集材機械製造業，金網製造機械製造業，自動選瓶機械製造業，のり刈取機械製造業，目立機械製造業，

金属織物用機械製造業

- × 配管用ノズル製造業〔24a〕, 編針製造業〔32a〕, ミシンテーブル製造業(木製)〔131〕, ミシン針製造業〔32a〕, 高周波ミシン製造業〔296〕, 半導体製造装置製造業〔267〕, 分析機器製造業〔27c〕, 自動立体倉庫装置製造業〔253〕, 製菓機械・同装置製造業〔264〕, プラスチック加工機械製造業〔265〕, アンプル充てん機械製造業〔264〕

中分類 27—業務用機械器具製造業

この中分類には、業務用及びサービスの生産に供される機械器具を製造する事業所が分類される。主な製品として事務用機械器具、サービス・娯楽用機械器具、計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、理化学機械、医療機械器具及び医療用品、光学機械器具及びレンズ、武器などがある。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電子測定装置を製造する事業所は「中分類 29—電気機械器具製造業〔296〕」に分類される。
- (2) 電気計測器を製造する事業所は「中分類 29—電気機械器具製造業〔297〕」に分類される。
- (3) 理化学用のガラス器具を製造する事業所は「中分類 21—窯業・土石製品製造業〔211〕」に分類される。
- (4) 理化学用の陶磁器を製造する事業所は「中分類 21—窯業・土石製品製造業〔214〕」に分類される。
- (5) 民生用電気機械器具を製造する事業所は「中分類 29—電気機械器具製造業」に分類される。
- (6) 物の生産に供される機械器具を製造する事業所は「中分類 25—はん用機械器具製造業」又は「中分類 26—生産用機械器具製造業」に分類される。
- (7) 輸送用機械器具を製造する事業所は「中分類 31—輸送用機械器具製造業」に分類される。

27a 事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業

事務用機械器具を製造する事業所、営業用洗濯機、ドライクリーニング機などサービス用機械器具及び装置、娯楽用機械を製造する事業所、物品、サービス、情報などを販売又は提供する機械及び同部分品、附属品などを製造する事業所並びに両替機、自動ドアなどのサービス用又は娯楽用で他に分類されない機械及び装置を製造する事業所をいう。

ただし、民生用電気機械器具を製造する事業所は「中分類 29—電気機械器具製造業〔293〕」に分類される。

- 複写機製造業、事務用機械器具製造業、事務用印刷機械製造業、電子式卓上計算機製造業、エアシュータ(気送管)製造業、事務用シュレッダ製造業、製図機械器具製造業、営業用洗濯機製造業、ドライクリーニング用プレス機製造業、自動車整備・サービス機器製造業(自動車電装試験機器、自動車整備リフト、自動車洗浄機、自動車ジャッキ、自動車車輪機器、自動車車検機器、自動車給油機器等)、遊園施設機械製造業、アミューズメント機器製造業、自動販売機・同部分品製造業、両替機製造業、自動改札機製造業、自動入場機製造業、コインロッカー製造業、自動ドア製造業、浄水器製造業
- × 製図用器具製造業〔32c〕, そろばん製造業〔32c〕, 家庭用電気洗濯機製造業〔293〕, 電気掃除機製造業〔293〕, 縫製仕上工程機械(プレス機)製造業〔26c〕, 電気こんろ製造業〔293〕, オイルメータ製造業〔27c〕, 家庭用テレビゲーム機製造業〔325〕

274 医療用機械器具・医療用品製造業

外科用、内科用、眼科用、歯科用など医療用機械器具を製造する事業所、医療用縫合糸、義肢、

義足など医療用品（動物用医療機械器具を含む）及び歯科材料を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 医療用電子応用装置を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業〔296〕」に分類される。
 - (2) 医療用計測器を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業〔297〕」に分類される。
- 医科用内視鏡製造業，胃カメラ製造業，人工呼吸器製造業，注射筒製造業（目盛りのあるもの），注射針製造業，手術台製造業，医療用刃物（メスなど）製造業，輸血装置製造業，ストレッチャー製造業，歯科用治療台製造業，歯科用エンジン製造業，家畜人工授精器具製造業，医療用縫合糸製造業，人工心臓弁製造業，義肢・義足製造業，ギプス製造業，歯科用合金製造業，歯科用接着充てん材料製造業
- × 医療用電子応用装置製造業〔296〕，医療用石こう製造業〔21a〕，医療用計測器製造業〔297〕，医療・衛生用ゴム製品製造業〔19a〕，医療用X線フィルム製造業〔169〕，医療用X線装置製造業〔296〕，注射筒製造業（目盛りのないもの）〔211〕，紙おむつ製造業〔14c〕，補聴器製造業〔302〕，眼鏡製造業〔32c〕，血圧計製造業〔27c〕，CTスキャナ（コンピュータ断層撮影装置）製造業〔296〕，ガーゼ製造業〔119〕，ほう帯製造業〔119〕

275 光学機械器具・レンズ製造業

顕微鏡，望遠鏡，双眼鏡，オペラグラスなどを製造する事業所，写真機・映画用機械・同附属品を製造する事業所及び光学機械用レンズ・プリズムの製造加工を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 眼鏡を製造する事業所は「中分類 32－その他の製造業〔32c〕」に分類される。
 - (2) 電子顕微鏡を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業〔296〕」に分類される。
- 顕微鏡製造業，望遠鏡製造業，双眼鏡製造業，拡大鏡（ルーペ）製造業，オペラグラス製造業，写真機製造業，写真複写機製造業，引伸機製造業，フィルタ製造業，セルフタイマ製造業，シャッター製造業，ボデー製造業，カメラ附属品製造業，現像機械製造業，ストロボ製造業，乾板入れ製造業，マガジン製造業，現像タンク製造業，三脚製造業（写真機用），露出計製造業，映画撮影機製造業，映写機製造業，映画現像機械製造業，映写幕製造業，光学レンズ製造業，写真機用レンズ製造業，プリズム製造業，レンズ・プリズム研磨業（光学機械用）
- × 眼鏡製造業〔32c〕，電子顕微鏡製造業〔296〕，印画紙用原紙製造業〔14a〕，写真用化学薬品製造業〔169〕，写真用ガラス製品製造業〔211〕，写真フィルム・乾板製造業〔169〕，眼鏡レンズ製造業〔32c〕，光学測定器製造業〔27c〕，写真用せん光電球（フラッシュランプ）製造業〔29c〕，デジタルカメラ製造業〔302〕，レンズ付フィルム（使い捨てカメラ）製造業〔169〕

27c その他の業務用機械器具製造業

体積計，はかり，圧力計，流量計，液面計，精密測定器，分析機器，試験機，測量機械器具，理化学機械器具などを製造する事業所及び銃，砲，銃弾，砲弾，銃砲弾以外の弾薬，特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって，無限軌道装置によるもの）などを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 無線応用航法装置を製造する事業所は「中分類 30－情報通信機械器具製造業〔301〕」に分類される。
- (2) 医療用，歯科医療用機械器具を製造する事業所は「小分類 274－医療用機械器具・医療用品製造業」に分類される。

- (3) 電子応用測定装置を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業〔296〕」に分類される。
- (4) 電気計測器を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業〔297〕」に分類される。
- 水量メータ製造業、オイルメータ製造業（積算式ガソリン量器を含む）、自動はかり製造業、電気抵抗線式はかり製造業、誘導式はかり製造業、電磁式はかり製造業、分銅製造業、圧力計製造業、血圧計製造業、流量計製造業、液面計製造業、ダイヤルゲージ製造業、マイクロメータ製造業、光分析装置製造業、金属材料試験機製造業、制動試験機製造業、環境試験機製造業、巻尺製造業、畳尺製造業、体温計製造業、回転計製造業、騒音計製造業、光学測定器製造業、測量機械器具製造業、磁気コンパス製造業、研究用化学機械器具製造業、天文機器製造業（理化学用）、武器製造業、銃弾製造業、武器用信管・火管・雷管装てん組立業
- × 工業計器製造業〔297〕、放射線応用計測器製造業〔296〕、電気計測器製造業〔297〕、無線応用航法装置製造業〔301〕、医療用電子応用装置製造業〔296〕、医療用X線装置製造業〔296〕、医療用・歯科医療用機械器具製造業〔274〕、顕微鏡製造業〔275〕、望遠鏡製造業〔275〕、電子顕微鏡製造業〔296〕、気象観測装置製造業〔301〕、理化学用ガラス器具製造業〔211〕、定規（目盛りのないもの）製造業〔32c〕、猟銃製造業〔325〕、産業用銃製造業〔26c〕、産業用信管・火管・雷管製造業〔169〕

中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業

28a 電子部品・デバイス・電子回路製造業

電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス及び電子回路を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 民生用電気機械器具を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 電子計算機・同附属装置、通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所は「中分類 30－情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (3) 水銀放電灯などの光源用の電子管を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業〔29c〕」に分類される。
- (4) 電気音響機械及び附属品（完成品）を製造する事業所は「中分類 30－情報通信機械器具製造業〔302〕」に分類される。
- (5) 情報を記録した光ディスク、磁気ディスク、磁気テープを製造する事業所は「中分類 32－その他の製造業〔32c〕」に分類される。
- (6) 電気機器の完成品を組立又は製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業」に分類される。
- (7) 情報通信機器の完成品を組立又は製造する事業所は「中分類 30－情報通信機械器具製造業」に分類される。
- 電子管製造業、X線管製造業、放電管製造業、マイクロ波管製造業、光電変換素子製造業、発光ダイオード（LED）製造業、半導体素子製造業、トランジスタ製造業、シリコン整流素子製造業、集積回路（IC）製造業、大規模集積回路（LSI）製造業、中央演算処理装置（CPU）製造業、液晶パネル製造業、液晶素子製造業、抵抗器製造業（電力用を除く）、コンデンサ製造業（電力用を除く）、スピーカ部品製造業、ヘッドホン部品製造業、小形モータ製造業（入力電力3ワット未満のもの）、コネクタ製造業（配線器具を除く）、リレー製造業（電力用継電器及び遮断器を除く）、ブースタユニット製造業、プリント回路製造業、

フレキシブルプリント配線板製造業，モジュール基板製造業，電子回路実装基板製造業，整流器製造業（電力用を除く），電子機器用ワイヤハーネス製造業，電子部品組立製造業，発振子製造業，半導体メモリメディア製造業，CD・R/RW製造業（生のもの），DVD・R/RW/RAM製造業（生のもの），MO製造業，オーディオ・ビデオ用テープ製造業

- × 電力用蓄電器製造業 [29a]，電力用コンデンサ製造業 [29a]，スピーカシステム製造業 [302]，水銀放電灯製造業 [29c]，がん具用変圧器製造業 [325]，液晶ディスプレイ製造業（パーソナルコンピュータ用） [303]，液晶ディスプレイ製造業（事務機器用） [27a]，モータ製造業（入力電力3ワット以上のもの） [29a]，電力用変圧器製造業 [29a]，継電器製造業（電力用） [29a]，ワイヤハーネス製造業（一般機械・自動車・航空機用など電子機器用以外） [29a]，プリント配線基板用プラスチック製品製造業（配線前のもの） [18a]，時計用発振子製造業 [323]，情報記録物製造業（新聞，書籍等の印刷物を除く） [32c]，永久磁石製造業 [29c]

中分類 29－電気機械器具製造業

この中分類には，電気エネルギーの発生，貯蔵，送電，変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所が分類される。

民生用電気機械器具を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 絶縁電線及びケーブルを製造する事業所は「中分類 23－非鉄金属製造業 [23a]」に分類される。
- (2) モータ直結又は取付式機械を製造する事業所は「中分類 25－はん用機械器具製造業」又は「中分類 26－生産用機械器具製造業」に分類される。
- (3) 電子計算機，通信機械器具を製造する事業所は「中分類 30－情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (4) 電子部品を製造する事業所は「中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。

29a 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業

発電機，電動機及びその他の回転電気機械，送配電用及び機器用の変圧器類，電力開閉装置，遮断器，避雷器，電力制御装置，配線器具，配線附属品，電気溶接装置，電極保持具（溶接用）を製造する事業所，自動車用，航空機用などの内燃機関電装品を製造する事業所並びに蓄電器（電子機器用を除く），電気窯炉類，熱装置などの工業用・商業用・車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 無線周波及び低周波変成器，チョークコイルなどの電子機器用変成器を製造する事業所は「中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業 [28a]」に分類される。
- (2) 陶磁器製絶縁材料を製造する事業所は「中分類 21－窯業・土石製品製造業 [214]」に分類される。
- (3) ガラス製絶縁材料を製造する事業所は「中分類 21－窯業・土石製品製造業 [211]」に分類される。
- (4) 電気照明器具を製造する事業所は「小分類 29c－その他の電気機械器具製造業」に分類される。
- (5) ガス溶接装置を製造する事業所は「中分類 26－生産用機械器具製造業 [266]」に分類される。

- 発電機製造業，回転変流機製造業，ターボゼネレータ製造業，送配電用変圧器製造業，電圧

調整器製造業，配電盤製造業，電力用抵抗器製造業，小形開閉器製造業，小形配線ばこ製造業，ヒューズ製造業，スイッチ製造業，点滅器製造業，鉄道用配線器具製造業，プラスチック製差込プラグ製造業，パネルボード製造業，電気溶接機製造業，内燃機関連電装品製造業，点火装置製造業，ワイヤハーネス製造業（一般機械・自動車・航空機用など電子機器用以外），蓄電器（コンデンサ）製造業（電子機器用を除く），窯炉用電熱装置製造業，電磁石製造業，電力用整流器製造業，電気式はんだごて製造業，赤外線乾燥装置製造業

- × 電子機器用小形電源変圧器製造業〔28a〕，電子機器用変成器製造業（高周波・低周波用）〔28a〕，がん具用変圧器製造業〔325〕，陶磁器製絶縁材料製造業〔214〕，ガラス製絶縁材料製造業〔211〕，プラスチック製絶縁材料製造業〔18a〕，電気照明器具製造業〔29c〕，ガス溶接機製造業〔266〕，溶接棒製造業〔24a〕，電子機器用蓄電器製造業〔28a〕，電子機器用ワイヤハーネス製造業〔28a〕

293 民生用電気機械器具製造業

ちゅう房機器，空調・住宅関連機器，衣料衛生関連機器を製造する事業所及び電気暖房器，理美容機器などの民生用電気機械器具を製造する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ガスこんろ，ガスレンジ，ガス湯沸器，ガス炊飯機器，ガスオーブンを製造する事業所は「中分類 24－金属製品製造業〔24a〕」に分類される。
 - (2) 業務用エアコンディショナ，冷凍機を製造する事業所は「中分類 25－はん用機械器具製造業〔253〕」に分類される。
 - (3) 営業用洗濯機，ドライクリーニング機，ドライクリーニング用プレス機を製造する事業所は「中分類 27－業務用機械器具製造業〔27a〕」に分類される。
 - (4) 家庭用ミシンを製造する事業所は「中分類 26－生産用機械器具製造業〔26c〕」に分類される。
- 電子レンジ製造業，電磁調理器製造業，電気がま製造業，食器洗い機製造業，電気冷蔵庫製造業，換気扇製造業，家庭用エアコンディショナ製造業，空気清浄機製造業，家庭用電気洗濯機製造業，電気アイロン製造業，電気掃除機製造業，電気こたつ製造業，電気カーペット製造業，ヘアドライヤ製造業，温水洗浄便座製造業
 - × 営業用洗濯機製造業〔27a〕，冷凍機製造業〔253〕，業務用エアコンディショナ製造業〔253〕，温風暖房機製造業（電気式を除く）〔24a〕，ガス機器製造業〔24a〕，ミシン製造業〔26c〕

296 電子応用装置製造業

医療用及び産業用X線装置，電子エネルギーを利用した医療用電子応用装置を製造する事業所並びに粒子加速装置，放射性物質応用装置，弾性波応用装置，超音波応用装置，電磁応用探知装置，電気探知装置，高周波電力応用装置，電子顕微鏡などの電子応用装置を製造する事業所をいう。

ただし，X線管及びX線用整流管を製造する事業所は「中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業〔28a〕」に分類される。

- X線装置製造業，CTスキャナ製造業，医療用電子応用装置製造業，医療用放射性物質応用装置製造業，磁気共鳴画像診断装置（MRI）製造業，レーザー手術用機器製造業，魚群探知機製造業，高周波ミシン製造業，電子顕微鏡製造業，高周波ウェルダ製造業
- × X線管製造業〔28a〕，X線フィルム製造業〔169〕，電子計算機製造業〔303〕，医療用計測器製造業〔297〕，高周波及び低周波治療器製造業（家庭用）〔293〕，医療用機械器具・医療用品製造業〔274〕

297 電気計測器製造業

電流計，電圧計，電力計，位相計，周波数計などの電気計測器を製造する事業所，温度，流量，液面などの物象の状態量の計測記録又は計測制御のため検出，変換，指示記録，調節，調節操作などを一体的に，連けいして行う機器を製造する事業所及び電気特性を利用した生体検査・診断用の各種の機器を製造する事業所をいう。

- 電流計製造業，電圧計製造業，積算電力計製造業，位相計製造業，周波数計製造業，検電計製造業，音量計製造業，電気動力計製造業，電気測定器製造業，温度自動調節装置製造業，圧力自動調節装置製造業，流体自動調節装置製造業，液面調節装置製造業，自動燃焼調節装置製造業，生体物理現象検査用機器製造業（体温・血圧等検査用モニタ，生体磁気計測装置），心電計製造業
- × 計器用変成器製造業〔29a〕，圧力計製造業〔27c〕，流量計製造業〔27c〕，液面計製造業〔27c〕，体温計製造業〔27c〕，血圧計製造業〔27c〕

29c その他の電気機械器具製造業

白熱電球，蛍光灯などの電球及び類似の光源を製造する事業所，白熱電灯器具，放電灯器具などの電気照明器具及びこれらの附属品を製造する事業所，蓄電池，一次電池（乾電池，湿電池）を製造する事業所並びに電球用口金など他に分類されない電気機械器具を製造する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電球用ガラス及び照明用ガラス器具を製造する事業所は「中分類 21－窯業・土石製品製造業〔211〕」に分類される。
- (2) ガス灯，カーバイド灯，石油灯，ガソリン灯及びこれらの附属品を製造する事業所は「中分類 24－金属製品製造業〔24a〕」に分類される。
- 蛍光灯製造業，白熱電球製造業，フラッシュランプ製造業，赤外線ランプ製造業，殺菌灯製造業，LED電球製造業，電気スタンド製造業，プラスチック製携帯電灯器具製造業，投光器製造業，自動車用ウインカ製造業，蓄電池製造業，乾電池製造業，電球口金製造業，導入線製造業，接点製造業，ジュメット線製造業，太陽電池製造業，永久磁石製造業
- × 電球用ガラス製造業〔211〕，照明用ガラス器具製造業〔211〕，電球バルブ製造業〔211〕，石油灯製造業〔24a〕，発光ダイオード（LED）製造業〔28a〕，電磁石製造業〔29a〕，電灯かき製造業（ガラス製のもの）〔211〕，電灯かき製造業（プラスチック製のもの）〔18a〕

中分類 30－情報通信機械器具製造業

この中分類には，通信機械器具及び関連機器，映像・音響機械器具，電子計算機及び附属装置を製造する事業所が分類される。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 民生用電気機械器具を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 電子部品及びデバイスを製造する事業所は「中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業〔28a〕」に分類される。

301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

有線・無線通信機械器具，各種無線応用機器，携帯電話機・PHS電話機，ラジオ・テレビジ

オン受信機，交通信号保安装置を製造する事業所及び音響信号装置，警報装置などの通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 通信機械器具の部分品，真空管，半導体素子を製造する事業所は「中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業〔28a〕」に分類される。
 - (2) 電気音響装置を製造する事業所は「小分類 302－映像・音響機械器具製造業」に分類される。
- 電話機製造業，ファクシミリ製造業，有線テレビジョン放送装置製造業，携帯電話機製造業，ラジオ送信装置製造業，レーダ製造業，遠隔制御装置製造業，テレビジョン受信機製造業，電気信号装置製造業，自動転てつ器製造業，火災警報装置製造業，盗難警報装置製造業
 - × 通信機械器具部分品製造業〔28a〕，半導体素子製造業〔28a〕，真空管製造業〔28a〕，光電変換素子製造業〔28a〕，ラジオ付カセットレコーダ製造業〔302〕

302 映像・音響機械器具製造業

磁気録画装置（デジタルカメラを含む），画像再生装置を製造する事業所，録音装置，再生装置，拡声装置及び附属品（完成品）を製造する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 生の磁気テープ，磁気ディスクを製造する事業所は「中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業〔28a〕」に分類される。
 - (2) 録画・録音済みの記録物を製造する事業所は「中分類 32－その他の製造業〔32c〕」に分類される。
- DVDプレーヤ製造業，ビデオカメラ製造業，防犯カメラ製造業，デジタルカメラ製造業，録音装置製造業，ICレコーダ製造業，スピーカシステム製造業，マイクロホン製造業，ヘッドホン製造業，補聴器製造業，カーステレオ製造業
 - × 放送用テレビカメラ製造業〔301〕，マイクロホン部品製造業〔28a〕，スピーカ部品製造業〔28a〕，ヘッドホン部品製造業〔28a〕，電子部品・デバイス・電子回路製造業〔28a〕，イヤホン部品製造業〔28a〕，磁気テープ・光ディスク等製造業（生のもの）〔28a〕

303 電子計算機・同附属装置製造業

電子計算機（プログラム内蔵方式であって，プログラム言語を使用するものに限る），パーソナルコンピュータ，外部記憶装置，印刷装置を製造する事業所，液晶ディスプレイなどの表示装置を製造する事業所及び端末装置などの電子計算機・同附属装置を製造する事業所をいう。

- 電子計算機製造業，パーソナルコンピュータ製造業，外部記憶装置製造業，磁気ディスク装置製造業，光ディスク装置製造業，ディスクアレイ装置製造業，内蔵型HDD製造業，DVDマルチメディアドライブ製造業，印刷装置製造業，トナーカートリッジ製造業（プリンタ用），プロッタ（作図装置）製造業，磁気テープ装置製造業，液晶ディスプレイ製造業（パーソナルコンピュータ用），スキャナー製造業，端末装置製造業，電子計算機附属装置製造業，POS端末装置製造業，現金自動預け払い機（ATM）製造業，光学文字読取り装置（OCR）製造業
- × 電子式卓上計算機製造業〔27a〕，液晶ディスプレイ製造業（事務機器用）〔27a〕，液晶パネル製造業〔28a〕，トナーカートリッジ製造業（複写機用）〔27a〕

中分類 31－輸送用機械器具製造業

この中分類には、輸送用機械器具を製造する事業所が分類される。

主な製品は、自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）である。

311 自動車・同附属品製造業

各種自動車（二輪自動車を含む）の完成品、自動車シャシーの製造及び組立てを行う事業所、自動車車体の製造、車体のシャシー組付け、トレーラの製造を行う事業所並びにエンジン、ブレーキ、ラジエータなど自動車部分品・附属品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 構内運搬車両を製造する事業所は「小分類 31a－その他の輸送用機械器具製造業」に分類される。
 - (2) トラクタを製造する事業所は「中分類 26－生産用機械器具製造業 [26a]」に分類される。
 - (3) 乗用車、トラック、バス用の鍛造品、プレス加工車体部分品・附属品、自動車用スタンプ加工品及び自動車用金物を製造する事業所は「中分類 24－金属製品製造業 [24a]」に分類される。
 - (4) ヘッドライト、蓄電池を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業 [29c]」に分類される。
 - (5) 点火装置を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業 [29a]」に分類される。
 - (6) 自動車用タイヤ・チューブを製造する事業所は「中分類 19－ゴム製品製造業 [191]」に分類される。
 - (7) 自動車用ガラスを製造する事業所は「中分類 21－窯業・土石製品製造業 [211]」に分類される。
- 自動車製造業（二輪自動車を含む）、バス完成車製造業、電気自動車製造業、ダンプトラック製造業、ガソリンタンク車製造業、自動車シャシー製造業、モータスクータ製造業、消防自動車製造業、自動車製造組立業、自動車ボデー製造業、トレーラ製造業、自動車エンジン・同部分品製造業、自動車用ディーゼル機関製造業、自動車用内燃機関製造業、自動車用ブレーキ・同部分品製造業、自動車用クラッチ製造業、自動車用車軸製造業、自動車用ラジエータ製造業、自動車用変速機製造業、自動車用デファレンシャルギヤ製造業、自動車用トランスミッション製造業、自動車用車輪製造業、自動車用オイルフィルタ製造業、自動車用オイルストレーナ製造業、二輪自動車部分品製造業、自動車バルブ製造業、カーエアコン製造業、ワイパー製造業、クラクション製造業、カーライター製造業、自動車用ステアリング製造業
- × 自動車車体打抜加工部分品・附属品製造業 [24a]、自動車用プレス加工金属製品製造業 [24a]、タイヤ・チューブ製造業 [191]、自動車用ガラス製造業 [211]、自動車用金物製造業 [24a]、アッパータンク製造業 [24a]、自動車用スタンプ加工品製造業 [24a]、ヘッドライト製造業 [29c]、蓄電池製造業 [29c]、自動車用ウインカ製造業 [29c]、自動車用代燃装置製造業 [259]、自動車用点火装置製造業 [29a]、自動車再生業 [891]、構内運搬車製造業 [31a]、農業・建設用トラクタ製造業 [26a]、自動車用ワイヤハーネス製造業 [29a]、自動車用エアバッグ製造業 [32c]、カーステレオ製造業 [302]、消防自動車ぎ装業 [259]

312 鉄道車両・同部分品製造業

鉄道事業の用に供する機関車、電車、気動車、客貨車などの製造、修理又は改造を行う事業所及びブレーキ装置、ジャンパ連結器、戸閉装置など鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。

ただし、鉄道車両の修理、改造を行う事業所であって鉄道業の自家用のものは「大分類H－運輸業、郵便業 [421]」に分類される。

- 鉄道車両製造業，機関車製造業，客車製造業，電車製造業，気動車製造業，貨車製造業，特殊車両製造業，ブレーキ装置製造業，ジャンパ連結器製造業，戸閉装置製造業
- × 動力付運搬車製造業〔31a〕，フォークリフトトラック製造業〔31a〕

313 船舶製造・修理業，船用機関製造業

船舶の製造・修理設備として造船台，ドック若しくは引揚船台を有し，船舶を製造又は修理する事業所，鋼船の船体ブロックを製造する事業所，舟艇を製造又は修理する事業所及び船舶用の蒸気機関，蒸気タービン，内燃機関を製造する事業所をいう。

ただし，船舶用の部分品（甲板機械，アンカーチェーン，プロペラ，ぎ装品など）のみを製造・修理する事業所又は下請けとして塗装工事，船台工事，建具工事，配線工事などを行う事業所は本分類に含まれない。

- 船舶製造・修理業，造船業（船舶を製造・修理するもの），木製漁船製造・修理業，木造船製造・修理業，船大工業，船体ブロック製造業，舟艇製造・修理業，ボート製造・修理業，強化プラスチック製舟艇製造業，船用機関製造業，船用ディーゼル機関製造業
- × 船内配線業〔06a〕，船体塗装業〔06a〕，船用機関修理業〔901〕，ぎ装用金物製造業〔24a〕

314 航空機・同附属品製造業

飛行機，滑空機，飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所，航空機用原動機及びその部分品を製造する事業所並びにプロペラ，胴体，主翼などの航空機部分品・補助装置を製造する事業所をいう。

航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 航空計器を製造する事業所は「中分類 27－業務用機械器具製造業〔27c〕」に分類される。
- (2) 航空機用電装品を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業〔29a〕」に分類される。

- 飛行機製造業，滑空機製造業，飛行船製造業，気球製造業，航空機組立業，航空機オーバーホール業，航空機ピストンエンジン製造業，航空機ジェットエンジン空気取入口製造業，航空原動機用ポンプ製造業，潤滑装置製造業，冷却装置製造業，排気装置製造業，始動機製造業（電気式を除く），主翼製造業，プロペラ製造業，胴体製造業，回転翼製造業，ガバナー製造業，フラップ製造業，空気制動板製造業，昇降だ（舵）製造業，安定板製造業，方向だ（舵）製造業，尾部組立部品製造業，着陸・揚陸用装置製造業，防水装置製造業，爆弾架製造業，パラシュート製造業，標的製造業，リンクトレーナ製造業
- × 宣伝用気球（アドバルン）製造業〔32c〕，気象観測用バルン製造業〔31a〕，電気式始動機製造業〔29a〕，航空計器製造業（圧力計，流量計，液面計，速さ計など）〔27c〕，航空機用電装品製造業〔29a〕，航空機整備業〔901〕

31a その他の輸送用機械器具製造業

フォークリフトトラック，動力付運搬車など構内を走行する運搬車両及び同部分品，附属品を製造する事業所，自転車及びその部分品を製造する事業所並びに人力車，リヤカーのような他に分類されない輸送車両及び部分品を製造する事業所をいう。

購入部品から自転車を組立てる事業所，ロケット，気象観測用バルンのような飛しょう（翔）体・同部分品・附属品及び補助装置などを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 玉軸受を製造する事業所は「中分類 25－はん用機械器具製造業〔259〕」に分類される。
 - (2) 児童乗物を製造する事業所は「中分類 32－その他の製造業〔325〕」に分類される。
 - (3) 搭載用誘導装置、制御装置及び計測器類を製造する事業所は「中分類 29－電気機械器具製造業〔297〕」に分類される。
 - (4) 地上誘導装置及び制御装置を製造する事業所は「中分類 30－情報通信機械器具製造業〔301〕」に分類される。
- 産業用運搬車両製造業、フォークリフトトラック製造業、動力付運搬車製造業、構内トレーラ製造業、構内運搬車製造業、ショベルトラック製造業（建設用を除く）、自転車製造組立業、電動アシスト自転車製造業、車いす製造組立業、自転車部分品製造業（玉軸受を除く）、自転車フレーム製造業、空気入ポンプ製造業、自転車用バルブ製造業、自転車用サドル製造業、荷牛馬車製造業、人力車製造業、そり製造業、リヤカー製造業、ロケット製造業（武器用を除く）、気象観測用バルン製造業、人工衛星製造業、ハンドトラック製造業
 - × 競技用そり製造業〔325〕、ロケット弾弾体製造業〔27c〕、宣伝用気球（アドバルン）製造業〔32c〕、児童乗物製造業〔325〕、動力伝導用鎖製造業〔253〕、玉軸受（ボールベアリング）製造業〔259〕、自転車サドル革製造業〔20d〕、原動機付自転車製造業〔311〕、建設用ショベルトラック製造業〔26a〕

中分類 32－その他の製造業

この中分類には、他のいずれの中分類にも分類されない製品を製造する事業所が分類される。主な製品は、貴金属製品、ボタン、時計、楽器、がん具、運動用具、ペン、鉛筆、絵画用品、漆器、レコード、眼鏡などである。

32a 装身具・装飾品等製造業（貴金属・宝石製を含む）

貴金属・宝石製品、装身具、装飾品、ボタン、針などを製造する事業所をいう。

- 貴金属製品製造業、宝石製装身具製造業、宝石附属品加工業、宝石切断・研磨業、真珠穴あけ業、貴金属製シガレットケース製造業、貴金属製ナイフ・フォーク・スプーン製造業、プラスチック製装身具製造業、すず・アンチモン製細工品製造業、造花製造業、羽根飾製造業、羽毛染色業、ボタン製造業、ミシン針製造業、レコード針製造業、宝石針製造業（レコード用）、画びょう製造業、かつら製造業
- × 羽根布団製造業〔119〕、メリヤス針製造業〔26c〕、医療用針製造業〔274〕

323 時計・同部分品製造業

電気時計を含む時計、時刻指示装置及び時計部分品並びに材料のいかんを問わず、時計側を製造する事業所をいう。

購入した機械と時計側から完成時計を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 時計ガラスを製造する事業所は「中分類 21－窯業・土石製品製造業〔211〕」に分類される。
 - (2) プラスチック製時計ガラスを製造する事業所は「中分類 18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）〔18a〕」に分類される。
- 時計製造業、電気時計製造業、デジタル時計製造業、電波時計製造業、時計部分品製造業（文

字板, ぜんまい, 歯車, ねじなど), ストップウォッチ製造業, メトロノーム製造業, 時計側製造業

- × 時計ガラス製造業 [211], プラスチック製時計ガラス製造業 [18a]

324 楽器製造業

ピアノ, ギター, 電子ピアノなど楽器, 楽器部品及び同材料を製造する事業所をいう。

- ピアノ製造業, ギター製造業, 電気ギター製造業, 和楽器製造業, 管楽器製造業, 打楽器製造業, 弦楽器製造業, オルゴール製造業, 三味線製造業, 琴製造業, オルガン製造業, 電気オルガン製造業, 電子ピアノ製造業, ハーモニカ製造業, アコーディオン製造業, 楽器部品製造業, 木管リード製造業, 駒 (ブリッジ) 製造業, 弦製造業

325 がん具・運動用具製造業

室内娯楽用具, がん具, 児童用乗物, 人形 (部品, 衣服, 人形に附属する諸道具を含む) 及び運動用具を製造する事業所をいう。

ただし, 次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 運動用衣服類及び繊維製の運動用靴を製造する事業所は「中分類 11-繊維工業 [11a]」に分類される。
- (2) ゴム製, プラスチック製の運動用靴を製造する事業所は「中分類 19-ゴム製品製造業 [192]」に分類される。
- (3) 革製の運動用靴を製造する事業所は「中分類 20-なめし革・同製品・毛皮製造業 [20a]」に分類される。
- がん具製造業, 娯楽用具製造業, 家庭用テレビゲーム機製造業, 囲碁用品製造業, 将棋用品製造業, マージャンパイ製造業, かるた製造業, トランプ製造業, 教材がん具製造業, 風船製造業, 折紙製造業, 積木製造業, 羽子板製造業, 押絵羽子板製造業, パーティ用品製造業, プラモデル製造業, 塗り絵製造業, 人形製造業 (材料のいかんを問わない), 人形マスク製造業, 人形附属品製造業 (人形髪を除く), 人形衣しょう縫製業, こけし人形製造業, 児童乗物製造業, 乳母車製造業, 子供用自転車製造業 (径 12 インチ未満), 児童用三・四輪車製造業, スポーツ用具製造業 (衣類, 靴を除く), 運動用具製造業 (衣類, 靴を除く), バット製造業, ゴルフクラブ製造業, 玉突台・玉突用品製造業, 体育設備製造業 (平均台, 飛箱など), 野球ボール製造業, 釣ざお (竿) 製造業, 釣針製造業, びく製造業, 釣り用リール製造業, 空気銃製造業, 猟銃製造業, 狩猟用実包・薬きょう製造業, スキー用具製造業
- × 陶磁器製がん具絵付業 [214], マネキン人形製造業 [32c], 人体模型製造業 [32c], 人形髪製造業 [32a], 運動衣製造業 (柔道着, 剣道着, 水着類など) [11a], 革製運動靴製造業 [20a], ゴム底布製運動靴製造業 [192], プラスチック製運動靴製造業 [192], 自転車製造業 (径 12 インチ以上) [31a], テレビゲーム機製造業 (業務用) [27a]

32c 他に分類されない製造業

他のいずれにも分類されない各種製品を製造する事業所をいう。

ただし, 次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 新聞を発行する事業所は「大分類 G-情報通信業 [413]」に分類される。
- (2) 書籍を発行する事業所は「大分類 G-情報通信業 [414]」に分類される。
- (3) 印刷物を印刷する事業所は「中分類 15-印刷・同関連業 [151]」に分類される。
- (4) 生の記録媒体物 (磁気テープ, 磁気ディスクなど) を製造する事業所は「中分類 28-電子部品・デバイス・電子回路製造業 [28a]」に分類される。
- (5) 情報処理・情報提供サービスを行っている事業所は「大分類 G-情報通信業 [392]」に分

類される。

(6) 靴型を製造する事業所は「中分類 12－木材・木製品製造業（家具を除く）〔129〕」に分類される。

(7) 個人の注文により眼鏡を調製する事業所は「大分類 I－卸売業，小売業〔608〕」に分類される。

- 万年筆製造業，シャープペンシル製造業，ボールペン製造業，鉛筆製造業，鉛筆塗装業，毛筆製造業，絵画用品製造業，油絵具製造業，画板製造業，手押スタンプ製造業，そろばん製造業，漆器製造業，宗教用具製造業（漆塗りのもの），パナマ帽子製造業，わら工品製造業，畳製造業，畳床製造業，扇子・扇子骨製造業，ちょうちん製造業，ブラシ類製造業，傘・同部分品製造業，マッチ製造業，マッチ箱製造業，喫煙用具製造業，魔法瓶製造業，情報記録物製造業（新聞・書籍等の印刷物を除く），オーディオディスクレコード製造業，ビデオディスクレコード製造業，ビデオテープレコード製造業，光ディスク製造業（記録済みのもの），CD製造業（記録済みのもの），磁気カード製造業（入力まで行っている事業所），花火製造業，信号炎管製造業，看板製造業（看板書き業を除く），アドバルン製造業，荷役・運搬用パレット製造業（材料のいかんを問わない），工業用模型製造業，マネキン人形製造業，食品模型製造業，試作品モデル製造業，靴中敷物製造業（革製を除く），つえ（杖）製造業，人体保護具製造業（ヘルメット，顔面保護具など），自動車用エアバッグ製造業，自動車用シートベルト製造業，線香製造業，葬具製造業，ユニットバス製造業，種子帯製造業，オガライト製造業，鳥獣魚類はく（剥）製製造業，繊維壁材製造業，眼鏡レンズ製造業，眼鏡枠製造業，眼鏡製造業，サングラス製造業，コンタクトレンズ製造業
- × 鉛筆軸板製造業〔121〕，筆記用インキ製造業〔169〕，物差製造業〔27c〕，家具製造業（漆塗りを除く）〔131〕，事務用機械器具製造業〔27a〕，蚊取り線香製造業〔165〕，ペンキ屋（看板書きを主とするもの）〔92a〕，塗装業〔製造業の一工程として行うものは「E製造業」のそれぞれに分類〕，模様形製造業〔115〕，ほうろう製看板・標識製造業〔21a〕，靴型製造業〔129〕，教材用模型がん具製造業〔325〕，モデルシップ製造業〔325〕，プラモデル製造業〔325〕，魔法瓶用ガラス製中瓶製造業〔211〕，磁気テープ・磁気ディスク製造業（生のもの）〔28a〕，微粉炭製造業〔17a〕，靴ひも製造業（革製のもの）〔20a〕，靴ひも製造業（繊維製のもの）〔115〕，靴中敷物製造業（革製のもの）〔20a〕，毛皮製造業〔20d〕，人工芝製造業（合成樹脂製のもの）〔18a〕，電子式保温ジャー製造業〔293〕，金属プレス製灰皿製造業〔24a〕，ガラス製灰皿製造業〔211〕，新聞業〔413〕，出版業〔414〕，印刷業〔151〕，情報提供サービス業〔392〕，コルク栓製造業〔129〕，眼鏡店（個人の注文により調製するもの）〔608〕

大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業

説 明

この大分類には、電気、ガス、熱又は水（かんがい用水を除く）を供給する事業所及び汚水・雨水の処理等を行う事業所が分類される。

電気業とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はその事業所に電気を供給する事業所、特定規模需要に応じ一般電気事業者が運用・維持する系統を経由して電気を供給する事業所、特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業所をいう。自家用発電の事業所も電気業に含まれる。

ガス業とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業所、一定数量以上の需要に応じて導管によりガスの供給を行う事業所及び自らが維持し運用する一定規模以上の導管でガスの供給を行う事業所をいう。

熱供給業とは、一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所をいう。

水道業とは、一般の需要に応じ水道管及びその他の設備をもって給水を行う事業所並びに公共下水道、流域下水道又は都市下水路により汚水・雨水の排除又は処理を行う事業所をいう。

中分類 33－電気・ガス・熱供給・水道業

331 電気業

発電機、原動力設備、その他の電気工作物を設置して電気を発生する事業所及び構外から送電される電気を更に構外に送電又は配電するために、構内に設置した変圧器、水銀整流器、シリコン整流器、その他の機械器具により変成する事業所をいう。

自家用発電の事業所も本分類に含まれる。

○ 水力発電所、火力発電所、風力発電所、原子力発電所、ガスタービン発電所、地熱発電所、太陽光発電所、変電所（鉄道業を除く）、電気事業者本社・支店・支社・営業所・給電司令所・工務所・サービスセンター・電力会社修理所、公営企業電気局（部・課）

× 電気保安協会〔74a〕、変電所・変電区（鉄道業のもの）〔421〕、電力会社社員研修所〔822〕、電力会社の委託検針業・集金業〔92a〕、電力会社系列サービス店（電気工事を行うもの）〔06a〕

341 ガス業

導管によりガスを供給するためガスの製造、受け入れ、貯蔵、送出及び整圧を行う事業所をいう。

ただし、天然ガスの採取を行う事業所は「大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業〔05a〕」に分類される。

○ ガス製造工場、天然ガス業（導管により供給するもの）、ガス供給所（ガスタンク）、ガス整圧所、プロパンガス供給業（導管により供給するもの）、ガス会社本社・支社・営業所、公営企業ガス局（部・課）

× 天然ガス鉱業〔05a〕、LPガス小売業〔605〕、ガス会社の委託検針業・集金業〔92a〕

351 熱供給業

一般の需要に応じボイラ、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所をいう。

ただし、温泉の泉源を保有し、ゆう出する温湯を旅館などに供給する事業所は「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〔92a〕」に分類される。

○ 地域暖冷房業，地域暖房業，蒸気供給業

× 温泉供給業〔92a〕

36a 水道業

一般の需要に応じ給水の目的で敷設する水道管及びその他の設備をもって人の飲用に適する水や工業の用に供する水（水力発電の用に供するものを除く）を供給する事業所並びに汚水、雨水の排除又は処理を行う事業所をいう。

ただし、かんがい用水の供給を行う事業所は「大分類A－農業，林業〔01c〕」に分類される。

○ 上水道業，水道用水供給事業，簡易水道業，上水道会社，水道局（部・課・係）・水道事務所・浄水場・配水場・ポンプ場・貯水池管理事務所・漏水管理事務所，船舶給水業，工業用水道局（部・課），工業用水道組合，工業用水道事務所，工業用水浄水場，工業用水配水場，工業用水ポンプ場，下水道処理施設維持管理業，下水道管路施設維持管理業，下水道局（部・課）・下水処理場・下水出張所・下水ポンプ場

× 農業用水供給業〔01c〕，貯水池建設事務所（地方公共団体）〔742〕，工業用水建設事務所（地方公共団体）〔742〕，産業用配管洗浄業〔92a〕，浄化槽清掃業〔88a〕，水道業の委託検針業・集金業〔92a〕，水質検査業〔849〕

大分類G－情報通信業

総 説

この大分類には、情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所が分類される。

情報の伝達を行う事業所とは、電磁、非電磁を問わず、映像、音声、文字等の情報を伝達する事業所及び伝達するための手段の設置、運用を行う事業所をいう。

情報の処理、提供などのサービスを行う事業所とは、電子計算機のプログラムの作成を行う事業所、委託により電子計算機等を用いて情報の処理を行う事業所及び情報を収集・加工・蓄積し、顧客の求めに応じて提供する事業所をいう。

インターネットに附随したサービスを提供する事業所とは、インターネットを通じて、上記以外の通信業及び情報サービス業を行う事業所をいう。

情報の加工を行う事業所とは、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、映画などの媒体を通じて不特定多数の受け手を対象に大量に情報を伝達させるために、映像、音声、文字等の情報を加工する事業所をいう。

◎ 情報通信業と他産業との関係

(1) 製造業との関係

(ア) 主として新聞発行又は書籍等の出版を行う事業所は情報通信業とするが、主として新聞又は書籍等の印刷及びこれに関連した補助的業務を行う事業所は「大分類E－製造業〔151, 153, 15a〕」に分類される。

(イ) 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）の原盤を制作する事業所は情報通信業とするが、自ら原盤の制作を行わず、情報記録物の大量複製のみを行う事業所は「大分類E－製造業〔32c〕」に分類される。

(2) 運輸業との関係

情報記録物、新聞、書籍等の運送を行う事業所は「大分類H－運輸業、郵便業」に分類される。

(3) 卸売業、小売業との関係

情報記録物、新聞、書籍等を購入して販売する事業所は「大分類I－卸売業、小売業」に分類される。

(4) サービス業との関係

(ア) 情報記録物、書籍等を賃貸する事業所は「大分類K－不動産業、物品賃貸業〔70a〕」に分類される。

(イ) 主として依頼人のために広告に係る総合的なサービスを提供する事業所及び広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する事業所は「大分類L－学術研究、専門・技術サービス業〔731〕」に分類される。

(ウ) 個人で詩歌、小説などの文芸作品の創作、文芸批評、評論などの専門的なサービスを提供する事業所は「大分類L－学術研究、専門・技術サービス業〔72a〕」に分類される。

(エ) 工業デザイン、クラフトデザイン、インテリアデザインなどの工業的、商業的デザインに関する専門的なサービスを提供する事業所は「大分類L－学術研究、専門・技術サービス業〔726〕」に分類される。

中分類 37—通信業

この中分類には、有線、無線、その他の電磁的方式により情報を伝達するための手段の設置、運用を行う事業所が分類される。

伝達手段の設置のための工事を施工する事業所は「大分類D—建設業〔06a〕」に分類される。

37a 電気通信業

固定・移動通信を行うための手段の設置、運用を行う事業所、有線による放送及び通話両面の設備を用い一定の区域内における利用者のために放送と通話取扱のサービスを提供する事業所並びにIDC業などの電気通信業を営む事業所をいう。

- 地域電気通信業、長距離電気通信業、有線放送電話業、有線放送電話農業協同組合、有線放送電話共同施設協会、有線放送電話協会（有線放送電話事業を営むもの）、ファックス蓄積サービス業、ISP（インターネット・サービス・プロバイダ）、IX（インターネット・エクスチェンジ）業、IDC（インターネット・データ・センター）業、移動電気通信業、携帯電話業、無線呼出し業（受託でないもの）、衛星携帯電話業
- × 日本放送協会放送局〔38a〕、街頭放送業〔38a〕、有線音楽放送（BGM）業〔38a〕、移動通信業務受託会社〔373〕

373 電気通信に附帯するサービス業

他に分類されない電気通信に附帯するサービスを提供する事業所をいう。

- 電気通信業務受託会社、移動無線センター、漁業無線協会、無線漁業協同組合、電報配達請負業、移動通信業務受託会社（携帯電話業、無線呼出し業など）、空港無線電話業務受託会社、電話番号案内業
- × 携帯電話機小売業〔593〕

中分類 38—放送業

38a 放送業

公衆によって直接視聴される目的をもって、無線又は有線の電気通信設備により放送事業（放送の再送信を含む）を行う事業所をいう。

ただし、有線の電気通信設備により放送及び通話両面のサービスを提供する事業所は「中分類37—通信業〔37a〕」に分類される。

- 日本放送協会（NHK）本部・同地方放送局、テレビジョン放送事業者本社・同放送局・同放送センター、ラジオ放送事業者本社・同放送局、衛星放送事業者（放送衛星又は通信衛星を利用して放送事業を行うもの）本社・同放送局・同放送センター、文字単営放送事業者本社・同放送局、有線テレビジョン放送業、ケーブルテレビ（CATV）業、共同聴視業、有線ラジオ放送業、有線音楽放送業、街頭放送業、告知放送業
- × 日本放送協会放送技術研究所〔71a〕、日本放送協会放送文化研究所〔71a〕、日本放送協会営業センター〔92a〕、放送設備のない放送事業者支局〔416〕、有線放送電話業〔37a〕

中分類 39—情報サービス業

この中分類には、受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェア、ゲームソフトウェアの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所が分類される。

391 ソフトウェア業

電子計算機のプログラム（その作成に関する業務を一括して行うものを含む）、パッケージプログラム、ゲームソフトウェアの作成及びその作成に関して調査、分析、助言などを行う事業所をいう。

情報通信機械器具、輸送用機械器具、家庭用電気製品等に組込まれ、機器の機能を実現するためのソフトウェアを作成する事業所も本分類に含まれる。

- 受託開発ソフトウェア業、プログラム作成業、情報システム開発業、システム開発コンサルタント業、システムインテグレーションサービス業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、ゲーム用ソフトウェア作成業
- × 情報記録物製造業（CD、DVDなど）〔32c〕、ゲーム用ソフトウェア製造業（大量に製造するもの）〔32c〕

392 情報処理・提供サービス業

電子計算機などを用いて委託された情報処理サービス（顧客が自ら運転する場合を含む）、データエントリーサービスなどを行う事業所、各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する事業所、市場・世論・社会に関する情報の調査・分析を行う事業所及び他に分類されない情報処理・提供サービスを行う事業所をいう。

- 受託計算サービス業、計算センター、データエントリー業、データベースサービス業（不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報などの提供サービス業）、市場調査業、世論調査業、社会調査業、マーケティングリサーチ業
- × ニュース供給業〔416〕、経営コンサルタント業〔728〕、観光案内業（ガイド）〔79c〕、興信所〔72a〕、信用調査業〔72a〕

中分類 40—インターネット附随サービス業

401 インターネット附随サービス業

インターネットを通じて、情報の提供や、サーバ等の機能を利用させるサービスを提供する事業所、音楽、映像等を配信する事業を行う事業所及びインターネットを利用する上で必要なサポートサービスを提供する事業所であって、他に分類されないものをいう。

ただし、広告の提供を目的とするものや、サーバ等の機能を主として他の事業の目的のために利用させるものは、本分類には含まれない。

- ポータルサイト・サーバ運営業、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）、電子認証業、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業、ホームページ作成業

- × インターネット専業銀行 [62a], インターネット広告業 [731], ホームページデザイン業 [726]

中分類 41－映像・音声・文字情報制作業

この中分類には、映画、ビデオ又はテレビジョン番組の制作・配給を行う事業所、レコード又はラジオ番組の制作を行う事業所、新聞の発行又は書籍、定期刊行物などの出版を行う事業所及びこれらに附帯するサービスを提供する事業所が分類される。

41a 映像・音声情報制作業

映画、ビデオ又はテレビジョン番組の制作・配給を行う事業所、アニメーションの制作を行う事業所、レコードの企画・制作を行う事業所及びラジオ番組の制作を行う事業所をいう。

フィルム配達の配達交換、購入などを行う事業所も本分類に含まれる。

- 映画撮影所、映画制作業、小型映画制作業、ビデオ制作業、テレビジョン番組制作業、テレビコマーシャル制作業、アニメーション制作業、映画フィルム配給業、有線テレビジョン放送番組配給業、レコード制作業、レコード会社、音楽出版会社、ラジオ番組制作業、ラジオコマーシャル制作業

- × 情報記録物製造業（CD、DVDなど）[32c], オーディオディスクレコード製造業 [32c]

413 新聞業

新聞の発行を行う事業所をいう。

ただし、主として新聞の印刷を行う事業所は「大分類E－製造業 [151]」に分類される。

- 新聞業、新聞社、新聞発行業、新聞印刷発行業

- × 新聞印刷業 [151], 新聞社支局（印刷発行を行わないもの）[416]

414 出版業

書籍、教科書、辞典、パンフレット、雑誌、定期刊行物などの出版を行う事業所をいう。

ただし、主として書籍等の印刷を行う事業所は「大分類E－製造業 [151]」に分類される。

- 書籍出版・印刷出版業、教科書出版・印刷出版業、辞典出版・印刷出版業、パンフレット出版・印刷出版業、雑誌・定期刊行物出版・印刷出版業、情報誌発行業、地図発行業、楽譜発行業、電子書籍出版業

- × カレンダー印刷業 [151], 書籍印刷業 [151]

415 広告制作業

印刷物にかかる広告の企画、制作を行う事業所をいう。

ただし、依頼人のために広告に係る総合的なサービスを提供する事業所は「大分類L－学術研究、専門・技術サービス業 [731]」に分類される。

- 広告制作業（印刷物にかかるもの）、広告制作プロダクション（印刷物にかかるもの）

- × 広告業〔731〕，屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）〔731〕，映像情報制作・配給業〔41a〕，新聞業〔413〕，出版業〔414〕，著述家業〔72a〕，デザイン業〔726〕，コピーライター業〔72a〕，テレビコマーシャル制作業〔41a〕，ラジオコマーシャル制作業〔41a〕，広告物印刷業〔151〕

416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

新聞，定期刊行物，テレビジョン，ラジオ等にニュースを供給する事業所及びレコーディングスタジオなどの映像・音声・文字情報制作に附帯するサービスを提供する事業所をいう。

- ニュース供給業，新聞社支局（印刷発行を行わないもの），民間放送局支局（放送設備のないもの），映画出演者あっせん業，映画フィルム現像業，タイトル書き業，貸スタジオ業（映画撮影・録音用），映画・ビデオ照明業，レコーディングスタジオ，レコーディングエンジニア業，ポストプロダクション業，出版物編集業
- × 映画用諸道具賃貸業〔70a〕，映写機賃貸業〔70a〕，映画フィルム賃貸業〔70a〕，デジタルカメラ写真プリント業〔79c〕，写真フィルム現像・焼付・引伸業〔79c〕，映写機修理業〔901〕，舞台照明業〔809〕，演劇俳優あっせん業〔809〕

大分類H－運輸業，郵便業

説 説

この大分類には、鉄道、自動車、船舶、航空機又はその他の運送用具による旅客、貨物の運送業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業を営む事業所並びに郵便物又は信書便物を送達する事業所が分類される。

◎ 鉄道業

鉄道による旅客又は貨物の運送業で、その運送活動とは、鉄道車両の運転、運転のための車両、線路、信号通信施設など運送施設の維持補修、旅客又は貨物の取扱いを一括したものをいう。

◎ 事業所

鉄道業の分類単位は単一の事業所である。場所が離れていれば原則として別の事業所とする。同一構内であっても別個の機関があればその機関ごとに分類の単位とする。

すなわち、駅、車掌区、機関区、客貨車区、保線区、建築区、電力区、信号通信区、電務区などの現業機関及び本社、支社などの管理機関のそれぞれが一事業所となる。

ただし、駅、区などの名称を持っていても、駅長、区長など管理責任者が置かれていないものはこれを管理する事業所に含めて一事業所とする。

◎ 鉄道業と他産業との関係

- (1) 鉄道業の自家用の修理工場、倉庫などは鉄道業に分類されるが、製造工場、発電所、研究所、養成機関、病院、保養所などは、それぞれの活動にしたがって鉄道業以外の産業に分類される。
- (2) 鉄道業が営む百貨店、遊園地又は不動産業などの事業所は、それぞれの活動にしたがって鉄道業以外の産業に分類される。
- (3) 鉄道車両の修理、改造を行う事業所であって鉄道業の自家用のものは、鉄道業に分類される。
- (4) 工場、鉱山、森林などにおける自家専用の鉄道、索道の事業所は、鉄道業以外の産業に分類される。

中分類 42－鉄道業

421 鉄道業

鉄道、軌道及び索道により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。

鉄道業が経営する鉄道事業以外の事業を行う事業所はその行う事業によりそれぞれの産業に分類される。

- 鉄道事業者の本社・支社・支店、運行本部、運転指令所、駅、修理工場、建築区、保線区、車掌区、電力区、信号通信区、電車区、機関区、CTCセンター、軌道業、地下鉄道業、モノレール鉄道業、案内軌条式鉄道業、新交通システム業、ケーブルカー業、ロープウェイ業、リフト業、無軌条電車業（トロリーバス業）
- × 鉄道事業者の工事事務所・工事区（工事の設計・監督を行う事業所）〔742〕，給電区・発電所〔331〕，自動車営業所〔43a，44a〕，病院〔831〕，研修センター〔822〕，船舶管理所〔45a〕，鉄道総合技術研究所〔71a〕

中分類 43—道路旅客運送業

43a 道路旅客運送業

自動車等により旅客の運送を行う事業所をいう。

鉄道業が経営する道路旅客運送事業の事業所も本分類に含まれる。

- 乗合バス業，定期観光バス業，ハイヤー業，タクシー業，福祉タクシー業，民間救急サービス業（民間救急車），貸切バス業，特定旅客自動車運送業，人力車業
- × レンタカー業〔70a〕，貨物自動車運送業〔44a〕

中分類 44—道路貨物運送業

44a 道路貨物運送業

自動車等により貨物の運送を行う事業所をいう。

他人の需要に応じ有償で，鉄道運送事業者，船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用して，自動車による集貨及び配達を併せ一貫して貨物の運送を行う事業所も本分類に含まれる。

- 一般貨物自動車運送業，特別積合せ貨物運送業，特定貨物自動車運送業，貨物軽自動車運送業，集配利用運送業（第二種利用運送業），自転車貨物運送業，宅配便業，引越運送業，霊きゅう自動車業
- × し尿収集運搬業〔88a〕，貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）〔48a〕，宅配便取次業〔48a〕，利用運送業（第一種利用運送業）〔48a〕，陸送業〔92a〕

中分類 45—水運業

45a 水運業

海洋，沿海，港湾，河川，湖沼において船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所及び運航業者に船舶の貸渡し又は運航の委託を行う事業所をいう。

ただし，港湾においてはしけによって貨物の運送を行う事業所は「中分類 48—運輸に附帯するサービス業〔48a〕」に分類される。

- 外航旅客定期航路業，外航貨物不定期航路業，国内旅客不定期航路業，内航貨物定期航路業，港湾旅客海運業，通船業，港湾内遊覧船業，河川水運業，河川渡船業，水上バス業，河川遊覧船業，湖沼水運業，湖沼渡船業，湖沼遊覧船業，船舶貸渡業
- × 海運仲立業〔48a〕，はしけ運送業〔48a〕，港湾荷役業〔48a〕，釣船業〔809〕，瀬渡船業〔809〕，港湾運送業〔48a〕

中分類 46－航空運輸業

46a 航空運輸業

航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業所及び航空機を使用して請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業所をいう。

- 航空運送業、観光飛行業、エアタクシー業、航空機使用業
- × 利用運送業（第一種利用運送業）〔48a〕、航空運送代理店〔48a〕

中分類 47－倉庫業

47a 倉庫業

倉庫業を営む事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自家用の倉庫は主事業所の産業に分類される。
 - (2) 自動車の駐車のための場所を提供する事業所は「大分類K－不動産業、物品賃貸業〔693〕」に分類される。
 - (3) 一時的に手荷物、自転車等の物品を預かる事業所は「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業〔79c〕」に分類される。
- 普通倉庫業（野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、危険品倉庫、トランクルームを含む）、水面木材倉庫業、冷蔵倉庫業、低温・氷温倉庫業
 - × 駐車場業〔693〕、自転車預り業〔79c〕、コインロッカー業〔79c〕、貸倉庫業〔69a〕、自家用倉庫〔その倉庫を管理する事業所の産業に分類〕

中分類 48－運輸に附帯するサービス業

48a 運輸に附帯するサービス業

港湾において船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送を行う事業所、鉄道運送事業者、貨物自動車運送事業者、船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う事業所、鉄道、自動車、船舶又は航空機による貨物の運送の取次若しくは委託又は運送貨物の受取を行う事業所、運送機関の業務を代行して運送契約の締結などの代理を行う事業所、運送のために物品の荷造り若しくはこん包を引受ける事業所、鉄道、道路、橋りょう、トンネル、自動車ターミナル、荷扱場、荷役栈橋、けい船岸壁、上屋、ふ頭、飛行場などの運輸施設を提供する事業所、船舶による貨物の運送又は船舶の貸渡し、売買若しくは運航の委託のあっせんを行う事業所及び検数業などの運輸に附帯するサービスを提供する事業所をいう。

- 港湾運送業、港湾荷役業、はしけ運送業、沿岸荷役業、いかだ運送業、利用運送業（第一種利用運送業）、運送取次業、海運代理店、航空運送代理店、荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業、鉄道施設提供業（第三種鉄道事業者）、自動車道業、有料道路・有料橋経営業、バスターミナル業、トラクターミナル業、荷さばき施設提供業、ふ頭業、国際空港、地方空港、ヘリポート、海運仲立業、検数業、検量業、船

積貨物鑑定業，水先業，サルベージ業，海難救助業，航路標識事務所（灯台），航空無線標識所（航空灯台），通運計算業，曳船業，観光協会，観光案内所，道路パトロール業，鉄道線路補修業，水路測量業，海上交通センター（海上保安庁），通関業，海上清掃業，有料道路料金徴収請負業

- × 船舶解体請負業〔92a〕，船舶給水業〔36a〕，駐車場業〔693〕，道路清掃業〔88a〕，包装業〔92a〕，観光案内業（ガイド）〔79c〕

中分類 49－郵便業（信書便事業を含む）

491 郵便業（信書便事業を含む）

主として郵便物，信書便物として差し出された物の引受，収集・区分及び配達を行う事業所をいう。

ただし，郵便事業と併せて銀行窓口業務及び保険窓口業務の双方を行う事業所を除く。

- 日本郵便株式会社の事業所のうち，主として郵便事業を行う事業所
日本郵便株式会社の事業所のうち，郵便事業及び銀行窓口業務を行う事業所
日本郵便株式会社の事業所のうち，郵便事業及び保険窓口業務を行う事業所
特定信書便事業者
- × 郵便局〔86a〕，簡易郵便局〔86a〕，日本郵便株式会社の事業所のうち，郵便事業，銀行窓口業務及び保険窓口業務の全てを行う事業所〔86a〕

大分類Ⅰ－卸売業，小売業

総 説

この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。

なお、販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装，洗浄，選別等），取付修理は本分類に含まれる。

◎ 卸売業

1. 卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの。
- (2) 建設業，製造業，運輸業，飲食店，宿泊業，病院，学校，官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。
- (3) 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具，病院，美容院，レストラン，ホテルなどの設備，産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売するもの。
- (4) 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所
- (5) 他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの。

2. 事業所の業態による分類

本分類に含まれる事業所の主な業態は次のとおりである。

- (1) 卸売業（卸売商，産業用大口配給業，卸売を主とする商事会社，買継商，仲買人，農産物集荷業，製造業の会社の販売事務所，貿易商など）
- (2) 製造問屋（自らは製造を行わないで，自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ，これを自己の名称で卸売するもの）
- (3) 代理商，仲立業（エイジェント，ブローカー，コミッションマーチャント）

卸売業は、主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所であるが、小分類 559 に分類される代理商，仲立業は主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行うものである。このような事業所は商品の所有権を持たず，また，価格の設定，商品の保管，輸送などの業務を一般に行わないものである。

3. 業務の種類による分類

卸売業（代理商，仲立業を除く）は，販売される主要商品によって業種別に分類される。

- （注）製造小売（小売業 2. (2) 参照）に対して製造卸という言葉が一般に使用されているが，これは製造業者の卸売をいうのであるから，ここでいう仕入卸とは厳格に区分されなければならない。

◎ 小売業

1. 小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの。
- (2) 建設業，農林水産業（法人組織），製造業，運輸業，飲食店，宿泊業，病院，学校，官公庁等の産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの。

小売業は普通その取り扱う主要商品によって分類される場合と，洋品雑貨店，小間物店，荒物店などのように通常の呼称によって分類される場合とがある。

2. 次に掲げるものは小売業として分類されるので注意しなければならない。

- (1) 商品を販売し，かつ，同種商品の修理を行う事業所は「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に分類される。

なお，修理を専業としている事業所は「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〔89，90〕」に分類される。修理のために部分品などを取替えても販売とはみなさない。

(2) 製造小売業

製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業(菓子屋、パン屋などにこの例が多い)は製造業とせず、小売業に分類される。

なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、「大分類 E—製造業」に分類される。

(3) ガソリンスタンドは小売業に分類される。

(4) 行商、旅商、露天商など

これらは一定の事業所を持たないもの、また、恒久的な事業所を持たないものが多いが、その業務の性格上小売業に分類される。

(5) 官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。

中分類 50—卸売業

この中分類には、商品の仕入卸売を行う事業所及び手数料を得て商品の売買の代理業務又は仲立あっせんを行う事業所が分類される。

501 各種商品卸売業

「中分類 50—卸売業」のうちの小分類3項目以上にわたる商品の仕入卸売を行う事業所で、その性格上いずれが主たる事業であるかを判別することができない事業所をいう。

- 各種商品卸売業、総合商社、貿易商社（各種商品を取り扱うもの）

511 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）

繊維原料、織物用の糸及び織物（室内装飾繊維品を除く）を卸売する事業所をいう。

- 生糸問屋、副蚕糸卸売業、原毛卸売業、羊毛卸売業、化学繊維卸売業、レーヨンパルプ卸売業、綿糸卸売業（織物用）、織物卸売業、毛織物卸売業、フェルト地卸売業、ゴム引布地卸売業、麻織物卸売業、布団地卸売業、反物卸売業、呉服卸売業
- × 製紙用パルプ卸売業〔559〕、縫糸卸売業〔513〕、ガラス繊維卸売業〔559〕、手編毛糸卸売業〔513〕、カーテン卸売業〔551〕、じゅうたん卸売業〔551〕、和服卸売業〔512〕

512 衣服卸売業

既製の男子・婦人・子供服、下着類などの衣服を卸売する事業所をいう。

- 男子服卸売業、婦人服卸売業、子供服卸売業、毛皮コート卸売業、下着類卸売業、和服卸売業、水着卸売業（競泳用を除く）
- × 靴下卸売業〔513〕、コルセット卸売業（医療用）〔552〕、運動衣卸売業（野球用ユニホーム、剣道着、柔道着など）〔559〕、競泳用水着卸売業〔559〕

513 身の回り品卸売業

寝具類、靴・履物（材料のいかんを問わない）、かばん・袋物（材料のいかんを問わない）などの身の回り品、装身具（貴金属製を除く）を卸売する事業所をいう。

ただし、スポーツ用の靴を卸売する事業所は「小分類 559—その他の卸売業」に分類される。

- パジャマ卸売業、布団卸売業、丹前卸売業、マットレス卸売業、靴卸売業（スポーツ用を除く）、サンダル卸売業、かばん類卸売業、ハンドバッグ卸売業、トランク卸売業、タオル卸売業、ハンカチーフ卸売業、手袋卸売業（繊維・革製）（スポーツ用を除く）、傘卸売業、装身具卸売業（貴金属製を除く）、小間物卸売業（ヘアネット、くし、かんざし、歯ブラシ、ヘアブラシ、衣服ブラシ、おしろいはけ、たばこケースを含む）、うちわ卸売業、水引卸売業（元結を含む）、洋品雑貨卸売業（靴下、マフラー、ネクタイ、カラー、ガーター、サスペンダー、ステッキ、ベルトを含む）、縫糸卸売業、帽子卸売業、かつら卸売業、手編毛糸卸売業、化粧品卸売業
- × スポーツ用靴卸売業（スキー靴、スケート靴、登山靴、スパイクシューズなど）〔559〕、ゴム手袋卸売業〔559〕、スポーツ用手袋卸売業〔559〕、貴金属製装身具卸売業〔559〕、織物用糸卸売業〔511〕、ベッド卸売業〔551〕、靴墨卸売業〔532〕

521 農畜産物・水産物卸売業

米、麦、雑穀、豆類、生鮮野菜、果実、食肉、鮮魚、貝類などの農畜産物、水産物を卸売する事業所をいう。

- 米穀卸売業、大豆卸売業、青物市場仲買業、果実卸売業、食肉卸売業、生鮮魚介卸売業、冷凍魚卸売業、原皮卸売業、家きん卸売業（愛がん用を除く）、卵卸売業（加工卵を除く）、はちみつ卸売業、わら類卸売業（加工品を除く）、製油用種実卸売業、海藻卸売業
- × 加工豆卸売業（煮豆、納豆など）〔522〕、中央卸売市場〔95a〕、乾燥野菜卸売業〔522〕、塩蔵肉卸売業〔522〕、塩蔵魚卸売業〔522〕、缶詰・瓶詰食品卸売業〔522〕、愛がん用動物卸売業〔559〕、種実卸売業（製油用を除く）〔559〕、わら工品卸売業〔551〕、酪農製品卸売業（バター、チーズなど）〔522〕、植木卸売業〔559〕、鑑賞用魚卸売業〔559〕、液卵卸売業〔522〕

522 食料・飲料卸売業

砂糖類、味そ、しょう油、酒類、乾物類、菓子、パン類、飲料、各種の茶・同類似品及び牛乳、乳製品を卸売する事業所並びに水産練製品、缶詰・瓶詰食品などの食料及び飲料を卸売する事業所をいう。

- 砂糖卸売業、味そ・しょう油卸売業、酒類卸売業、乾物卸売業、乾燥卵卸売業、干しのり卸売業、乾燥野菜卸売業、香辛料卸売業（こしょう、からし、七味唐がらし、カレー粉など）、塩干魚卸売業、缶詰食品卸売業、瓶詰食品卸売業、菓子卸売業、清涼飲料卸売業、ミネラルウォーター卸売業、茶卸売業、コーヒー卸売業、酪農製品卸売業（牛乳、バター、チーズなど）、水産練製品卸売業（かまぼこ、はんぺんなど）、おでん材料卸売業、うどん・そば・中華そば卸売業、ソース卸売業、食用塩卸売業、塩蔵肉卸売業、食用油卸売業、氷卸売業、アイスクリーム卸売業、冷凍調理食品卸売業、レトルト食品卸売業、豆腐卸売業、加工豆卸売業（煮豆、納豆など）
- × はちみつ卸売業〔521〕、卵卸売業（加工卵を除く）〔521〕、冷凍魚卸売業〔521〕、落花生卸売業〔521〕、工業用塩卸売業〔532〕

531 建築材料卸売業

木材、竹材、セメント、板ガラス、建築用金属製品（建築用金物を除く）などの建築材料を卸売する事業所をいう。

- 木材卸売業、パルプ材卸売業、合板卸売業、チップ卸売業、セメント卸売業、板ガラス卸売業、サッシ卸売業、かわら（瓦）卸売業、ヒューム管・セメントポール卸売業、砂利・砂卸

売業，人造石卸売業，陶管卸売業，衛生用陶磁器卸売業，プラスチック板・管卸売業（建築用）

- × 鏡卸売業〔551〕，製紙用パルプ卸売業〔559〕，プラスチック板・管卸売業（建築用を除く）〔532〕，建築用金物卸売業〔559〕

532 化学製品卸売業

塗料，プラスチックを卸売する事業所及び工業薬品，染料，顔料，油脂，火薬類などの化学製品を卸売する事業所をいう。

- 塗料卸売業，漆卸売業，印刷インキ卸売業，染料卸売業，着色剤卸売業，粗製ひまし油卸売業，ろう卸売業，花火（煙火）卸売業，工業薬品卸売業（硫酸，硝酸，塩酸，乳酸，防腐剤，溶剤，にがりなど），現像薬卸売業，農薬卸売業，プラスチック素材卸売業（レジン，フィルムなど），圧縮ガス卸売業，工業用塩卸売業，靴墨卸売業，界面活性剤卸売業，合成ゴム卸売業，火薬卸売業
- × 絵具卸売業（油絵・水彩用）〔559〕，機械油卸売業〔533〕，食用油卸売業〔522〕，化学肥料卸売業〔559〕，プロパンガス卸売業〔533〕，食用塩卸売業〔522〕，ゴム製品卸売業〔559〕，化学繊維卸売業〔511〕，血液製剤製造業〔165〕，ガラス繊維卸売業〔559〕

533 石油・鉱物卸売業

石油類，石炭，金属鉱物及び非金属鉱物を卸売する事業所をいう。

ただし，土，砂，砂利，石材など土木建設用に使用する鉱物を卸売する事業所は「小分類 531－建築材料卸売業」に分類される。

- 石油卸売業，液化石油ガス（LPG）卸売業，プロパンガス卸売業，石炭卸売業，コークス卸売業，鉄鉱卸売業，銅鉱卸売業，石灰石卸売業，粘土卸売業
- × ガソリンスタンド〔605〕，砂利卸売業〔531〕，石材卸売業〔531〕

53a 金属材料卸売業

鉄鋼粗製品，鉄鋼一次製品及びその他の鉄鋼製品を卸売する事業所並びに非鉄金属地金及び非鉄金属製品を卸売する事業所をいう。

- 鉄鋼粗製品卸売業，鋼管卸売業，針金卸売業，ドラム缶卸売業，金地金卸売業，銅板卸売業，銅・アルミニウム線卸売業（電線を除く）
- × 銅・アルミニウム電線卸売業〔543〕，金・銀・白金製品卸売業（食器を除く）〔559〕

536 再生資源卸売業

空瓶，空缶，空袋，空箱などの空容器であって再び容器として使用できるもの，鉄・非鉄金属スクラップ，製紙原料用古紙及びその他の古紙を集荷，選別して卸売する事業所並びに繊維ウエイスト，カレット（ガラスくず），くずゴムなどの再生資源を集荷，選別して卸売する事業所をいう。

集荷，選別にあわせて容器の洗浄，修理，塗装及び非鉄金属スクラップのプレス，裁断，異物処理などを行う事業所並びに建場業，同附随回収業も本分類に含まれる。

ただし，鉄スクラップを製鋼原料として電気炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所は「大分類E－製造業〔22a）」に分類される。

- 空容器卸売業，空缶集荷業，鉄スクラップ（鉄くず）問屋，廃車処理業（解体を主とするもの），非鉄金属スクラップ卸売業，古紙問屋，製紙原料古紙集荷業，繊維ウエイト問屋，プラスチック再生資源卸売業，カレット（ガラスくず）卸売業
- × ドラム缶更生業〔24a〕，鉄スクラップ加工処理業〔22a〕，自動車解体業（部品取りを主とするもの）〔542〕

542 自動車卸売業

自動車（二輪自動車を含む）・同部分品・同附属品及び自動車中古部品を卸売する事業所をいう。

ただし，鉄スクラップを卸売する事業所は「小分類 536－再生資源卸売業」に分類される。

- 自動車卸売業，中古自動車卸売業，オートバイ卸売業，自動車タイヤ卸売業，自動車電装品卸売業，カーアクセサリ卸売業，カーエアコン卸売業，カーナビゲーション卸売業，自動車中古部品卸売業，自動車解体業（部品取りを主とするもの）
- × 自転車卸売業〔54a〕，自転車部分品卸売業〔54a〕，トラクタ卸売業〔54a〕，廃車処理業（解体を主とするもの）〔536〕

543 電気機械器具卸売業

電気機械器具を卸売する事業所をいう。

- 電気機械器具卸売業，電気音響機械器具卸売業（オーディオ機器，ヘッドホン，イヤホンなど），電気洗濯機卸売業，ルームエアコン卸売業，電気医療機械器具卸売業（家庭用），電子レンジ卸売業，電球卸売業，DVDレコーダ卸売業，録音・録画ディスク卸売業（CD，DVD，ブルーレイディスク，SDカードなどで記録されていないもの），携帯電話機卸売業，電線卸売業，配線器具卸売業（ソケット，スイッチ，パイプなど），コンピュータ・パーソナルコンピュータ卸売業，デジタルカメラ卸売業
- × 電気楽器類卸売業〔559〕，録音・録画ディスク卸売業（CD，DVD，ブルーレイディスク，SDカードなどで記録済みのもの）〔559〕，電気医療機械器具卸売業（業務用）〔54a〕

54a その他の機械器具卸売業

産業機械器具を卸売する事業所，自動車以外の輸送用機械器具，計量器，理化学機械器具，光学機械器具及び医療用機械器具（歯科用を含む）を卸売する事業所をいう。

- 農業用機械器具卸売業，トラクタ卸売業，建設機械卸売業，鉱山機械卸売業，金属加工機械卸売業，旋盤卸売業，事務用機械器具卸売業，繊維機械卸売業（紡績機，織機，紡績機械附属品，おさ枠，製綿機，製糸用小道具，なっ染用機械，ニット機械など），理髪整容機械卸売業（電気式を除く），自動販売機卸売業，業務用娯楽機械器具卸売業（パチンコ・パチスロ機，業務用ゲーム機，自動麻雀卓など），航空機卸売業，自転車・同部分品卸売業，船舶卸売業，理化学機械器具卸売業，写真機械器具卸売業，光学機械器具卸売業（望遠鏡，顕微鏡など），光学レンズ卸売業，時計卸売業，眼鏡卸売業（枠を含む），体温計卸売業，医療用機械器具卸売業，電気医療機械器具卸売業（業務用），注射針卸売業
- × 幼児用乗り物卸売業〔559〕，写真フィルム卸売業〔559〕，時計バンド卸売業〔559〕

551 家具・建具・じゅう器等卸売業

家具，建具，荒物，畳，室内装飾用の織物・同製品，陶磁器，ガラス器などのじゅう器を卸売

する事業所をいう。

- 家具卸売業、ベッド卸売業、鏡卸売業、建具卸売業、荒物雑貨卸売業〔たわし、掃除用ブラシ、ざる、しゃくし（杓子）、小楊子など〕、荷造りも卸売業、わら工品卸売業、マッチ卸売業、畳卸売業、畳表卸売業、室内装飾繊維品卸売業、じゅうたん卸売業、陶磁器卸売業、魔法瓶卸売業、プラスチック製容器卸売業、金属製食器卸売業（貴金属製を含む）（ナイフ、フォーク、スプーン、皿など）
- × サッシ卸売業〔531〕、織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）〔511〕、板ガラス卸売業〔531〕、陶管卸売業〔531〕、衛生用陶磁器卸売業〔531〕、陶芸器卸売業（美術品、骨とう品）〔559〕、マットレス卸売業〔513〕

552 医薬品・化粧品等卸売業

医薬品、医療用品、化粧品及び合成洗剤を卸売する事業所をいう。

- 医薬品卸売業、薬種問屋、漢方薬問屋、生薬卸売業、医療材料卸売業、衛生材料卸売業、紙おむつ卸売業、化粧品卸売業、香水卸売業、おしろい卸売業、整髪料卸売業、香油卸売業、化粧水卸売業、クリーム卸売業、石けん卸売業、シャンプー卸売業、歯磨卸売業、合成洗剤卸売業
- × 医療用機械器具卸売業（注射器、麻酔器具、酸素吸入器など）〔54a〕、化粧道具卸売業〔513〕

553 紙・紙製品卸売業

紙及び紙製品を卸売する事業所をいう。

- 洋紙卸売業、段ボール卸売業、紙器卸売業、トイレットペーパー卸売業、包装紙卸売業
- × 紙おむつ卸売業〔552〕

559 その他の卸売業

金物類、肥料、飼料、スポーツ用品、娯楽用品、がん具、たばこ、ジュエリー製品、書籍、雑誌及び文房具など他に分類されないその他の商品を卸売する事業所をいう。

代理商、仲立業も本分類に含まれる。

- 金物問屋、アルミニウム台所用品卸売業（アルミホイル、アルミ皿などを含む）、化学肥料卸売業（硫酸、石灰窒素、過りん酸石灰、カリ肥料、化成肥料など）、有機質肥料卸売業（油かす類、魚肥、骨粉など）、飼料卸売業、スポーツ用品卸売業（スキー靴、スケート靴、登山靴、スパイクシューズ等を含む）（野球用品、ゴルフ用品、ボウリング用品、スキー・スケート用品、登山用品、釣道具など）、運動衣卸売業（野球ユニホーム、剣道着、柔道着など）、競泳用水着卸売業、娯楽用品卸売業（囲碁、将棋、マーじゃん、トランプ、花札、かるたなど）、がん具卸売業、プラモデル卸売業、人形卸売業、幼児用乗り物卸売業、テレビゲーム機卸売業、携帯ゲーム機卸売業、ゲーム用ソフト卸売業、たばこ卸売業、ジュエリー製品卸売業、種苗卸売業、植木卸売業、花卸売業、愛がん用動物卸売業、書籍卸売業、文房具卸売業（万年筆、ペン、鉛筆、筆、すずり（硯）、クレヨンなど）、楽器類卸売業（バイオリン、琴、ギターなど）、楽譜卸売業、研磨材料卸売業、なめし革製品卸売業（革ベルト、パッキンなど）、ゴム手袋卸売業、製紙用パルプ卸売業、CD・DVD・ブルーレイディスク卸売業（記録済みのもの）、時計バンド卸売業、まき（薪）卸売業、木炭卸売業、仮設トイレ卸売業、代理商、仲立業、ブローカー、農産物集荷業（手数料をとることを主たる業とするもの）

- × チェーン卸売業〔53a〕、ばね卸売業〔53a〕、ワイヤロープ卸売業〔53a〕、ドラム缶卸売業〔53a〕、治具・工具類卸売業〔54a〕、レーヨンパルプ卸売業〔511〕、わら類卸売業（加工品を除く）〔521〕、原皮卸売業〔521〕、原毛皮卸売業〔521〕、わら工品卸売業〔551〕、種実卸売業（製油用）〔521〕、装身具卸売業（貴金属製を除く）〔513〕、金属製食器卸売業（貴金属製を含む）〔551〕、金・銀・白金地金卸売業〔53a〕、土地ブローカー〔68a〕、商品取引所〔64a〕、農産物集荷業（手数料をとることを主たる業としないもの）〔521〕

中分類 56—各種商品小売業

56a 各種商品小売業

衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいう。

- 百貨店、デパートメントストア、総合スーパー、各種商品小売業、よろず屋（衣、食、住にわたって小売するもの）
- × 百貨店〔取扱い商品が衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によりそれぞれの項目に分類される〕、各種商品小売業〔取扱い商品が衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によりそれぞれの項目に分類される〕、家具百貨店〔601〕、コンビニエンスストア（飲食物品を中心とするものに限る）〔58p〕

中分類 57—織物・衣服・身の回り品小売業

この中分類には、呉服、服地、衣服、靴、帽子、洋品雑貨、小間物などの商品を小売する事業所が分類される。

個人の注文によって店持ちの布地を用い洋服の仕立てを行う洋服店は本分類に含まれる。

571 呉服・服地・寝具小売業

呉服、服地及び寝具類を小売する事業所をいう。

ただし、下着類、ネクタイ、靴下、足袋、手袋、手ぬぐい、タオル、半えり、ふろしきなどを小売する事業所は「小分類 579—その他の織物・衣服・身の回り品小売業」に分類される。

- 呉服店、和服小売業、反物小売業、服地小売業、小ざれ小売業、裏地小売業、寝具小売業、布団小売業、毛布小売業、布団地小売業、敷布小売業、蚊帳小売業、布団綿小売業、パジャマ小売業、丹前小売業、ナイトガウン小売業、まくら小売業、マットレス小売業
- × 帆布小売業〔60a〕、ベッド小売業〔601〕、電気毛布小売業〔593〕

57a 男子・婦人・子供服小売業

既製、注文を問わず男子服、婦人服、子供服を小売する事業所をいう。

ただし、個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所は「大分類N—生活関連サービス業、娯楽業〔793〕」に分類される。

- 洋服店、注文服店（材料店持ちのもの）、テーラーショップ、学生服小売業、作業服小売業、婦人服小売業、洋裁店（材料店持ちのもの）、子供服小売業、ブラウス小売業、毛皮コート

小売業，事務服小売業

- × 注文服店(材料個人持ちのもの) [793]，婦人・子供服仕立業(材料個人持ちのもの) [793]，白衣小売業 [579]，運動衣小売業(野球ユニホーム，剣道着，柔道着など) [607]，ワイシャツ小売業 [579]，Tシャツ小売業 [579]，中古衣服小売業 [60a]

574 靴・履物小売業

各種の靴類(革製，布製，ゴム製，ビニール製など，材料のいかんを問わない)を小売する事業所及びげた，草履，スリッパなどの履物を小売する事業所をいう。

靴の小売と修理を兼ねて行う事業所も本分類に含まれる。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) スポーツ用の靴を小売する事業所は「中分類 60－その他の小売業 [607]」に分類される。
 - (2) 中古靴を小売する事業所は「中分類 60－その他の小売業 [60a]」に分類される。
 - (3) 専ら，靴の修理を行う事業所は「大分類 R－サービス業(他に分類されないもの) [90a]」に分類される。
- 靴小売業，ゴム靴小売業，合成皮革靴小売業，プラスチック成形靴小売業，布製靴小売業，地下足袋小売業，靴附属品小売業(靴ひも，靴中敷物など)，注文靴小売業，履物小売業，げた屋，草履小売業，スリッパ小売業，サンダル小売業

- × 中古靴小売業 [60a]，靴修理業(修理専門のもの) [90a]，スポーツ用靴小売業(スキー靴，スケート靴，登山靴，スパイクシューズなど) [607]

579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業

かばん，ハンドバッグ，札入れ，名刺入れなどの袋物を小売する事業所，下着類，洋品雑貨，小間物を小売する事業所及び傘，ステッキなど他に分類されない衣服，身の回り品を小売する事業所をいう。

- かばん小売業，トランク小売業，ハンドバッグ小売業，袋物小売業，洋品店，小間物店，装身具小売業(貴金属製を除く)，化粧道具小売業，補整着小売業，下着類小売業，ワイシャツ小売業，Tシャツ小売業，セーター小売業，帽子小売業，ネクタイ小売業，ハンカチーフ小売業，ふろしき小売業，手ぬぐい小売業，タオル小売業，足袋小売業，靴下小売業，扇子・うちわ小売業，紋章小売業，ベルト小売業，裁縫用品小売業，かつら小売業，傘小売業，ステッキ小売業，白衣小売業，水着小売業(競泳用を除く)
- × 装身具小売業(貴金属製のもの) [60a]，競泳用水着小売業 [607]，ブラウス小売業 [57a]

中分類 58－飲食料品小売業

この中分類には，飲食料品を小売する事業所が分類される。

ただし，客の注文によって調理をし提供(持ち帰り又は配達)する事業所，仕出屋，ケータリングサービスなどの飲食サービスを提供する事業所は「大分類 M－宿泊業，飲食サービス業 [771, 772]」に分類される。

581 各種食料品小売業

各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所をいう。

- 各種食料品店，食料雑貨店
- × コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）〔58p〕

582 野菜・果実小売業

野菜及び果実を小売する事業所をいう。

- 野菜小売業，八百屋，きのこ類小売業，果実小売業
- × 乾燥野菜小売業〔58p〕，乾燥果実小売業〔58p〕，果実缶詰小売業〔58p〕，干しいたけ小売業〔58p〕

583 食肉小売業

食肉，肉製品，卵及び鳥肉を小売する事業所をいう。

- 肉屋，馬肉屋，獣肉小売業，塩蔵肉小売業，冷凍肉小売業，肉製品小売業（ハム，ソーセージなど），魚肉ハム・ソーセージ小売業，卵小売業，鳥肉小売業
- × 鯨肉小売業〔584〕

584 鮮魚小売業

各種鮮魚及び貝類を小売する事業所をいう。

- 魚屋，鮮魚小売業，川魚小売業，海藻小売業（生のもの），うなぎ小売業，冷凍魚小売業，貝類小売業，かき小売業
- × 干魚小売業〔58p〕，海藻小売業（乾燥したもの）〔58p〕，観賞用鯉小売業〔60a〕

585 酒小売業

酒を小売する事業所をいう。

- 酒小売業，酒屋，リカーショップ
- × 調味料小売業〔58p〕

586 菓子・パン小売業

各種の菓子類，あめ類及びパン類を小売する事業所をいう。

各種の菓子類，あめ類及びパン類を製造してその場所で小売する事業所も本分類に含まれる。

- 菓子小売業，洋菓子製造小売業，和菓子製造小売業，干菓子小売業，豆菓子小売業，だ菓子小売業，せんべい小売業，あめ小売業，ケーキ小売業，まんじゅう小売業，もち小売業，焼きいも屋，甘ぐり小売業，アイスクリーム・アイスキャンデー小売業，ドーナッツ小売業，パン小売業，菓子パン小売業，パン製造小売業
- × 調理パン小売業（サンドイッチ，ハンバーガーなど他から仕入れたもの又は作り置きのもの）〔58n〕，ハンバーガー店（客の注文によって調理し，その場所で飲食させるもの）〔769〕

58n 料理品小売業

各種の料理品（折詰料理，そう菜など）を小売する事業所をいう。

ただし，客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事業所は「大分類M－宿泊業，飲食サービス業〔771，772〕」に分類される。

- そう（惣）菜屋，揚物小売業，煮豆小売業，折詰小売業，駅弁売店，調理パン小売業（サンドイッチ，ハンバーガーなど他から仕入れたもの又は作り置きのもの），おにぎり小売業，すし小売業（他から仕入れたもの又は作り置きのもの），持ち帰り弁当屋（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）
- × すし店（客の注文によって調理するもの）〔76a，771，772〕，ハンバーガー店（客の注文によって調理するもの）〔769，771，772〕，持ち帰り弁当屋（客の注文によって調理するもの）〔771〕

58p その他の飲食料品小売業

牛乳，飲料，各種の茶及び類似品（ココア，コーヒーなど）を小売する事業所，米穀類を小売する事業所，豆腐，納豆，漬物，かまぼこなどの加工食品及び乾物を小売する事業所並びにめん類，缶詰など他に分類されない飲食料品を小売する事業所をいう。

飲食料品を中心として小売するコンビニエンスストアも本分類に含まれる。

- コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る），牛乳小売業，牛乳スタンド，清涼飲料小売業，ミネラルウォーター小売業，乳酸菌飲料小売業，茶小売業，こぼ茶小売業，コーヒー小売業，ココア小売業，麦茶小売業，米麦小売業，豆類小売業，豆腐製造小売業，こんにゃく小売業，つくだ煮小売業，ちくわ小売業，おでん材料小売業，納豆小売業，漬物小売業，乾物屋，干魚小売業，干びょう小売業，ふ（麩）小売業，乾燥野菜小売業，乾燥果実小売業，こうや（高野）豆腐小売業，干しのり小売業，くん製品小売業，海藻小売業（乾燥したもの），氷小売業，乾めん（麺）類小売業，夕食材料宅配業，調味料小売業，塩蔵魚小売業
- × アイスクリーム小売業〔586〕，煮豆小売業〔58n〕

中分類 59－機械器具小売業

この中分類には，自動車，自転車，電気機械器具など（それぞれの中古品を含む）及びその部分品，附属品を小売する事業所が分類される。

自動車，自転車，電気機械器具の小売と修理を兼ねている事業所も本分類に含まれる。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自動車の整備，修理専門の事業所は「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〔891〕」に分類される。
- (2) 自動車以外の機械器具の整備，修理専門の事業所は「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〔901，902，90a〕」に分類される。

591 自動車小売業

自動車（新車），中古自動車，自動車部分品・附属品を小売する事業所，二輪自動車（原動機付自転車を含む）及びその部分品，附属品を小売する事業所をいう。

- 自動車（新車）小売業，中古自動車小売業，自動車部分品小売業，自動車附属品小売業，自

自動車タイヤ小売業，カーアクセサリ小売業，カーエアコン小売業，カーステレオ小売業，カーナビゲーション小売業，二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む），スクータ小売業，オートバイ小売業

× 自動車整備業〔891〕

592 自転車小売業

自転車及びその部分品，附属品を小売する事業所をいう。

- 自転車店，自転車小売修理業，中古自転車小売業，自転車部分品・附属品小売業，自転車タイヤ・チューブ小売業，電動アシスト自転車小売業
- × 貸自転車業〔70a〕，自転車修理業（修理専門のもの）〔90a〕，二輪自動車小売業〔591〕，スクータ小売業〔591〕，原動機付自転車小売業〔591〕

593 機械器具小売業（自動車，自転車を除く）

家庭用電気機械器具，電気事務機械器具（それぞれの中古品を含む）及びその部分品，附属品を小売する事業所並びにガス器具などの機械器具を小売する事業所をいう。

- 電気機械器具小売業，テレビジョン受信機小売業，電気洗濯機小売業，電気ストーブ小売業，電気アイロン小売業，電気冷蔵庫小売業，電気掃除機小売業，電球小売業，電気音響機械器具小売業（オーディオ機器，ヘッドホン，イヤホンなど），扇風機小売業，電気医療機械器具小売業，DVDレコーダ小売業，録音・録画ディスクメディア小売業（CD，DVD，ブルーレイディスク，SDカードなどで記録されていないもの），デジタルカメラ小売業，ホットカーペット小売業，パーソナルコンピュータ小売業，中古テレビジョン受信機小売業，中古パーソナルコンピュータ小売業，ミシン・編機・同部分品小売業，ガス器具小売業，石油ストーブ小売業，度量衡器小売業，消火器小売業，浄水器小売業，金庫小売業
- × ゲーム用ソフト小売業〔607〕

中分類 60－その他の小売業

この中分類には，家具，じゅう器，医療品，化粧品，農耕用品，燃料，書籍，文房具，時計，楽器，たばこ，中古品などの他に分類されない商品を小売する事業所が分類される。

601 家具・建具・畳小売業

各種の家庭用家具，建具，畳及び宗教用具を小売する事業所をいう。

畳完成品の製造小売と畳の裏返し，畳の修理を兼ねている事業所も本分類に含まれる。

ただし，専ら畳の裏返し，畳の修理を行う事業所は「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〔90a〕」に分類される。

- 家具小売業，いす小売業，机小売業，ベッド小売業，つい立小売業，びょうぶ小売業，浴槽小売業，額縁小売業，本箱小売業，じゅうたん小売業，カーテン小売業，建具製造小売業，建具小売業，畳製造小売業，ござ小売業，花むしろ小売業，仏具小売業，神具小売業
- × 事務用家具卸売業〔551〕，茶道具小売業〔602〕，花器小売業〔602〕，マットレス小売業〔571〕，中古家具小売業〔60a〕，表具業〔90a〕，畳裏返し業（専門のもの）〔90a〕

602 じゅう器小売業

金物、荒物、陶磁器、ガラス器などのじゅう器を小売する事業所をいう。

ただし、農業用機械器具を小売する事業所は「小分類 60a－他に分類されない小売業」に分類される。

- 金物店、刃物小売業、そり刃小売業、くぎ小売業、ほうろう鉄器小売業、鉄器小売業、アルミニウム製品小売業、錠前小売業、荒物屋、日用雑貨小売業（荒物を主とするもの）、ほうき（箒）小売業、ざる小売業、はし（箸）小売業、ふるい小売業、たわし小売業、竹かご小売業、バスケット小売業、竹細工小売業、わら製品小売業、縄小売業、しゅろ細工小売業、ろうそく小売業、ポリバケツ小売業、ガムテープ・荷造ひも小売業、農業用ビニールシート小売業、瀬戸物小売業、焼物小売業、土器小売業、陶器小売業、ガラス器小売業、食器小売業、磁器小売業、漆器小売業、茶道具小売業、花器小売業、プラスチック製食器小売業、貴金属製食器小売業
- × 農業用機械器具小売業〔60a〕、板ガラス小売業〔60a〕

603 医薬品・化粧品小売業

医薬品、医療用品及び化粧品を小売する事業所をいう。

医薬品、化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として、家庭用品、加工食品などを小売するドラッグストア並びに医師の処方せんに基づき医療用医薬品を調剤し、販売又は授与する調剤薬局も本分類に含まれる。

- 薬局、薬店、ドラッグストア、衛生材料小売業、医療用品小売業、漢方薬小売業、生薬小売業、薬種小売業、医薬品配置小売業、調剤薬局、ファーマシー、化粧品店、香水小売業、香油小売業、石けん小売業（化粧、洗顔、薬用のもの）、歯磨小売業、シャンプー小売業、白髪染小売業
- × 化粧道具小売業〔579〕、合成洗剤小売業〔60a〕、石けん小売業（化粧、洗顔、薬用以外のもの）〔60a〕

605 燃料小売業

自動車その他の燃料用ガソリン、軽油、液化石油ガス（LPG）、灯油、プロパンガス、石炭、まきなどの燃料を小売する事業所をいう。

- ガソリンスタンド、給油所、液化石油ガス（LPG）スタンド、薪炭小売業、練炭小売業、豆炭小売業、石炭小売業、プロパンガス小売業、灯油小売業

606 書籍・文房具小売業

書籍、雑誌、新聞、紙、紙製品及び文房具を小売する事業所をいう。

古本を小売する事業所も本分類に含まれる。

ただし、書籍、雑誌を賃貸する事業所は「大分類K－不動産業、物品賃貸業〔70a〕」に分類される。

- 書店、洋書取次店、古本屋、楽譜小売業、カレンダー小売業、新聞販売店、新聞取次店、洋紙小売業、板紙小売業、和紙小売業、ふすま（襖）紙小売業、障子紙小売業、帳簿類小売業、ノート小売業、万年筆小売業、鉛筆小売業、ペン小売業、インキ小売業、すずり（硯）小売業、筆小売業、朱肉小売業、製図用具小売業、そろばん小売業、手工材料小売業、アルバム小売業、文房具店

- × 貸本屋 [70a], 教育用磁気テープ小売業 [60a]

607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業

各種のスポーツ用品, がん具, 娯楽用品, 楽器及びレコードを小売する事業所をいう。

- スポーツ用靴小売業 (スキー靴, スケート靴, 登山靴, スパイクシューズなど), 運動衣小売業 (野球ユニホーム, 剣道着, 柔道着など), 競泳用水着小売業, おもちゃ屋, 娯楽用品小売業 (囲碁, 将棋, マージャン, トランプ, 花札, かるたなど), ゲーム用ソフト小売業, 楽器小売業, ミュージックテープ小売業, コンパクトディスク (CD) 小売業 (音楽用のもの)
- × 水着小売業 (競泳用を除く) [579], CD・DVD・ブルーレイディスク小売業 (記録済みで音楽用以外のもの) [60a], 電気音響機械器具小売業 (オーディオ機器, ヘッドホン, イヤホンなど) [593]

608 写真機・時計・眼鏡小売業

写真機, 写真材料, 時計, 眼鏡及び光学機械並びに附属品を小売する事業所をいう。

ただし, 次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) デジタルカメラ等の画像データのプリント又はフィルム現像, 焼付, 引伸及びフィルム複写を行う事業所は「大分類N－生活関連サービス業, 娯楽業 [79c]」に分類される。
 - (2) 専ら時計, 眼鏡及び附属品の修理を行う事業所は「大分類R－サービス業 (他に分類されないもの) [90a]」に分類される。
 - (3) 専ら光学機械及び附属品の修理を行う事業所は「大分類R－サービス業 (他に分類されないもの) [901]」に分類される。
- 写真機小売業, 写真感光材料小売業, 時計屋, 眼鏡小売業, コンタクトレンズ小売業
 - × デジタルカメラ写真プリント業 [79c], 写真フィルム現像・焼付・引伸業 [79c], DPE取次業 [79c], デジタルカメラ小売業 [593], 時計修理業 [90a], 眼鏡修理業 [90a], 光学機械修理業 [901]

60a 他に分類されない小売業

農業用機械器具, 苗, 種子, 肥料, 飼料などの農耕用品を小売する事業所, 専らたばこ, 喫煙具を小売する事業所, 花, 植木, 建築材料, ジュエリー製品, ペット, ペット用品, 骨とう品, 中古品を小売する事業所及び合成洗剤など他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。

住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に, 家庭用品, 園芸用品, 電気機械器具, 家具・収納用品, 建築材料などの住関連商品を総合的, 系統的に品揃えし小売するホームセンターも本分類に含まれる。

ただし, 次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 苗及び種子を栽培して販売する事業所は「大分類A－農業, 林業 [01a, 02a]」に分類される。
 - (2) たばこ及び喫煙具の小売と他の商品の小売を兼ねている事業所は, 他の商品の種類によりそれぞれに分類される。
 - (3) 貴金属製食器を小売する事業所は「小分類602－じゅう器小売業」に分類される。
- 農業用機械器具小売業, コンバイン小売業, ハンドトラクタ小売業, 種苗小売業, 肥料小売業 (化学肥料, 有機質肥料, 複合肥料など), 飼料小売業, 農薬小売業, ホームセンター, たばこ・喫煙具専門小売店, 花屋, 植木小売業, 木材小売業, 板ガラス小売業, 宝石小売業,

装身具小売業（貴金属製のもの）、名刺小売業、印判小売業、美術品小売業、愛がん用動物小売業、観賞用魚小売業、ペットフード小売業、骨とう品小売業、中古品小売業（中古自動車、中古自転車、中古電気製品、古本を除く）、碑石・墓石小売業、石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）、古切手・古銭小売業、CD・DVD・ブルーレイディスク小売業（記録済みで音楽用以外のもの）、石けん小売業（化粧、洗顔、薬用以外のもの）、合成洗剤小売業、教育用磁気テープ小売業

- × 果樹苗木栽培業〔01a〕、林木種子採取業〔02a〕、くず物回収業〔536〕、中古自動車小売業〔591〕、中古自転車小売業〔592〕、中古電気機械器具小売業〔593〕、中古電気事務機械器具小売業〔593〕、古本屋〔606〕、装身具小売業（貴金属製を除く）〔579〕、石けん小売業（化粧、洗顔、薬用のもの）〔603〕

大分類 J－金融業， 保険業

総 説

この大分類には，金融業又は保険業を営む事業所が分類される。

専ら金融又は保険の事業を営む協同組合，農業又は漁業に係る共済事業を行う事業所及び漁船保険を行う事業所は本分類に含まれる。

ただし，社会保険事業を行う事業所は「大分類 P－医療，福祉〔85a〕」又は「大分類 S－公務（他に分類されるものを除く）〔97a，981，982〕」に分類される。

◎ 金融業

資金の貸し手と借り手の間に立って資金の融通を行う事業所及び両者の間の資金取引の仲介を行う事業所が分類される。

(1) 資金融通機関

資金の融通を行う事業所としては，次のものが含まれる。

- ① 資金の貸付に併せ，預金の受入れを行う銀行業，中小企業等金融業及び農林水産金融業を営む預金取扱機関
- ② 貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関

(2) 資金取引の仲介機関

資金取引の仲介を行う事業所としては，金融商品取引業，商品先物取引業，商品投資顧問業等が含まれる。

- (3) (1)，(2)と密接に関連して，補助的・附随的業務を営む事業所及び信託業，金融代理業を営む事業所

◎ 保険業

不測の事故に備えようとする者から保険料の払込みを受け，所定の事故が発生した場合に保険金を支払うことを業とするもので，保険業（生命保険，損害保険），共済事業，少額短期保険業及びこれらに附帯する保険媒介代理業，保険サービス業を営む事業所が分類される。

中分類 62－金融業， 保険業

62a 銀行業

中央銀行と銀行業又は信託業を営む預金取扱機関である銀行をいう。

外国に本店を有する銀行の本邦内支店その他の営業所である事業所も本分類に含まれる。

- 日本銀行，普通銀行，都市銀行，地方銀行，インターネット専門銀行，ゆうちょ銀行，信託銀行，外国銀行支店・出張所・駐在員事務所
- × 銀行代理業者〔64a〕，信託会社〔64a〕

63a 協同組織金融業

組合員である中小企業者，農業者，漁業者や労働団体，協同組合等に対する金融上の便益を供する預金取扱機関をいう。

- 信用金庫，信金中央金庫，信用組合，信用協同組合，信用協同組合連合会，商工組合中央金

庫，労働金庫，労働金庫連合会，農林中央金庫，信用農業協同組合連合会，信用漁業協同組合連合会，信用水産加工業協同組合連合会，農業協同組合（信用事業のみを行うもの），漁業協同組合（信用事業のみを行うもの），水産加工業協同組合（信用事業のみを行うもの）

- × 農業・漁業・水産加工業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）〔87a〕，銀行協会〔93a〕，信用金庫協会〔93a〕，信用組合協会〔93a〕，信用保証協会〔64a〕

64a 非預金信用機関

貸金業，質屋，クレジットカード業を営む事業所，政府関係金融機関等，非預金信用機関及び銀行等の預金取扱機関，貸金業等の非預金信用機関，金融商品取引業，商品先物取引業等の営む業務と密接に関連する補助的業務又は附随的業務を営む事業所並びに信託業，金融代理業を営む事業所をいう。

- 消費者向け貸金業，事業者向け貸金業，手形割引業者，質屋，クレジットカード会社，各種チケット団体（クレジットカード業のもの），割賦金融業，中小企業基盤整備機構，福祉医療機構，住宅金融支援機構，郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構，住宅金融業者，証券金融業，ファクタリング業者（売掛債権買取業のもの），特定目的会社，短資会社，手形交換所，外国貨幣両替業者，信用保証協会，信用保証再保険機関，預金保険機構，保険契約者保護機構，金融商品取引所，商品取引所，公共工事前払金保証会社，債権管理回収業者（サービサー），整理回収機構，信託業，金融商品仲介業者，信託契約代理店，銀行代理業者
- × 商工組合中央金庫〔63a〕，商品先物取引仲介業者〔65a〕

65a 金融商品取引業，商品先物取引業

資金取引の仲介を行う金融商品取引業，商品先物取引業，商品投資顧問業等を営む事業所をいう。

金融商品取引所及び商品取引所は「小分類 64a－非預金信用機関」に分類される。

- 金融商品取引業者（証券会社，抵当証券業者，金融先物取引業者，商品投資販売業者など），証券投資顧問業者，ベンチャーキャピタル，中小企業投資育成株式会社，証券保管振替機関，証券代行業者，ネット証券業，商品投資顧問業者，外国商品市場商品先物取引業者，商品先物取引仲介業者
- × 日本投資顧問業協会〔93a〕，日本証券業協会〔93a〕，宝くじ売りさばき業〔79c〕，ゴルフ会員権売買あっせん業（買取販売を含む）〔809〕

67a 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）

あらゆる形態の保険業を行う事業所，保険代理業，保険会社及び保険契約者に対する保険サービスを提供する事業所をいう。

農業及び漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所も本分類に含まれる。ただし，社会保険事業を行う事業所は「大分類 P－医療，福祉〔85a〕」又は「大分類 S－公務（他に分類されるものを除く）〔97a，981，982〕」に分類される。

- 生命保険株式会社，生命保険相互会社，かんぽ生命保険，生命保険再保険会社，外国生命保険会社，損害保険株式会社，船主責任相互保険組合，小型船相互保険組合，漁船保険組合，損害保険再保険会社，地震再保険会社，外国損害保険会社，農業共済組合，共済農業協同組合連合会，各種生活協同組合共済，火災共済協同組合，共済水産業協同組合連合会，全国労

働者共済生活協同組合連合会（全労済）、少額短期保険業者、生命保険代理店、損害保険代理店、火災共済協同組合代理所、損害保険料率算出機構、損害査定事務所、生命保険相談所、保険仲立業者

- × 生命保険協会〔93a〕、国家（地方）公務員共済組合〔85a〕、健康保険組合〔85a〕、農業者年金基金〔85a〕

大分類K－不動産業，物品賃貸業

説 明

この大分類には，不動産業又は物品賃貸業を営む事業所が分類される。

◎ 不動産業

不動産業には，主として不動産の売買，交換，賃貸，管理又は不動産の売買，貸借，交換の代理若しくは仲介を行う事業所が分類される。

主として自動車の駐車のための場所を賃貸する事業所も本分類に含まれる。

◎ 不動産

不動産とは，土地，建物その他土地に定着する工作物をいう。

◎ 不動産業と他産業との関係

- (1) 映画館，劇場を賃貸する事業所は「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業〔80a〕」に分類される。
- (2) スポーツ施設を賃貸する事業所は「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業〔80c〕」に分類される。
- (3) 講演会，展示会，集会など主として各種集会及び催しの利用に供する施設を運営する事業所は「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〔95a〕」に分類される。
- (4) 主として自ら労働者を雇用して土地の造成又は建物の建設を行い，それを分譲する事業所は「大分類D－建設業〔06a〕」に分類される。
- (5) 不動産に関する鑑定評価，調査などを行う事業所は「大分類L－学術研究，専門・技術サービス業〔72a〕」に分類される。

◎ 物品賃貸業

物品賃貸業には，主として産業用機械器具，事務用機械器具，自動車，スポーツ・娯楽用品，映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所が分類される。

中分類 68－不動産業

この中分類には，不動産の売買，交換又は不動産の売買，貸借，交換の代理若しくは仲介を行う事業所及び不動産の賃貸又は管理を行う事業所が分類される。

68a 不動産取引業

不動産の売買，交換又は不動産の売買，貸借，交換の代理若しくは仲介を行う事業所をいう。駐車場の貸借の仲介を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし，自ら労働者を雇用して土地の造成又は建物の建設を行い，それを分譲する事業所は「大分類D－建設業〔06a〕」に分類される。

- 建売業（自ら建築施工しないもの），事務所売買業，マンション分譲業，中古住宅売買業，土地売買業（自ら土地造成を行わないもの），土地分譲業，不動産代理業，不動産仲介業，土地ブローカー，建物仲介業，貸家仲介業，マンション仲介業

- × 建売業（自ら建築施工するもの）〔06a〕，土地売買業（自ら土地造成を行うもの）〔06a〕，貸事務所業〔69a〕，貸家業〔692〕

69a 不動産賃貸業・管理業（別掲を除く）

事務所，店舗，土地などを賃貸する事業所，土地に定着する施設を賃貸する事業所及びビル，マンション等の所有者（管理組合等を含む）の委託を受けて経營業務あるいは保全業務等不動産の管理を行う事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類には含まれない。

- (1) 建物を対象として清掃，保守，機器の運転等の維持管理についてサービスを提供する事業所は「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〔922〕」に分類される。
 - (2) 所有者の委託を受けて駐車場の管理運営を行う事業所は「小分類 693－駐車場業」に分類される。
- 貸事務所業，貸店舗業（店舗併用住宅を除く），土地賃貸業，貸会議室業，不動産管理業，ビル管理業，マンション管理業，アパート管理業，土地管理業
 - × 貸家業〔692〕，貸店舗業（店舗併用住宅のもの）〔692〕，映画館賃貸業〔80a〕，劇場賃貸業〔80a〕，競輪場・競馬場賃貸業〔803〕，スポーツ施設賃貸業〔80c〕，集会場〔95a〕，ビル総合管理業〔922〕，貸画廊業〔92a〕，駐車場管理業〔693〕，ビルメンテナンス業〔922〕

692 貸家業，貸間業

住宅（店舗併用住宅を含む）及び室（部屋）を賃貸する事業所をいう。

- 貸家業，住宅賃貸業，アパート業，ウィークリーマンション賃貸業，貸別荘業，貸店舗業（店舗併用住宅のもの），貸間業
- × 住宅管理事務所〔69a〕，下宿業〔75a〕，簡易宿泊所〔75a〕

693 駐車場業

自動車の駐車のための場所を賃貸する事業所をいう。

ただし，長期的に倉庫に物品を保管することを業とする事業所は「大分類H－運輸業，郵便業〔47a〕」に分類される。

- 駐車場業，ガレージ業，自動車車庫業，モータプール業，駐車場管理業
- × 倉庫業〔47a〕，自転車預り業〔79c〕

中分類 70－物品賃貸業

70a 物品賃貸業

産業用機械器具，事務用機械器具，自動車，スポーツ・娯楽用品，映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 不動産の賃貸を行う事業所は「中分類 68－不動産業〔69a，692〕」に分類される。
- (2) 船舶を貸渡しする事業所は「大分類H－運輸業，郵便業〔45a〕」に分類される。
- (3) 映画館，劇場を賃貸する事業所は「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業〔80a〕」に分類される。

- (4) 競輪場、競馬場などの施設を賃貸する事業所は「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業〔803〕」に分類される。
- 総合リース業、各種物品レンタル業、農業機械器具賃貸業、通信機械器具賃貸業、電話交換機賃貸業、医療機械器具賃貸業、鉱山機械器具賃貸業、金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃貸業、電動機賃貸業、計測器賃貸業、自動販売機賃貸業、冷蔵陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、ボウリング機械設備賃貸業、建設機械器具賃貸業、土木機械器具賃貸業、掘削機械器具賃貸業、建設用クレーン賃貸業、事務用機械器具賃貸業、電子式複写機賃貸業、金銭登録機賃貸業、ファイリングシステム用器具賃貸業、電子計算機・同関連機器賃貸業、パーソナルコンピュータ賃貸業、レンタカー業、自動車リース業、スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ヨット業、貸ボート業、レンタルビデオ業、CD・DVD・ブルーレイディスク賃貸業、映画用諸道具賃貸業、演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、貸衣しょう業、貸テレビ業、貸本屋、貸楽器業、貸美術品業、貸布団業、貸植木業、貸花環業、医療・福祉用具賃貸業
- × 貸おしぼり業〔781〕、貸ぞうきん業〔781〕、映画配給業〔41a〕、船舶貸渡業〔45a〕、コインランドリー業〔789〕

大分類L－学術研究，専門・技術サービス業

総 説

この大分類には、主として学術的研究などを行う事業所、個人又は事業所に対して専門的な知識・技術を提供する事業所で他に分類されないサービスを提供する事業所及び広告に係る総合的なサービスを提供する事業所が分類される。

本分類には次のようなサービスを提供する事業所が含まれる。

- ① 学術的研究，試験，開発研究などを行う事業所。
- ② 法律，財務及び会計などに関する事務や相談，デザイン，文芸・芸術作品の創作，経営戦略など専門的な知識サービスを提供する事業所。
- ③ 依頼人のために，広告に係る総合的なサービスを提供する事業所。
- ④ 獣医学的サービス，土木建築に関する設計や相談のサービス，商品検査，計量証明，写真制作などの専門的な技術サービスを提供する事業所。

◎ 学術研究，専門・技術サービス業と他産業との関係

(1) 鉱業との関係

鉱物を探査するための地質調査，物理探鉱，地化学探鉱，試すい（錐）などの探鉱作業を行う事業所は「大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業〔05a〕」に分類される。

(2) 情報通信業との関係

広告文案の作成，商業美術などの業務を行うが，広告媒体に広告しない事業所は「大分類G－情報通信業〔415〕」に分類される。

(3) 運輸業との関係

運輸に付帯する船積貨物の積込又は陸揚にかかわる検数・鑑定及び検量を行う事業所は「大分類H－運輸業，郵便業〔48a〕」に分類される。

(4) 生活関連サービス業との関係

写真撮影を行わず，デジタルカメラ等の画像データのプリント又はフィルム現像，焼付，引伸及びその取次を行う事業所並びにフィルム複写を行う事業所は「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業〔79c〕」に分類される。

中分類 71－学術・開発研究機関

71a 学術・開発研究機関

理学，工学，農学，医学，薬学などの自然科学に関する学術的研究，試験，開発研究などを行う事業所及び文化，芸術などの人文科学又は政治，経済などの社会科学に関する学術的研究を行う事業所をいう。

診断，治療上の必要からあるいは食品衛生，予防衛生，栄養生理，医薬品などに関し，依頼に応じて試験，検査，検定などを行うことを業務の一環としている施設も本分類に含まれる。

- 地震研究所，天文台，触媒研究所，有機合成研究所，発酵研究所，防虫科学研究所，気象研究所，日本放送協会放送技術研究所，高層气象台，地磁気観測所，工業技術研究所，染色試験場，窯業技術センター，物質・材料研究機構，建設技術研究所，情報通信研究機構，農業試験場，畜産試験場，結核研究所，微生物病研究所，医薬化学研究所，感染症研究所，食品衛生研究施設，医科学研究所，放射線影響研究所，日本放送協会放送文化研究所，国立社会

- × 寄生虫卵検査業 [849], 水質検査業 [849], 衛生検査所 [83a], 管区气象台 [97a]

中分類 72－専門サービス業（他に分類されないもの）

この中分類には、法務に関する事務、助言、相談、その他の法律的サービス、財務及び会計に関する監査、調査、相談のサービス、税務に関する書類の作成、相談のサービス及び他に分類されない自由業的、専門的な知識サービスを提供する事業所が分類される。

721 法律事務所、特許事務所

訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議の申立て、再審査請求などの法律事務を行う事業所、特許、実用新案、意匠又は商標に関する登録申請、異議の申立てなどの代理及び鑑定などの業務を行う事業所をいう。

- 法律事務所、弁護士事務所、弁護士法人事務所、外国法事務弁護士事務所、法律相談所、特許事務所、弁理士事務所、特許業務法人事務所、特許出願代理業
- × 弁護士会 [93a]

722 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所

公正証書の作成、私署証書の認証を行う事業所及び司法官署に提出する書類の作成、登記又は供託に関する手続の代理を行う事業所並びに不動産の表示に関する登記について必要な土地、家屋に関する調査又は測量、登記の申請手続及び筆界特定の手続についての代理を行う事業所をいう。

- 公証人役場、司法書士事務所、司法書士法人事務所、土地家屋調査士事務所、土地家屋調査士法人事務所
- × 行政書士事務所 [723]

723 行政書士事務所

官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類などの作成を行う事業所をいう。

- 行政書士事務所、行政書士法人事務所
- × 司法書士事務所 [722]

724 公認会計士事務所、税理士事務所

財務書類の監査、証明、調整又は財務に関する調査、立案、相談などの業務を行う事業所、税務代理、税務書類の作成及び税務相談などの業務を行う事業所をいう。

- 公認会計士事務所、監査法人事務所、外国公認会計士事務所、会社設立決算事務引受業、税理士事務所、税理士法人事務所
- × 計理士事務所 [72a], 経営コンサルタント業 [728]

725 社会保険労務士事務所

労働・社会保険諸法令に基づく申請書等・帳簿書類の作成，提出手続の代行，申請等に関する事務代理，労務管理その他の労働・社会保険に関する事項の相談・指導を行う事業所をいう。

- 社会保険労務士事務所，社会保険労務士法人事務所

726 デザイン業

工業デザイン，クラフトデザイン，インテリアデザイン，商業デザインなど，工業的，商業的デザインに関する専門的なサービスを提供する事業所をいう。

衣服，スカーフなどの服飾デザイン，服地，着物地などのテキスタイルデザイン及びパッケージデザインを行う事業所も本分類に含まれる。

- 工業デザイン事務所，クラフトデザイン業，インテリアデザイン事務所，商業デザイン事務所，服飾デザイン業，テキスタイルデザイン事務所，パッケージデザイン事務所，グラフィックデザイン業，ホームページデザイン業
- × 室内装飾工事業〔06a〕，陶磁器絵付業〔214〕，装身具・装飾品製造業〔32a〕，漆器製造業〔32c〕，看板・標識機製造業〔32c〕，広告業〔731〕，広告制作業〔415〕，建築設計事務所〔742〕

728 経営コンサルタント業，純粋持株会社

マネジメントに関する診断，指導，教育訓練，調査研究などを行う事業所及び経営権を取得した子会社の事業活動を支配することを業とし，自らはそれ以外の事業活動を行わない事業所をいう。

ただし，子会社からの収益を得ることは事業活動とはみなさない。

- 経営コンサルタント業，経営管理事務所，経営管理診断事務所，経営管理指導研究事務所，経営管理相談所，純粋持株会社
- × 公認会計士事務所〔724〕

72a その他の専門サービス業

個人で詩歌，小説などの文芸作品の創作，文芸批評，評論などの専門的なサービスを提供する事業所，個人で美術，音楽，演劇などの芸術作品の創作，演出などの専門的なサービスを提供する事業所，個人及び法人の信用調査を行う事業所並びに翻訳業，通訳業，不動産鑑定業及びコピーライター業など他に分類されない専門サービスを提供する事業所をいう。

- 作家業，シナリオライター業，美術家業，作曲家業，イラストレーター業，興信所，信用調査所，翻訳業，通訳業，通訳案内業，不動産鑑定業，計理士事務所，コピーライター業，投資顧問業（証券・商品投資を除く），司会業，モデル業，盲導犬訓練所
- × 芸術写真家業〔746〕，俳優業〔80a〕，土地家屋調査士業〔722〕，船積貨物鑑定業〔48a〕，司法書士事務所〔722〕，証券投資顧問業者〔65a〕，広告制作業〔415〕，デザイン業〔726〕，市場調査業〔392〕

中分類 73－広告業

731 広告業

依頼人のために、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択等、総合的なサービスを提供する事業所、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネットその他の広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する事業所をいう。

ただし、広告文案の作成、商業美術などの業務を行うが、広告媒体に広告しない事業所は「大分類G－情報通信業〔415〕」に分類される。

- 広告業、総合広告業、広告代理業、新聞広告代理業、インターネット広告業、屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）、車内広告業（総合的なサービスを提供するもの）、電柱広告業（総合的なサービスを提供するもの）
- × コピーライター業〔72a〕、テレビコマーシャル制作業〔41a〕、広告制作業〔415〕、デザイン業〔726〕、新聞業〔413〕、出版業〔414〕、放送業〔38a〕、サンプル配布業〔92a〕、看板設置業〔06a〕、街頭放送業〔38a〕

中分類 74－技術サービス業（他に分類されないもの）

この中分類には、獣医学的サービス、土木建築に関する設計や相談のサービス、商品検査、計量証明及び写真制作などの専門的な技術サービスを提供する事業所が分類される。

741 獣医業

獣医学上の内科的、外科的、歯科的サービスを提供する事業所をいう。

- 獣医業、動物病院、家畜診療所、ペットクリニック
- × 家畜人工授精所〔01c〕、種付け請負業〔01c〕、動物検疫所〔97a〕、トリマー業〔79c〕

742 土木建築サービス業

建築設計、設計監理、測量などの土木・建築に関する専門的なサービスを提供する事業所をいう。

国、地方公共団体などの各種建設工事の設計・監理及び測量を行う現業機関も本分類に含まれる。

ただし、鉱山、油田の試掘を請負う事業所は「大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業〔05a〕」に分類される。

- 設計監理業、建物設計製図業、建設コンサルタント業、建築設計事務所、国・地方公共団体工事事務所（直営工事を行わないもの）、測量業、地質調査業、試すい（錐）業（鉱山用を除く）、建築積算業
- × 油田さく井請負業〔05a〕、油田試掘請負業〔05a〕、採鉱試掘請負業〔05a〕

743 機械設計業

各種機械の設計を行う事業所をいう。

○ 機械設計業，機械設計製図業

× 建築設計業〔742〕

744 商品・非破壊検査業

各種商品の検査，検定，品質管理を行う事業所及び原子力発電所，船舶，航空機，化学プラント，橋りょう（梁），ビル等の構造物，設備又はボイラ等の使用中の安全確保のため，放射線，超音波，渦電流，浸透現象等を利用して構造物，設備を破壊せずに検査する事業所をいう。

ただし，運輸に附帯する検数，検量，鑑定などのサービスを提供する事業所は「大分類H－運輸業，郵便業〔48a〕」に分類される。

○ 商品検査業，計量検定所，肥飼料検査所，非破壊検査業

× 検数業〔48a〕，検量業〔48a〕，船積貨物鑑定業〔48a〕，計量証明業〔74a〕，水質検査業〔849〕

746 写真業

肖像を撮影し，撮影した肖像の写真プリント，フィルム現像，焼付，引伸及びフィルム複写を行う事業所並びに広告，出版及びその他の業務用写真の撮影を行う事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

(1) デジタルカメラ等の画像データのプリント又はフィルム現像，焼付，引伸及びその取次を行う事業所並びにフィルム複写を行う事業所は「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業〔79c〕」に分類される。

(2) 映画制作を行う事業所は「大分類G－情報通信業〔41a〕」に分類される。

(3) 映画フィルムの現像を行う事業所は「大分類G－情報通信業〔416〕」に分類される。

○ 写真撮影業，写真館，街頭写真業，商業写真業，宣伝写真業，出版写真業，広告写真業，芸術写真業

× 写真材料小売業〔608〕，映画制作業〔41a〕，映画フィルム現像業〔416〕，写真製版業〔15a〕，デジタルカメラ写真プリント業〔79c〕，写真フィルム現像・焼付・引伸業〔79c〕，DPE取次業〔79c〕，写真フィルム複写業〔79c〕，写真修整業〔79c〕

74a その他の技術サービス業

一般計量証明，環境計量証明など委託を受けて計量し，その結果の証明（証明行為の形式を問わない）を行う事業所及びプラントエンジニアリング業などのその他の技術サービスを提供する事業所をいう。

本分類に含まれるプラントエンジニアリング業とは，石油精製，化学，製鉄，発電等のプラントを対象として，企画，設計，調達，施工，施工管理を一括して請負い，これらのサービスを提供する事業をいい，プラントメンテナンス業とは，石油精製，化学，製鉄，発電等のプラントを対象として，機能の維持・改善等に必要なサービスを総合的に提供する事業をいう。

ただし，船積貨物の積込又は陸揚にかかわる検数，鑑定及び検量を行う事業所は「大分類H－運輸業，郵便業〔48a〕」に分類される。

○ 質量計量証明業，長さ・面積等計量証明業，環境測定分析業，作業環境測定分析業，土壤汚染測定分析業，水質汚濁測定分析業，浮遊粉じん測定業，金属・鉱物分析業，電気保安協会，普及指導センター，プラントエンジニアリング業，プラントメンテナンス業

× 検数業〔48a〕，検量業〔48a〕，商品検査業〔744〕，機械器具設置工事業〔06a〕

大分類M－宿泊業，飲食サービス業

総 説

この大分類には，宿泊業又は飲食サービス業を営む事業所が分類される。

◎ 宿泊業

宿泊業とは，一般公衆，特定の会員等に対して宿泊を提供する事業所をいう。

◎ 飲食サービス業

飲食サービス業とは，主として客の注文に応じ調理した飲食料品，その他の食料品又は飲料をその場所で飲食させる事業所，客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で提供又は客の求める場所に届ける事業所及び客の求める場所において，調理した飲食料品を提供する事業所をいう。

なお，ここでいう調理とは，形状・性質を変える加熱，切断，調整（成型・味付）をいい，単に再加熱するだけのものは含まない。

また，百貨店，遊園地などの一区画を占めて飲食サービス業が営まれている場合，それが独立の事業所であれば本分類に含まれる。

中分類 75－宿泊業

75a 宿泊業

宿泊を提供する事業所をいう。

本分類には，一般公衆に提供する営利的宿泊施設，特定の団体の会員のみに限られる宿泊施設，会社，官公署，学校，病院などの事業体附属の宿泊施設及びキャンプ場が含まれる。

その場所で飲食，催事等のサービスを併せて提供する事業所も本分類に含まれる。

ただし，次の事業所は本分類には含まれない。

(1) 貸間業は「大分類K－不動産業，物品賃貸業〔692〕」に分類される。

(2) 社会福祉施設の宿泊所は「大分類P－医療，福祉〔85〕」に分類される。

○ シティホテル，観光ホテル，温泉旅館，割ぼう旅館，国民宿舎，民宿，ビジネスホテル，ペンション，簡易宿泊所，ベッドハウス，山小屋，カプセルホテル，下宿屋，下宿業，会員宿泊所，共済組合宿泊所，共済組合会館（宿泊設備を有するもの），保養所，ユースホステル，会社の宿泊所，リゾートクラブ，合宿所，会社の寄宿舎，会社の独身寮，学生寮，キャンプ場

× 割ぼう料理店〔76a〕，ウィークリーマンション賃貸業〔692〕，母子生活支援施設〔853〕，社宅・世帯寮管理業〔69a〕，アパート業〔692〕，貸家業〔692〕，貸間業〔692〕，宿所提供施設〔859〕

中分類 76－飲食店

この中分類には，客の注文に応じ調理した飲食料品，その他の食料品，アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業所及びカラオケ，ダンス，ショー，接待サービスなどにより遊興飲食さ

せる事業所が分類される。

その場所での飲食と併せて持ち帰りや配達サービスを行っている事業所も本分類に含まれる。

76a 食堂、そば・すし店

食堂、レストラン、日本料理店、料亭、中華料理（ラーメンを含む）店、焼肉店、その他の専門料理店、そば店、うどん店、すし店などその場所で飲食させる事業所をいう。

○ 食堂、大衆食堂、お好み食堂、ファミリーレストラン、てんぷら料理店、うなぎ料理店、川魚料理店、精進料理店、鳥料理店、釜めし屋、お茶漬屋、にぎりめし屋、牛丼店、沖縄料理店、とんかつ料理店、割ぼう料理店、料亭、待合、中華料理店、上海料理店、北京料理店、台湾料理店、ぎょうざ（餃子）店、中華そば店、焼肉店、フランス料理店、ロシア料理店、イタリア料理店、スペイン料理店、印度料理店、カレー料理店、エスニック料理店、無国籍料理店、そば屋、うどん店、きしめん店、すし屋

× 割ぼう旅館〔75a〕、仕出し弁当屋〔772〕、すし屋（宅配専門店）〔772〕

76c 酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ

酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所並びに洋酒や料理などを提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。

○ 酒場、ビヤホール、焼鳥屋、おでん屋、小料理屋、バー、キャバレー、ナイトクラブ、カラオケスナック

× カラオケボックス業〔809〕

767 喫茶店

コーヒー、紅茶、清涼飲料などの飲料や簡易な食事などをその場所で飲食させる事業所をいう。

○ 喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、珈琲店、カフェ

× スナックバー〔76c〕、牛乳スタンド〔58p〕

769 その他の飲食店

ハンバーガー、お好み焼、焼きそば、たこ焼をその場所で飲食させる事業所及びところ天、汁粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所をいう。

○ ハンバーガー店、お好み焼店、もんじゃ焼店、ところ天屋、氷水屋、甘酒屋、汁粉屋、甘味処、アイスクリーム店、サンドイッチ専門店、フライドチキン店、ドーナツ店、ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの）

× ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が判明するもの）〔76a、767〕、ハンバーガー店（客の注文に応じその場所で調理した飲食料品の持ち帰りを専門とする店）〔771〕

中分類 77－持ち帰り・配達飲食サービス業

この中分類には、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を提供する事業所のうち、その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有さない事業所が分類される。

771 持ち帰り飲食サービス業

飲食することを主たる目的とした設備を有さず、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所をいう。

従って、飲食料品を作り置き、客の求めに応じて、販売する事業所は、ここには含まない。

車両等を使い、不特定な場所において客の注文に応じ調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所もここに含める。

- 持ち帰りすし店、持ち帰り弁当屋、クレープ屋、移動販売（調理を行うもの）
- × 持ち帰りすし店（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）〔58n〕、持ち帰り弁当屋（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）〔58n〕、そう（惣）菜屋（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）〔58n〕

772 配達飲食サービス業

その事業所内で調理した飲食料品を、客の求める場所に届ける事業所及び客の求める場所において調理した飲食料品を提供する事業所をいう。

学校や病院、施設など特定された多人数に対して食事を客の求める場所に届ける事業所も本分類に含まれる。

- 宅配ピザ屋、仕出し料理屋、仕出し弁当屋、デリバリー専門店、ケータリングサービス店、給食センター、病院給食業、施設給食業、配食サービス業
- × ピザ店（その場所で飲食させるもの）〔76a〕

大分類N－生活関連サービス業， 娯楽業

説 明

この大分類には，主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業所が分類される。

中分類 78－洗濯・理容・美容・浴場業

この中分類には，洗濯業，洗張・染物業，理容業，美容業，浴場業などの個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービス又は心身のリラックス及びリフレッシュを促進するためのサービスを提供する事業所が分類される。

781 洗濯業

衣服その他の繊維製品及び皮革製品を原型のまま洗濯する事業所，洗濯物の受取り及び引渡しを行う事業所並びに繊維製品を洗濯し，これを使用させるために貸与し，その使用後回収して洗濯し，更にこれを貸与することを繰り返して行う事業所をいう。

○ 洗濯業，クリーニング業，ランドリー業，クリーニング工場，リネンサプライ業，貸おむつ業，貸おしぼり業，貸ぞうきん業，貸モップ業，洗濯物取次所

× 貸布団業 [70a]，寝具消毒・乾燥業 [789]，コインランドリー業 [789]

782 理容業

頭髪の刈り込み，顔そりなどの理容サービスを提供する事業所をいう。

○ 理容店，理髪店，床屋，バーバー

× 理容学校（専修学校，各種学校のもの）[817]，美容院 [783]

783 美容業

パーマネットウェーブ，結髪，化粧などの美容サービスを提供する事業所をいう。

○ 美容室，美容院，ビューティサロン

× 美容学校（専修学校，各種学校のもの）[817]，エステティックサロン [789]，ネイルサロン [789]，ペット美容室 [79c]

78a 浴場業

日常生活の用に供するため，公衆又は特定多数人を対象として入浴させる事業所及び薬治，美容など特殊な効果を目的として公衆又は特定多数人を対象として入浴させる事業所をいう。

○ 銭湯業，温泉浴場業，蒸しぶろ業，砂湯業，サウナぶろ業，スパ業，鉱泉浴場業，健康ランド，ラドンぶろ業，スーパー銭湯

× 温泉旅館 [75a], コインシャワー業 [789]

789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業

個人の注文によって、衣服などを分解し、洗張、湯のし、染抜（しみぬき）などを行う事業所、衣類、織物などの染色を行う事業所及びその取次を行う事業所、手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業所、手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所、化粧品・器具等を用いて、手及び足の爪の手入れ、造形、修理、補強、装飾など爪に係る施術を行う事業所並びに他に分類されない個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービス又は心身のリラックス及びリフレッシュを促進するためのサービスを提供する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類には含まれない。

- (1) 業者からの委託（染替えを除く）によって染色を行う事業所は「大分類E－製造業 [114]」に分類される。
 - (2) リフレクソロジーを行う事業所及び医業類似行為を業とする者がボディケア、ハンドケア、フットケア、ヘッドセラピー、タラソセラピーの施術を行う事業所は「大分類P－医療、福祉 [835]」に分類される。
- 洗張業、張物業、湯のし業、染抜（しみぬき）業、染物屋、染直し業、染物取次業、美顔術業、エステティックサロン、全身美容業、美容脱毛業、ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（皮膚を美化して体型を整えるもの）、リラクゼーション業（手技を用いるもの）、ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（心身の緊張を弛緩させるのみのもの）、ネイルサロン、マニキュア業、ペディキュア業、コインシャワー業、寝具消毒・乾燥業、コインランドリー業、衣しょう着付業、ソーブランド業、ゲルマニウム温浴
- × 染色業（業者からの委託のもの） [114], 紋置業 [114], なつ染業 [114], ビューティサロン [783], リフレクソロジー [835], ボディケア・ハンドケア・フットケア・ヘッドセラピー・タラソセラピー（医業類似行為のもの） [835]

中分類 79－その他の生活関連サービス業

この中分類には、個人を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所が分類される。

791 旅行業

運送又は宿泊等のサービスの提供について、提供者又は旅行者のいずれか一方を代理して契約を締結する等の行為を行う事業所及び旅行業を営む者を代理して契約を締結する行為を行う事業所をいう。

- 旅行業、国内旅行業、海外旅行業、旅行業者代理業
- × 定期観光バス業 [43a], 運送代理店 [48a], 観光協会 [48a], 観光案内業（ガイド） [79c], 通訳業 [72a], 通訳案内業 [72a], 観光案内所 [48a]

792 家事サービス業

個人の家庭で家事労働に従事する者をいう。

○ お手伝い（ハウスメイド）、家政婦（夫）

× 民営職業紹介業〔911〕、派出看護師業〔83a〕、看護師紹介所〔911〕、家政婦紹介所〔911〕

793 衣服裁縫修理業

個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所をいう。

裏返しなどの衣服の更生を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

(1) 業者から材料を支給されて衣服の製造を行う事業所は「大分類E－製造業〔11a〕」に分類される。

(2) 個人の注文により店持ちの材料で衣服を仕立てる事業所は「大分類I－卸売業、小売業〔57a〕」に分類される。

○ 衣服裁縫業（材料個人持ちのもの）、衣服修理業、更正仕立直し業、裏返し業、衣服リフォーム業、和・洋服裁縫業（材料個人持ちのもの）、かけはぎ業

× 洋服・洋裁店（材料店持ちのもの）〔57a〕

79a 火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業

死体の火葬を業務とする事業所、墓地の管理を行う事業所、死体埋葬準備、葬儀執行を業務とする事業所及び婚礼のための施設・サービスを提供する事業所をいう。

冠婚葬祭互助会も本分類に含まれる。

ただし、霊きゅう自動車で死体を運搬する事業所は「大分類H－運輸業、郵便業〔44a〕」に分類される。

○ 火葬業、火葬場、墓地管理業、霊園管理事務所、納骨堂、霊園分譲業、葬儀屋、斎場、葬儀会館、結婚式場業、冠婚葬祭互助会

× 霊きゅう自動車業〔44a〕、犬猫霊園管理事務所〔79c〕、結婚式場紹介業〔79c〕

79c 他に分類されない生活関連サービス業

一時的に物品を預かる事業所、家庭消費用として原料個人持ちの粉及び穀類などを賃加工する事業所、結婚相手の紹介、婚礼のための相談、施設の紹介、あっせんなどを行う事業所、デジタルカメラ等の画像データのプリント又はフィルム現像、焼付、引伸及びその取次を行う事業所、フィルム複写を行う事業所及び運転代行業など他に分類されない個人サービスを提供する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

(1) 商業者、ホテル、レストランなどから委託を受けて、精穀、製粉など穀類の賃加工を行う事業所は「大分類E－製造業〔096〕」に分類される。

(2) 倉庫に物品を保管することを業とする事業所は「大分類H－運輸業、郵便業〔47a〕」に分類される。

○ 手荷物預り業、荷物一時預り業、自転車預り業、コインロッカー業、精米賃加工業、結婚相談所（営利的なもの）、結婚紹介業、デジタルカメラ写真プリント業、写真フィルム現像・焼付・引伸業、DPE取次業、写真フィルム複写業、写真修整業、易断所、観相業、便利屋、靴磨き業、ペット美容室、犬猫霊園管理事務所、観光案内業（ガイド）、運転代行業、古綿打直し業、チケット類売買業（金券ショップ）、宝くじ売りさばき業、ハウスクリーニング業（個人宅）、デパート友の会

- × 普通倉庫業 [47a], ガレージ業 [693], 駐車場業 [693], トランクルーム業 [47a], 精米業 (業者からの委託によるもの) [096], 表具業 [90a], 表装業 [90a], 古物商 [60a], 旅行業 [791], 観光協会 [48a], プレイガイド [809], 写真撮影業 [746], 映画フィルム現像業 [416]

中分類 80—娯楽業

この中分類には、映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供する事業所並びにこれに附帯するサービスを提供する事業所が分類される。

ただし、映画・ビデオ制作業に附帯するサービスを提供する事業所は「大分類G—情報通信業 [416]」に分類される。

80a 興行場 (別掲を除く), 興行団

映画、演劇、音楽、舞踊、落語、浪曲、見世物、野球、相撲、ボクシング、レスリングなどの娯楽を提供する興行場及び契約により出演又は自ら公演し、これらの娯楽を提供する興行団をいう。

俳優及び演劇興行を請負う事業所並びに映画館、劇場及び興行場を賃貸する事業所も本分類に含まれる。

ただし、音楽、舞踊などの個人教授を行う事業所は「大分類O—教育、学習支援業 [824]」に分類される。

- 映画館、野外映画劇場、映画館賃貸業、ビデオ・シアター、劇場、劇場附属のオーケストラ、劇場賃貸業、寄席、演芸場、野球場 (プロ野球興行用)、サーキット場 (プロのレース興行用)、劇団、俳優業、芸能プロダクション、コンサート・ツアー業、歌謡歌手業、テレビタレント業、寄席出演業、ボクシングジム、相撲部屋、サーカス団、プロ野球団、プロレス協会、落語家業、プロサッカー団
- × プレイガイド [809], 演劇用諸道具賃貸業 [70a], 競馬場 [803], 公営野球場 [80c], 声楽家業 [72a], 競輪場施設賃貸業 [803]

803 競輪・競馬等の競走場, 競技団

競輪、競馬、小型自動車、モータボートの競走場及びこれらの競走の施行、実施をする事業所をいう。

競走場を賃貸する事業所、競輪の競技に附帯する業務 (選手の登録、訓練など)、競馬に附帯する業務 (馬主、馬などの登録、調教師、騎手の免許、訓練など)、小型自動車、モータボートの競技に附帯する業務 (選手、自動車の登録など) も本分類に含まれる。

- 市営競輪場、民営競輪場、競輪場管理組合、競輪場施設賃貸業、県営競馬場、競馬場施設会社、市営モータボート競走場、市営小型自動車競走場、競艇場施設会社、小型自動車競走施設会社、市競輪事業部 (課)、全国競輪施行者協議会、J K A、競輪選手団、市競馬事務局、日本中央競馬会 (J R A)、地方競馬全国協会、競馬きゅう舎、小型自動車競走会、小型自動車選手団、市競艇事業部 (課)、日本モータボート競走会、全国モータボート競走施行者協議会
- × 場外車券売場 [809], 場外馬券売場 [809], サーキット場 (プロのレース興行用) [80a], 日本財団 [93a]

80c スポーツ施設提供業, 公園, 遊園地

興行的でない各種のスポーツ（アマチュア競技）を行うための施設を提供する事業所, 公園, 庭園, 遊園地などをいう。

ただし, 興行的スポーツのための施設を提供する事業所は「小分類 80a-興行場(別掲を除く), 興行団」に分類される。

- 陸上競技場, 運動広場, 卓球場, スケートリンク, プール, 乗馬クラブ, 公営野球場, 柔道場, サッカー場, フィールドアスレチック場, 体育館, ゴルフ場, ボウリング場, テニス場, テニス練習場, ゴルフ練習場, バッティングセンター, フィットネスクラブ, 庭園, 公園管理事務所, 遊園地, テーマパーク
- × 野球場(プロ野球興行用) [80a], ビリヤード場 [806], 柔道場(教授しているもの) [824], スイミングスクール [824]

806 遊戯場

ビリヤード, 囲碁, 将棋, マージャン, パチンコなどを行うための施設を提供する事業所をいう。

- マージャンクラブ, パチンコ店, アレンジボール店, ゲームセンター, ビリヤード場, 碁会所, 将棋センター, ビンゴゲーム場, 射的場, パターゴルフ場
- × 卓球場 [80c], ボウリング場 [80c], バッティング練習場 [80c], 囲碁連盟 [93a], ゴルフ場 [80c]

809 その他の娯楽業

ダンスホール, マリーナ業, 遊漁船業, 芸ぎ業, カラオケボックス業を行う事業所, プレイガイド, 場外馬券・車券の取次販売など他に分類されない娯楽に附帯するサービスを提供する事業所及び釣堀業など他に分類されない娯楽を提供する事業所をいう。

ダンスホールを賃貸する事業所も本分類に含まれる。

- ダンスホール, ダンスホール賃貸業, マリーナ業, ヨットハーバー, 遊漁船業, 釣船業, 瀬渡船業, 芸ぎ業, 置屋, カラオケボックス業, プレイガイド, 場外馬券売場, 場外車券売場, 競輪・競馬等予想業, 演劇俳優あっせん業, 舞台照明業, ゴルフ会員権買取販売業(売買あっせんを含む), 釣堀業, 金魚すくい場
- × ジャズダンス教室 [824], 待合 [76a], 映画出演者あっせん業 [416], 映画・演劇用諸道具賃貸業 [70a], 貸ボート業 [70a], 芸能プロダクション [80a], レンタカー業 [70a], 娯楽用品賃貸業 [70a], 遊覧船業 [45a], カラオケスナック [76c], 映画・ビデオ照明業 [416]

大分類〇－教育，学習支援業

説 説

この大分類には、学校教育を行う事業所，学校教育の支援活動を行う事業所，学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所，学校教育の補習教育を行う事業所及び教養，技能，技術などを教授する事業所が分類される。

通信教育事業，学習塾，図書館，博物館，植物園などの事業所も本分類に含まれる。

スポーツを行うための施設を提供する事業所は「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業 [80c]」に分類される。

中分類 81－学校教育

この中分類には、所定の学科課程を教授する事業所及び学校教育の支援を行う事業所が分類される。

81a 学校教育（専修学校，各種学校を除く）

学校教育を行う幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学，短期大学及び高等専門学校並びに学校教育，児童福祉施設としての保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。

学校教育法による通信教育を行う事業所も本分類に含まれる。

- 幼稚園，幼稚園型認定こども園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，盲学校，ろう（聾）学校，養護学校，大学，大学農場，大学演習林，短期大学，高等専門学校，幼保連携型認定こども園
- × 専修学校 [817]，各種学校 [817]，保育所 [853]，専門学校（専門課程を置く専修学校） [817]，保育所型認定こども園 [853]，地方裁量型認定こども園 [853]

817 専修学校，各種学校

職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図るための教育を行う事業所及び学校教育法による学校教育に類する教育を行う事業所をいう。

- 専修学校，高等専修学校（高等課程を置く専修学校），専門学校（専門課程を置く専修学校），各種学校，洋裁学校（各種学校のもの），写真学校（各種学校のもの），理容・美容学校（各種学校のもの），予備校（各種学校のもの），中華学校，朝鮮学校，アメリカンスクール
- × 高等専門学校 [81a]，学習塾（各種学校でないもの） [823]，予備校（各種学校でないもの） [823]

818 学校教育支援機関

高等教育機関の評価，大学入学共通テストの実施など学校教育の支援活動を行う事業所をいう。

- 大学改革支援・学位授与機構，大学入試センター，日本学生支援機構，大学基準協会，日本高等教育評価機構，短期大学基準協会

中分類 82－その他の教育，学習支援業

この中分類には，学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所，学校教育の補習教育を行う事業所及び教養，技能，技術などを教授する事業所が分類される。

821 社会教育

公民館，図書館，博物館，美術館，動物園，植物園，水族館，青少年教育活動を行う事業所，社会通信教育を行う事業所などの社会教育を行う事業所をいう。

ただし，学校教育法による通信教育は「中分類 81－学校教育 [81a]」に分類される。

- 公民館，図書館，専門図書館，点字図書館，公文書館，博物館，美術館，宝物館，歴史民俗資料館，郷土資料館，埋蔵文化財収蔵庫，民俗資料収蔵庫，動物園，植物園，水族館，プラネタリウム，サファリパーク，青年の家，児童文化センター，少年自然の家，青年館，日本書道教育学会，実務教育研究所，中央工学校生涯学習センター，女性教育会館，勤労者家庭支援施設
- × 市民会館 [95a]，公会堂 [95a]，児童厚生施設（児童館） [853]

822 職業・教育支援施設

官公庁，企業若しくは事業所が業務遂行のため所属職員等を対象として教育・研修を行う事業所又は官公庁，企業若しくは事業所からの委託を受けて業務遂行のため所属職員等の教育・研修を行う事業所，公的に職業能力開発，技能講習などを行う事業所及び少年院など職業・教育支援施設を営む事業所をいう。

- 航空保安大学校，防衛大学校，警察大学校，海上保安大学校，自治大学校，日本年金機構研修センター，農林水産研修所，消防学校，社員教育受託業，職業能力開発大学校，職業能力開発促進センター，海技大学校，少年院，児童自立支援施設

823 学習塾

小学生，中学生，高校生などを対象として学校教育の補習教育又は学習指導を行う事業所をいう。

- 学習塾（各種学校でないもの），予備校（各種学校でないもの），進学塾（各種学校でないもの），英語教室，数学教室
- × 予備校（各種学校のもの） [817]，進学塾（各種学校のもの） [817]，英会話教室 [824]，家庭教師 [824]

824 教養・技能教授業

教養，技能，技術などを教授する事業所をいう。

ただし，教授が行われている場合でもスポーツを行うための施設を提供することを主とした事業所は「大分類 N－生活関連サービス業，娯楽業 [80c]」に分類される。

- ピアノ教授所，長唄指南所，書道教室，生花教授所，茶道教授所，そろばん塾，英会話教授所，外国語会話教室，スイミングスクール，ヨガ教室，柔道場（教授しているもの），ダイビングスクール，料理教室，舞踏教授所，ダンス教室，社交ダンス教授所，カルチャー教室（総合的なもの），家庭教師，家庭教師派遣業，パソコン教室

- × フィットネスクラブ [80c], 料理学校 (専修学校, 各種学校のもの) [817], 料理学校 (専修学校, 各種学校でないもの) [829], ダンスホール [809], 碁会所 [806], 家庭教師あっせん業 [911], 英会話学校 (各種学校のもの) [817], 日本語学校 (各種学校でないもの) [829]

829 他に分類されない教育, 学習支援業

他に分類されない教育, 学習支援業を営む事業所をいう。

- 料理学校 (専修学校, 各種学校でないもの), 理容・美容学校 (専修学校, 各種学校でないもの), 歯科衛生士養成所 (専修学校, 各種学校でないもの), 自動車教習所 (各種学校でないもの), 洋裁学校 (専修学校, 各種学校でないもの)
- × 料理教室 [824]

大分類 P－医療，福祉

総 説

この大分類には、医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所が分類される。

医療業とは、医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所をいう。

保健衛生とは、保健所、健康相談施設、検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）など保健衛生に関するサービスを提供する事業所をいう。

社会保険・社会福祉・介護事業とは、公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業を行う事業所及び児童、老人、障害者などに対して社会福祉、介護等に関するサービスを提供する事業所をいう。

◎ 医療，福祉と他産業との関係

(1) 卸売業，小売業との関係

医師又は歯科医師が発行する処方せんに基づいて、医薬品を調剤する事業所は「大分類 I－卸売業，小売業 [603]」に分類される。

(2) 金融業，保険業との関係

社会保険以外の保険業を行う事業所、保険会社及び保険契約者に対して保険サービスを提供する事業所は「大分類 J－金融業，保険業 [67a]」に分類される。

中分類 83－医療業

この中分類には、医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所が分類される。

831 病院

20 人以上の患者を入院させるための施設を有して医師又は歯科医師が医業を行う事業所をいう。

○ 一般病院，総合病院，大学病院，温泉病院，産院，歯科病院，特定機能病院，地域医療支援病院，精神科病院

× 一般診療所 [832]，動物病院 [741]

832 一般診療所

19 人以下の患者を入院させるための施設を有して医師が医業を行う事業所又は患者を入院させるための施設を有しないで若しくは往診のみによって医師が医業を行う事業所をいう。

○ 診療所，医院，産婦人科医院，療養病床を有する診療所

× 病院 [831]

833 歯科診療所

患者を入院させるための施設を有しないで若しくは往診のみによって又は 19 人以下の患者を

入院させるための施設を有して歯科医師が歯科医業を行う事業所をいう。

- 歯科診療所, 歯科医院
- × 歯科病院 [831]

835 療術業

あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師及び柔道整復師がその業務を行う事業所並びに温熱療法, 光熱療法, 電気療法, 刺激療法などの医業類似行為を行う事業所をいう。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。

- あん摩業, マッサージ業, 指圧業, はり業, きゅう業, 柔道整復業, 骨接ぎ業, 太陽光線療法業, 温泉療法業, 催眠療法業, 視力回復センター, カイロプラクティック療法業, リフレクソロジー, 足裏マッサージ, ボディケア・ハンドケア・フットケア・ヘッドセラピー・タラソセラピー (医業類似行為のもの)
- × ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー (皮膚を美化して体型を整えることを目的としたもの) [789], ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー (心身の緊張を弛緩させるのみを目的としたもの) [789], リラクゼーション業 (手技を用いるもの) [789], ゲルマニウム温浴 [789]

83a その他の医療業

助産師がその業務 (病院又は診療所において行うものを除く) を行う事業所, 看護師又は准看護師であって, 公共職業安定所若しくは派出看護師会に求職登録を行ってあつせんされ, 看護業務を行うもの又は独立して看護を業とするもの, 歯科医師又は歯科技工師が業として歯科医療の用に供する補てつ物, 充てん物又は矯正装置の作成, 修理又は加工を行う事業所及び臓器のあつせん, 医療に係る検体検査など医療業に附帯するサービスを提供する事業所をいう。

- 助産所, 助産師業, 看護師業, 派出看護師業, 訪問看護ステーション, 歯科技工所, アイバンク, 腎バンク, 骨髄バンク, 献血ルーム, 衛生検査所, 臨床検査業, 滅菌業 (医療用器材)
- × 産院 [831], 産婦人科医院 [832], 派出看護師会 [911], 歯科材料製造業 (歯科医師の指示によらないもの) [274], 血液センター (血液製剤を製造するもの) [165], 血液製剤製造業 [165], 訪問介護事業所 [85p], 看護師紹介所 [911]

中分類 84—保健衛生

この中分類には, 保健所, 健康相談施設, 検疫所 (動物検疫所, 植物防疫所を除く) など保健衛生に関するサービスを提供する事業所が分類される。

84a 保健所, 健康相談施設

各種の疾病の予防, 健康管理, 健康の増進, 環境衛生の改善など, 公衆衛生の向上及び増進を図るために都道府県又は市若しくは特別区が設置している保健所, 結核の予防, 治療などについて相談指導を行う事業所, 精神病など精神障害の予防, 治療, 社会復帰などの精神保健について相談指導を行う事業所, 母子保健に関する各種の相談に応ずるとともに, 母性, 乳児, 幼児の保健についての相談指導を行う事業所及び市町村保健センターなど健康相談を行う事業所をいう。

- 保健所，結核予防会総合健診推進センター，結核集団検診業，精神保健福祉センター，母子健康センター，市町村保健センター，成人病集団検診業
- × 家畜保健衛生所〔95a〕，助産所〔83a〕

849 その他の保健衛生

国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに，船舶又は航空機に関して感染症予防に必要な措置などを行う事業所，疫病の予防，健康管理，健康の増進，環境衛生の改善などに必要な検査，試験を行う事業所，感染症の予防など保健衛生上必要な消毒を行う事業所及び犬管理所など他に分類されない保健衛生に関するサービスの提供を行う事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 農作物の害虫駆除を行う事業所は「大分類A－農業，林業〔01c〕」に分類される。
- (2) 建物の消毒及び白ありなどの害虫駆除を行う事業所は「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〔922〕」に分類される。
- 検疫所，検疫所支所，検疫所出張所，寄生虫卵検査業，水質検査業，食肉衛生検査所，物品消毒業，電話機消毒業，犬管理所，犬管理事務所，動物管理センター
- × 保健所〔84a〕，動物検疫所〔97a〕，植物防疫所〔97a〕，衛生研究所（試験所）〔71a〕，衛生検査所〔83a〕，農作物害虫駆除業〔01c〕，建物の消毒・害虫駆除業〔922〕，臨床検査業〔83a〕

中分類 85－社会保険・社会福祉・介護事業

この中分類には，社会保険，社会福祉又は介護事業を行う事業所及び更生保護事業を行う事業所が分類される。

85a 社会保険事業団体，福祉事務所

公的年金，公的医療保険，公的介護保険，労働災害補償などの社会保険事業を行う事業所，都道府県，市町村及び特別区が設置する福祉に関する事務所をいう。

- 健康保険組合，健康保険組合連合会，国家（地方）公務員共済組合，社会保険診療報酬支払基金，国民年金基金，厚生年金基金，企業年金基金，国民健康保険団体連合会，国民健康保険中央会，地方公務員災害補償基金，石炭鉱業年金基金，日本年金機構，年金事務所，年金積立金管理運用，社会福祉事務所，福祉事務所
- × 労働保険事務組合〔92a〕

853 児童福祉事業

乳児，幼児，少年に対する福祉事業を行う事業所をいう。

- 保育所，託児所，保育所型認定こども園，地方裁量型認定こども園，ベビーホテル，児童相談所，乳児院，母子生活支援施設，児童厚生施設（児童館），児童養護施設，知的障害児施設，盲ろうあ児施設，肢体不自由児施設，障害児入所施設，児童発達支援センター，児童心理治療施設，母子・父子福祉センター，学童保育所（学童クラブ），放課後児童クラブ

- × 幼稚園 [81a], 幼稚園型認定こども園 [81a], 幼保連携型認定こども園 [81a], 児童自立支援施設 [822], 特別支援学校 [81a], 放課後子ども教室 [79c]

85n 老人福祉・介護事業（訪問介護事業を除く）

老人に対する福祉・介護事業を行う事業所をいう。

- 特別養護老人ホーム, 介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 有料老人ホーム, 老人デイサービスセンター, 小規模多機能型居宅介護事業所, 認知症高齢者グループホーム, 老人福祉センター, 軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）, 老人ショートステイ施設, 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）, 地域包括支援センター
- × 訪問介護事業所 [85p], シルバー人材センター [911]

855 障害者福祉事業

施設等に入所・入居して生活する障害者につき, 入浴, 排せつ又は食事の介護, 身体機能又は生活能力の向上や日常生活の世話, 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業所並びに障害者に対する福祉事業を行う事業所をいう。

- 障害者支援施設, グループホーム（障害者福祉事業のもの）, 福祉ホーム（障害者福祉事業のもの）, 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園, 生活介護事業所（障害者福祉事業のもの）, 自立訓練事業所, 地域活動支援センター, 訪問介護事業（障害者福祉事業のもの）
- × 障害児入所施設 [853], 児童発達支援センター [853], 児童心理治療施設 [853], 授産施設（障害者施設以外のもの） [859]

85p 訪問介護事業

要介護者等の居宅において, 入浴, 食事等の介護やその他の日常生活上の世話を行う事業所をいう。

- 訪問介護事業所, 訪問入浴介護事業所, 夜間対応型訪問介護事業所
- × 訪問看護ステーション [83a], 訪問介護事業（障害者福祉事業のもの） [855]

859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業

更生保護事業を行う事業所及び社会福祉協議会など他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業を行う事業所をいう。

ただし, 労働者のための福利厚生事業並びに特定団体所属員及びその家族に対する福利厚生事業を行う事業所は, その行う主な事業内容によりそれぞれに分類される。

- 更生保護施設, 更生保護協会, 社会福祉協議会, 共同募金会, 善意銀行, 授産施設（障害者施設以外のもの）, 宿所提供施設, 医薬品医療機器総合機構, 婦人・女性相談所, 婦人・女性保護施設
- × アイバンク [83a], 授産施設（障害者施設のもの） [855], 勤労者福祉会館 [95a], 保護観察所 [97a], 年金積立金管理運用 [85a]

大分類Q－複合サービス事業

総 説

この大分類には、信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局、農業協同組合等が分類される。

◎ 郵便局

郵便局とは、郵便事業、銀行窓口業務及び保険窓口業務の全てを行うとともに、市町村等からの委託を受けることなどにより、複数の大分類にわたる各種サービスを提供する事業所をいう。

◎ 協同組合

協同組合とは、信用事業又は共済事業と併せて経営指導事業、購買事業、厚生事業等を複合的に行う農林水産業協同組合及び事業協同組合の事業所をいう。

なお、単一の事業を行う協同組合の事業所は、その行う事業によりそれぞれの産業に分類される。また、複数の事業を行う事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

中分類 86－郵便局

86a 郵便局

郵便事業、銀行窓口業務及び保険窓口業務の全てを行うとともに、市町村等からの委託を受けることなどにより、複数の大分類にわたる各種サービスを提供する郵便局並びに郵便局受託業を行う事業所をいう。

○ 郵便局、簡易郵便局、郵便切手類販売所、印紙売りさばき所

× 日本郵便株式会社の事業所のうち、主として郵便事業を行う事業所〔491〕、日本郵便株式会社の事業所のうち、郵便事業及び銀行窓口業務を行う事業所〔491〕、日本郵便株式会社の事業所のうち、郵便事業及び保険窓口業務を行う事業所〔491〕、信書便事業〔491〕、総合通信局〔97a〕、逡信病院〔831〕、郵政研修センター〔822〕、ゆうパック配達請負業〔44a〕

中分類 87－協同組合（他に分類されないもの）

87a 協同組合（他に分類されないもの）

信用事業又は共済事業と併せて、他の大分類にわたる各種のサービスを提供する農林水産業協同組合及び事業協同組合の事業所並びにこれらの連合会の事業所をいう。

ただし、単一の事業を行う農林水産業協同組合、事業協同組合の事業所は、その行う業務によりそれぞれの産業に分類される。

複数の事業を行う事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

- 農業協同組合・農業協同組合連合会（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）、漁業協同組合・漁業協同組合連合会（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）、水産加工業協同組合・水産加工業協同組合連合会（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）、森林組合・森林組合連合会（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）、事業協同組合・事業協同組合連合会（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）、織物協同組合（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）、ニット工業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）、青果物商業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）

- × 信用農業協同組合連合会〔63a〕、農業共済組合〔67a〕、漁業生産組合〔03a, 04a〕、信用漁業協同組合連合会〔63a〕、共済水産業協同組合連合会〔67a〕、信用水産加工業協同組合連合会〔63a〕、森林組合製材所〔121〕、生産森林組合〔02a〕、木製品工業協同組合製材所〔121〕、火災共済協同組合〔67a〕、酒造組合〔93a〕、商店街振興組合〔93a〕

大分類R－サービス業（他に分類されないもの）

総 説

この大分類には、主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。

本分類には、次のような各種のサービスを提供する事業所が含まれる。

- ① 廃棄物の処理に係る技能・技術等を提供するサービス「中分類 88－廃棄物処理業」
- ② 物品の整備・修理に係る技能・技術を提供するサービス「中分類 89－自動車整備業」, 「中分類 90－機械等修理業（別掲を除く）」
- ③ 労働者に職業をあっせんするサービス及び労働者派遣サービス「中分類 91－職業紹介・労働者派遣業」
- ④ 企業経営に対して提供される他の分類に属さないサービス「中分類 92－その他の事業サービス業」
- ⑤ 会員のために情報等を提供するサービス「中分類 93－政治・経済・文化団体」, 「中分類 94－宗教」
- ⑥ その他のサービス「中分類 95－その他のサービス業」, 「中分類 96－外国公務」

◎ サービス業（他に分類されないもの）と他産業との関係

(1) 農林漁業との関係

(ア) 農業事業所に対して請負により又は委託を受けて耕種、畜産に直接関係する農業サービス及び植木の刈り込みのような園芸サービスを提供する事業所は「大分類A－農業, 林業〔01c〕」に分類される。

(イ) 山林の下刈り, 林木の枝下しのような林業に直接関係するサービスを提供する事業所は「大分類A－農業, 林業〔02a〕」に分類される。

(ウ) 漁業事業所に対して請負により又は委託を受けて漁業に直接関係するサービスを提供する事業所は「大分類B－漁業〔03a, 04a〕」に分類される。

(2) 鉱業との関係

鉱物を探査するための地質調査, 物理探鉱, 地化学探鉱, 試すい（錐）などの探鉱作業及び開坑, 掘削, 排土などの鉱山開発作業を行う事業所は「大分類C－鉱業, 採石業, 砂利採取業〔05a〕」に分類される。

(3) 製造業との関係

(ア) 新たな製品を製造加工し, かつ, 同種製品の修理を行う事業所は「大分類E－製造業」に分類されるが, 修理を専業としている事業所は本分類に含まれる。修理のために補修品を製造している場合も本分類に含まれる。

ただし, 船舶の修理, 鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）, 航空機のオーバーホールを行う事業所は, 過去1年間に製造行為を行わなくても「大分類E－製造業」に分類される。

また, 主として自己又は他人の所有する原材料を機械処理して, 多種類の機械及び部分品の製造加工及び修理を行っている事業所は「大分類E－製造業〔259〕」に分類される。

(イ) 他の業者の所有に属する原材料に加工処理を行って加工賃を受取る賃加工業は「大分類E－製造業」に分類される。

(4) 運輸業との関係

(ア) 財貨の運搬, 保管を行う事業所は「大分類H－運輸業, 郵便業」に分類される。

(イ) 運輸のあっせん, 運輸施設の提供, 船積の検数, 水先案内などの運輸に附帯するサービスを提供する事業所は「大分類H－運輸業, 郵便業〔48a〕」に分類される。

(5) 卸売業, 小売業との関係

商品を販売し, かつ, 同種商品の修理を行う事業所は「大分類I－卸売業, 小売業」に分類されるが, 修理を専業としている事業所は本分類に含まれる。修理のために部分品などを取替

えても本分類に含まれる。

(6) 金融業，保険業，不動産業との関係

(ア) 保険業を行う事業所，保険会社及び保険契約者に対して保険サービスを提供する事業所は「大分類J－金融業，保険業〔67a〕」に分類される。

(イ) 不動産の運用及び仲介を行う事業所は「大分類K－不動産業，物品賃貸業」に分類される。

(7) 専門・技術サービス業との関係

(ア) 石油精製，化学，製鉄，発電等のプラントを対象として，機能の維持・改善等に必要なサービスを総合的に提供する事業所は「大分類L－学術研究，専門・技術サービス業〔74a〕」に分類される。

(イ) 依頼を受け，看板書きを行う事業所は，本分類に含まれる。ただし，依頼人のために広告に係る総合的なサービスを提供する事業所は「大分類L－学術研究，専門・技術サービス業〔731〕」に分類される。

中分類 88－廃棄物処理業

88a 廃棄物処理業

し尿，ごみ，粗大ごみ等の一般廃棄物，産業廃棄物（専ら再生利用の目的となるものを除く）及び放射性廃棄物を収集運搬・処分する事業所をいう。

浄化槽の清掃又は保守点検を行う事業所，一般廃棄物処理業について指導，管理等を行う市町村が設置する清掃事務所及び死んだ獣畜（牛，馬，豚，めん羊及び山羊）を解体し，埋却し又は焼却するための事業所も本分類に含まれる。

- し尿収集運搬業，し尿処分業，浄化槽清掃業，浄化槽保守点検業，ごみ収集運搬業，ごみ中継業，ごみ処分業，ごみ埋立業，粗大ごみ破碎・圧縮業，ごみ高速たい（堆）肥化業，市区町村清掃事務所，産業廃棄物収集運搬業，船舶廃油収集運搬業，船舶廃油処理業，動物のふん尿・死体収集運搬業（畜産農業から生じたもの），汚泥処理業，廃酸・廃アルカリ処理業，廃油処理業，廃プラスチック類処理業，産業廃棄物埋立業，特別管理産業廃棄物収集運搬業，特別管理産業廃棄物処分業，死亡獣畜取扱場，放射性廃棄物収集運搬業，放射性廃棄物処理業
- × 下水処理場〔36a〕，保健所〔84a〕，再生資源回収業〔536〕，廃油再生業〔17a〕，廃プラスチック製品製造業〔18a〕，ドラム缶更生業〔24a〕，と畜場〔95a〕，毛皮製造業〔20d〕，鉄スクラップ卸売業〔536〕，再生骨材製造業〔21a〕

中分類 89－自動車整備業

891 自動車整備業

自動車の整備修理を総合的に行う事業所及び自動車の車体や電装品，タイヤ等の部分品の整備修理，自動車エンジンの再生，自動車の清掃などを行う事業所をいう。

ただし，自動車の整備修理と販売（取次ぎを含まない）とを行う事業所は「大分類I－卸売業，小売業〔542，591〕」に分類される。

- 自動車整備業，自動車修理業，オートバイ整備修理業，自動車車体修理業，自動車車体整備業，自動車再塗装業，自動車板金塗装業，自動車溶接業（自動車修理のためのもの），自動車電装品整備業，自動車蓄電池修理業，自動車タイヤ整備業，自動車タイヤ修理業，自動車再生業，自動車エンジン再生業，自動車ブレーキ修理業，自動車部品整備業，自動車エンジ

ン修理業，自動車洗車業，自動車清掃業，自動車ガラス修理業

× 更生タイヤ製造業 [19a]，自動車小売修理業 [591]，自動車タイヤ小売修理業 [591]

中分類 90－機械等修理業（別掲を除く）

この中分類には，機械，家具など他に分類されないその他の修理を行う事業所が分類される。
ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 修理する商品と同種の商品を製造又は販売する事業所は「大分類E－製造業」又は「大分類I－卸売業，小売業」に分類される。
- (2) 自動車修理業は「中分類 89－自動車整備業 [891]」に分類される。
- (3) 衣服修理業は「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業 [793]」に分類される。

901 機械修理業（電気機械器具を除く）

一般機械，建設機械及び鉱山機械の整備修理を行う事業所をいう。

- 一般機械修理業，内燃機関修理業，ミシン修理業，航空機整備業，光学機械修理業，エレベータ修理業，農業用トラクタ修理業，ガーデントラクタ修理業，フォークリフト整備業，ボイラー・圧力容器整備業，電子複写機修理業，建設用トラクタ整備業，建設機械修理業，鉱山機械修理業
- × 各種機械部品製造修理業 [259]，船舶修理業 [313]，鉄道車両改造修理業（自家用を除く）[312]，鉄道業の鉄道車両修理工場 [421]，航空機オーバーホール業 [314]，自動車修理工場 [891]

902 電気機械器具修理業

電気機械器具の修理を行う事業所をいう。

- テレビ修理業，電気冷蔵庫修理業，電子計算機修理業，電気計測器修理業
- × 家庭用電気機械器具小売修理業 [593]，電気時計修理業 [90a]，電子複写機修理業 [901]

90a その他の修理業

ふすま，びょうぶ，巻物，掛物などの布はく又は紙はりを行う事業所，家具，時計（電気時計を含む），履物の修理を行う事業所，注文で手工鍛造，その他のかじ業を行う事業所及び楽器修理など他に分類されないその他の修理を行う事業所をいう。

ただし，次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 鋼塊，棒鋼などからハンマ，プレスなどで鍛鋼品，鍛工品を製造する事業所は「大分類E－製造業 [22a]」に，非鉄金属鍛造品を製造する事業所は「大分類E－製造業 [23a]」に分類される。
 - (2) くわ，かま，すきなどの農業用器具を製造する事業所は「大分類E－製造業 [24a]」に分類される。
- 表具業，表装業，経師業，ふすま張業，家具修理業，たんす更生業，時計修理業，電気時計修理業，履物修理業，かじ業，農業用器具修理業（手工鍛造によるもの），金物修理業，研ぎ屋，楽器修理業，電子楽器修理業，ピアノ調律・修正業，三味線修理業，かばん・袋物修理業，洋傘修理業，装身具修理業，眼鏡修理業，計量器修理業，自転車修理業，自転車タイヤ修理業，畳裏返し業

- × ふすま製造業 [133], びょうぶ製造業 [13a], 装てい(蹄)業 [01c], 家具小売修理業 [601], 時計小売修理業 [608], 楽器小売修理業 [607], 自転車小売修理業 [592], 靴小売修理業(スポーツ用を除く) [574], 自動車タイヤ修理業 [891]

中分類 91－職業紹介・労働者派遣業

この中分類には、労働者に職業をあっせんする事業所及び労働者派遣業を行う事業所が分類される。

911 職業紹介業

労働者に職業をあっせんする事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 映画出演者の紹介を行う事業所は「大分類G－情報通信業 [416]」に分類される。
 - (2) 演劇出演者の紹介を行う事業所は「大分類N－生活関連サービス業, 娯楽業 [809]」に分類される。
 - (3) 公共職業安定所(ハローワーク)は「大分類S－公務(他に分類されるものを除く) [97a]」に分類される。
- 民営職業紹介業, 看護師紹介所, 家政婦紹介所, マネキン紹介所, 配せん人紹介所, 労働者供給業, 労働者募集業, 内職あっせん業, シルバー人材センター, 家庭教師あっせん業, ファミリー・サポート・センター
 - × 映画出演者あっせん業 [416], 演劇俳優あっせん業 [809], 公共職業安定所(ハローワーク) [97a], 派出看護師業 [83a], 家庭教師派遣業 [824], 全国シルバー人材センター事業協会 [93a]

912 労働者派遣業

派遣するために雇用した労働者を、派遣先事業所からその業務の遂行等に関する指揮命令を受けてその事業所のための労働に従事させることを業とする事業所をいう。

ただし、請負によって各種事業を行っている事業所, 自らその業務の遂行等に関する指揮命令を行っている事業所は、経済活動の種類によりそれぞれの産業に分類される。

- 労働者派遣業
- × 労働者供給業 [911], 民営職業紹介業 [911], 公共職業安定所(ハローワーク) [97a], 港湾運送業 [48a], 建設業 [06a], 警備業 [923]

中分類 92－その他の事業サービス業

この中分類には、企業経営を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所が分類される。

922 建物サービス業

ビルなどの建物を対象として清掃, 保守, 機器の運転, その他維持管理についてサービスを提供する事業所をいう。

建物の消毒及び白ありなどの害虫駆除を行う事業所も本分類に含まれる。

- ビルメンテナンス業、ビル総合管理業、ビルサービス業、床磨き業、ガラスふき業、煙突掃除業、住宅消毒業、害虫駆除業（建物）、ビル清掃業、建築物飲料水管理業、建築物清掃業、建築物排水管清掃業、給水用タンク洗浄業（産業用設備洗浄業を除く）、電車清掃業、船舶清掃業
- × 清掃業（廃棄物収集運搬・処理業）〔88a〕、産業用設備洗浄業〔92a〕、ビル管理業〔69a〕、警備業〔923〕、物品消毒業〔849〕、農作物害虫駆除業〔01c〕、エレベータ保守業〔901〕、ハウスクリーニング業（個人宅）〔79c〕

923 警備業

事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生の警戒及び防止並びに人身の安全の確保若しくは、貴重品等の運搬の際の盗難等の事故の発生の警戒及び防止の業務を請負う事業所をいう。

- 警備業、警備保障業

92a 他に分類されない事業サービス業

速記、ワープロ入力、複写加工を行う事業所、展示等に係る調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工監理を一貫して行う事業所、産業用各種設備機器、配管設備、貯水槽及び上下水道管を洗浄する事業所、屋号などの看板書き（単純な加工を注文によって行うものを含む）を行う事業所、電話等により顧客サポート、苦情対応などの顧客対応の窓口業務を専門的に行う事業所及び集金業など他に分類されないその他の事業に対するサービスを提供する事業所をいう。

通信販売などの受注、消費者からの問い合わせ・苦情などを電話等で受け付ける事業所、電話をかけて購買を勧誘する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 情報を記録した物を製造する事業所は「大分類E－製造業〔32c〕」に分類される。
 - (2) 新聞の発行を行う事業所は「大分類G－情報通信業〔413〕」に、書籍等の出版を行う事業所は「大分類G－情報通信業〔414〕」に分類される。
 - (3) 看板の規格品などを大量に製造する事業所は「大分類E－製造業〔21a, 32c〕」に分類される。
 - (4) 屋外広告に係る総合的なサービスを提供する事業所は「大分類L－学術研究、専門・技術サービス業〔731〕」に分類される。
- 速記業、あて名書業、ワープロ入力請負業、青写真業、複写業、トレース業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、プラント洗浄業、看板書き業、コールセンター業、テレマーケティング業、集金業、陸送業、商品展示所、パーティ請負業、レッカー車業、はく（箔）押し業（印刷物以外のものに行うもの）、液化石油ガス（LPG）充てん業、包装業、ディーラーヘルプ業、著作権管理業、メーリングサービス業、サンプル配布業、ちんどん屋、ポスティング業、自家用自動車管理業、イベント企画業、電話事務代行業、展示会（見本市を含む）企画・運営業
 - × 新聞業〔413〕、出版業〔414〕、印刷業〔151〕、写真フィルム複写業〔79c〕、屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）〔731〕、ビルメンテナンス業〔922〕、看板製造業（看板書き及び看板書きを行うもので単純な加工を行うものを除く）〔21a, 32c〕、マーケティングリサーチ業〔392〕、サルベージ業〔48a〕、こん包業〔48a〕、室内装飾工事業〔06a〕、インテリアデザイン業〔726〕、はく（箔）押し業（印刷物）〔153〕、打ちはく（箔）業〔24a〕

中分類 93—政治・経済・文化団体

93a 政治・経済・文化団体

経済団体、労働団体、学術文化団体、政治団体などの他に分類されない非営利的団体をいう。
ただし、信用事業又は共済事業と併せて、各種の事業を行う協同組合は「大分類Q—複合サービス事業 [87a]」に分類される。

- 商工会議所，日本経済団体連合会，経済同友会，全国商工会連合会，全国中小企業団体中央会，生命保険協会，全国銀行協会，日本百貨店協会，日本乳業協会，石油鉱業連盟，板硝子協会，日本造船工業会，日本プラスチック工業連盟，日本産業機械工業会，日本鉄鋼連盟，電子情報技術産業協会，日本自動車工業会，石油化学工業協会，セメント協会，日本紡績協会，日本化学繊維協会，日本陶業連盟，日本鉱業協会，石油連盟，電気事業連合会，日本ガス協会，日本医師会，日本看護協会，日本弁護士連合会，日本労働組合総連合会，全国労働組合総連合，全国労働組合連絡協議会，日本学術振興会，日本地理学会，日本学士院，日本医学会，日本芸術院，国際文化協会，政治結社，学士会，同好会，親交会，納税協会，日本スポーツ協会，育英会，日本棋院，将棋連盟，YMCA，後援会事務所，NHKから国民を守る党，公明党，国民民主党，社会民主党，自由民主党，日本維新の会，日本共産党，立憲民主党，れいわ新選組（※政党名については、総務省ホームページ掲載の「政党・政治資金団体一覧（令和元年9月17日現在）」による。）
- × 農業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて各種の事業を行うもの）[87a]，観光協会 [48a]

中分類 94—宗教

94a 宗教

神道系，仏教系，キリスト教系及びその他の宗教の各宗教系統ごとに，礼拝施設を備える宗教団体である神社，寺院，教会等並びにこれらを包括する宗教団体の事務所である教務本庁，宗務所，教団事務所等をいう。

神社，寺院，教会などが，同一敷地内で結婚式場，駐車場，保育所などの事業を併せて行っている場合でも本分類に含める。

ただし，別法人で宗教活動以外の事業を行っている場合は，別の事業所として，それぞれの産業に分類される。

- 神宮，神社，神道教会，神社本庁，寺院，仏教教会，仏教宗務庁，仏教教庁，キリスト教教会，修道院，布教所，教団事務所，キリスト教系事務所，キリスト教系事務局，教会（神道，仏教，キリスト教以外），教団本部（神道，仏教，キリスト教以外）

中分類 95—その他のサービス業

95a その他のサービス業

講演会，展示会，集会など各種集会及び催しの利用に供する施設を運営する事業所，食用に供する目的で獣畜（牛，馬，豚，めん羊及び山羊をいう）をと殺し又は解体するために設けられた事業所及び中央卸売市場など他に分類されないサービスを提供する事業所をいう。

獣畜のと殺又は解体を請負う事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 政治・経済・文化団体など他に分類されない非営利的団体と同一場所にあるこれら団体運営の集会場は「中分類 93－政治・経済・文化団体 [93a]」に分類される。
 - (2) 肉製品製造のために一貫作業としてと殺を行う事業所は「大分類 E－製造業 [091]」に分類される。
 - (3) 毛皮獣をと殺し、毛皮の調整及び染色を行う事業所は「大分類 E－製造業 [20d]」に分類される。
- 集会場，県民会館，文化会館，公会堂，勤労会館，婦人会館，と殺業，と畜場，と畜請負業，中央卸売市場，地方卸売市場，家畜保健衛生所
- × 体育館 [80c]，商品展示所 [92a]，共済組合宿泊所 [75a]，公民館 [821]，老人福祉センター [85n]，毛皮製造業 [20d]，死亡獣畜取扱場 [88a]，保健所 [84a]，動物検疫所 [97a]，植物防疫所 [97a]，公設市場（地方公共団体）[69a]

中分類 96－外国公務

96a 外国公務

日本国内に駐在する外国政府及び国際機関などの事業所をいう。

- 大使館，総領事館，外国政府代表部，国際連合広報センター，国際連合開発計画駐日代表事務所，アジア生産性機構，国際労働機関駐日事務所，国連大学，国連地域開発センター，在日米軍施設
- × アメリカンスクール [817]，中華学校 [817]，朝鮮学校 [817]

大分類S－公務（他に分類されるものを除く）

総 説

この大分類には、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署が分類される。

なお、国又は地方公共団体の官公署で、社会公共のために主に権力によらない業務を行う事業所は、一般の産業と同様にその行う業務により、それぞれの産業に分類される。

◎ 事業所

国及び地方公共団体の分類単位は、法令により独立の機関として置かれている組織体が原則として一事業所となる。

同一の場所に幾つかの単位が所在しているとき又は法令により独立の機関として置かれている組織体であっても場所が離れている場合にはそれぞれが別々の事業所となる。また、鉄道事業、軌道事業、自動車運送事業、水運事業、電気事業、ガス事業、水道事業などの公営企業、競輪事業、競馬事業などの収益事業、公営住宅の所有運用、直営建設工事などを行う官公署の一部局は本来の行政事務を行う部局と区分して別々の事業所とする。

◎ 公務と他産業との関係

下記のような業務を行う官公署は、その行う業務により、公務以外のそれぞれの産業に分類されるので注意しなければならない。

- (1) 農産物（桑，繭，家畜を含む）の生産，配付を行う事業所
- (2) 国有林野及び公有林野の直接管理，経営を行う事業所
- (3) 魚貝類の養殖及び種苗の生産，配付などを行う事業所
- (4) 岩石，砂利，砂などの採取を行う事業所
- (5) 道路，橋りょう，河川，砂防，港湾，開拓，干拓，農業水利など国及び地方公共団体が公共のための建設工事を施工監理又は直営で行う事業所
- (6) 印刷物，土石製品，肥料などの製造を行う事業所
- (7) 電気，ガス，水道の供給を行う事業所
- (8) 鉄道，軌道，道路運送，海運などの運送事業並びに空港，灯台，ふ頭などの海上，航空又は陸上運送に必要な営造物の管理その他の運輸に附帯するサービス業務を行う事業所
- (9) 食料品その他の商品の売買を行う事業所
- (10) 公営住宅の管理及びその他の不動産の賃貸などを行う事業所
- (11) 自然科学及び人文・社会科学に関する試験研究施設
- (12) 火葬場，墓地，公衆浴場，宿泊所，結婚式場などの市民サービスを提供する事業所
- (13) 競輪，競馬その他類似の事業を行う事業所
- (14) 幼稚園，小学校，中学校，高等学校，大学，看護師養成所などの学校教育施設，農業大学校などの教育施設，職員の養成及び研修施設
- (15) 図書館，博物館，美術館，動物園，植物園，水族館，公民館などの社会教育施設
- (16) 病院，診療所，保健所などの医療保健のサービスを提供する事業所
- (17) 社会福祉事務所，児童福祉施設，老人福祉施設，障害者支援施設，訪問介護事業所などの社会福祉施設
- (18) 機械器具の修理を行う事業所
- (19) と畜場，ごみ処理場，汚物処理場，死亡獣畜取扱場などの施設
- (20) 各種生産物，家畜などの検査，検定，事業経営及び技術の相談，指導，地方物産のあっせん，陳列など企業経営を対象としてサービスを提供する事業所

中分類 97－国家公務

97a 国家公務

国の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う事業所をいう。

国会

- 衆議院，参議院，裁判官弾劾裁判所，裁判官訴追委員会
- × 憲政記念館〔821〕，国立国会図書館・分館〔821〕

裁判所

- 最高裁判所，高等裁判所・支部・部，地方裁判所・支部・部，家庭裁判所・支部・部・出張所，簡易裁判所，検察審査会事務局
- × 司法研修所〔822〕，裁判所職員総合研修所〔822〕

会計検査院

- 会計検査院

内閣

- 内閣官房，内閣法制局

人事院

- 国家公務員倫理審査会事務局，地方事務局，沖縄事務所
- × 公務員研修所〔822〕

内閣府

- 本府
 - 迎賓館，北方対策本部，国際平和協力本部，日本学会会議事務局，沖縄総合事務局・陸運事務所・運輸事務所
 - 宮内庁
 - 正倉院事務所，京都事務所，陵墓監区事務所，御用邸管理事務所
 - 公正取引委員会
 - 公正取引委員会事務総局・地方事務所
 - 国家公安委員会
 - 警察庁・皇宮警察本部（同護衛署），管区警察局，警察情報通信部
 - 個人情報保護委員会
 - 個人情報保護委員会事務局
 - 金融庁
 - 証券取引等監視委員会事務局，公認会計士・監査審査会事務局
 - 消費者庁
- × 経済社会総合研究所〔71a〕，国道事務所〔742〕，農業水利事業所〔742〕，国営沖縄記念公園事務所〔80c〕
 - 宮内庁病院〔831〕，御料牧場〔01a〕，皇居東御苑管理事務所〔80c〕
 - 警察大学校〔822〕・警察情報通信研究センター〔71a〕・附属警察情報通信学校〔822〕，科学

警察研究所〔71a〕，皇宮警察學校〔822〕，管區警察學校〔822〕

復興庁

- 復興庁
地方復興局・支所

総務省

- 本省
統計局，管区行政評価局・四国行政評価支局・行政評価事務所・行政監視行政相談センター・沖縄行政評価事務所，総合通信局・出張所，沖縄総合通信事務所，中央選挙管理会
公害等調整委員会
公害等調整委員会事務局
消防庁
- × 自治大学校〔822〕，情報通信政策研究所〔71a〕，統計研究研修所〔822〕，消防大学校〔822〕

法務省

- 本省
刑務所，少年刑務所，拘置所，少年鑑別所，婦人補導院，法務局・支局・出張所，地方法務局・支局・出張所，矯正管区，地方更生保護委員会，保護観察所
検察庁
最高検察庁，高等検察庁・支部，地方検察庁・支部，区検察庁
出入国在留管理庁
地方出入国在留管理局・支局・出張所，入国者収容所（入国管理センター）
公安審査委員会
公安審査委員会事務局
公安調査庁
公安調査局，公安調査事務所
- × 法務総合研究所・支所〔71a〕，矯正研修所・支所〔822〕，少年院〔822〕，公安調査庁研修所〔822〕

外務省

- 本省
- × 外務省研修所〔822〕

財務省

- 本省
財務局・福岡財務支局・財務事務所・出張所，税関・税関支署・出張所・支署出張所・監視署・支署監視署，沖縄地区税関
国税庁
国税不服審判所，国税局・税務署，沖縄国税事務所・税務署
- × 財務総合政策研究所〔71a〕，財務総合政策研究所研修部・研修支所〔822〕，会計センター（研修部）〔822〕，関税中央分析所〔71a〕，税関研修所・支所〔822〕，税務大学校・地方研修所〔822〕

文部科学省

- 本省
地震調査研究推進本部，日本ユネスコ国内委員会
スポーツ庁
文化庁
- × 国立教育政策研究所〔71a〕，科学技術・学術政策研究所〔71a〕，日本学士院〔93a〕，日本芸術院〔93a〕

厚生労働省

- 本省
地方厚生局・支局，地方麻薬取締支所，都道府県労働局・労働基準監督署，公共職業安定所（ハローワーク）・出張所
中央労働委員会
中央労働委員会事務局・地方事務所
- × 国立障害者リハビリテーションセンター〔855〕・病院〔831〕・研究所〔71a〕・学院〔817〕，国立福祉型障害児入所施設（秩父学園）〔853〕・国立光明寮（視力障害センター）〔855〕・国立保養所（重度障害者センター）〔855〕，国立社会保障・人口問題研究所〔71a〕，国立医薬品食品衛生研究所〔71a〕・安全性生物試験研究センター〔71a〕，検疫所・支所・出張所〔849〕・輸入食品・検疫検査センター〔849〕，国立保健医療科学院〔71a〕，国立感染症研究所〔71a〕・ハンセン病研究センター〔71a〕，国立児童自立支援施設（きぬ川・武蔵野学院）〔822〕・附属児童自立支援専門員養成所〔822〕

農林水産省

- 本省
農林水産技術会議事務局，地方農政局・北海道農政事務所，県域拠点・駐在所，動物医薬品検査所，植物防疫所・支所・出張所，那覇植物防疫事務所・出張所，動物検疫所・支所・出張所
林野庁
水産庁
漁業調整事務所
- × 農林水産研修所〔822〕，農林水産政策研究所〔71a〕
農地整備事業所〔742〕，農地保全事業所〔742〕，海岸保全事業所〔742〕，農地防災事業所〔742〕，干拓事務所〔742〕，干拓建設事業所〔742〕，土地改良技術事務所〔742〕，土地改良調査管理事務所・支所〔742〕・ダム管理所〔01c〕・犬山頭首工管理所〔01c〕，農業水利事業所・支所〔742〕
森林管理局〔02a〕・森林技術・支援センター〔71a〕・森林管理署・支署・森林事務所〔02a〕，森林技術総合研修所〔822〕・林業機械化センター〔822〕

経済産業省

- 本省
経済産業局・通商事務所・アルコール事務所，産業保安監督部，那覇産業保安監督事務所
資源エネルギー庁
特許庁
中小企業庁

× 経済産業研修所〔822〕

国土交通省

○ 本省

小笠原総合事務所，海難審判所，地方整備局・ダム管理所，北海道開発局・ダム統合管理事務所，地方運輸局・運輸支局（自動車検査登録事務所・海事事務所），地方航空局・空港事務所・出張所・航空衛星センター

運輸安全委員会

運輸安全委員会事務局

観光庁

気象庁

管区气象台・地方气象台・測候所，気象衛星センター

海上保安庁

管区海上保安本部

海上保安（監）部・海上保安署・航空基地・特殊救難基地

× 国土地理院〔742〕・測地観測所〔742〕・地方測量部〔742〕・沖縄支所〔742〕・測地観測センター〔742〕・地理地殻活動研究センター〔71a〕，公園管理所〔80c〕，営繕事務所〔742〕，公園事務所〔742〕，導水工事事務所〔742〕，空港整備事務所〔742〕，ダム工事事務所〔742〕，港湾事務所〔742〕，港湾・空港整備事務所〔742〕，上流・下流河川事務所〔742〕，国道事務所・出張所〔742〕，砂防事務所・出張所〔742〕，総合開発工事事務所〔742〕，空港・航空路監視レーダー事務所〔48a〕，航空無線標識所〔48a〕，航空無線通信所〔48a〕，航空交通管制部〔48a〕，国土交通政策研究所〔71a〕，国土交通大学校〔822〕・研修センター〔822〕，航空保安大学校〔822〕・研修センター〔822〕

気象測器検定試験センター〔71a〕，地磁気観測所〔71a〕，高層气象台〔71a〕，気象大学校〔822〕

海上保安試験研究センター〔71a〕，海上保安大学校〔822〕・図書館〔821〕，海上保安学校・分校〔822〕，水路観測所〔48a〕，海上交通センター〔48a〕，航路標識事務所〔48a〕

環境省

○ 本省

地方環境事務所

原子力規制委員会

原子力規制庁

× 自然保護官事務所〔80c〕，環境調査研修所〔822〕，生物多様性センター〔821〕，国民公園管理事務所〔80c〕，原子力安全人材育成センター〔822〕

防衛省

○ 本省

統合幕僚監部，情報本部，防衛監察本部，地方防衛局・支局・事務所

陸上幕僚監部

陸上総隊，方面隊，補給統制本部

海上幕僚監部

自衛艦隊，地方隊・地方総監部・部隊，補給本部・補給処

航空幕僚監部

航空総隊・航空方面・団・群・隊，航空支援集団・団・隊，航空教育集団・団・隊，航空開発実験集団・団・隊，補給本部・補給処

防衛装備庁

- × 統合幕僚学校〔822〕, 自衛隊幹部学校〔822〕, 自衛隊体育学校〔822〕, 自衛隊中央病院〔831〕, 自衛隊地区病院〔831〕, 防衛大学校〔822〕, 防衛医科大学校〔822〕, 研究所〔71a〕・試験場〔71a〕, 防衛研究所〔71a〕

中分類 98—地方公務

この中分類には、都道府県庁、市区役所、町村役場、地方公共団体の組合及びその地方機関など本来の立法事務及び地方行政事務を行う事業所が分類される。

981 都道府県機関

都道府県庁及びその地方機関などであって、本来の立法事務及び地方行政事務を行う事業所をいう。

- 都道府県議会，議会事務局
 都道府県庁・支庁・行政委員会
 地方事務所，総務事務所，税務事務所，給与事務所，東京事務所，労政事務所，農林事務所，林業事務所（公有林の育林管理を行わないもの），林務事務所・出張所，山林事務所，土地改良事務所，ダム管理事務所，水産事務所，旅券事務所（パスポートセンター），地方振興事務所
 教育委員会，教育委員会事務局，教育庁・事務所・出張所
 公安委員会，道府県警察本部（警視庁），方面本部，警察署
 選挙管理委員会，選挙管理委員会事務局
 監査委員，監査委員事務局
 内水面漁場管理委員会，内水面漁場管理委員会事務局
 海区漁業調整委員会，海区漁業調整委員会事務局
 収用委員会，収用委員会事務局
 労働委員会，労働委員会事務局
 人事委員会，人事委員会事務局
- × 県民生活センター〔95a〕, 県民相談センター〔95a〕, 消費生活センター〔95a〕, 大学〔81a〕・附属病院〔831〕, 短期大学〔81a〕, 職員研修所〔822〕, 自治研修所〔822〕, 消防学校（訓練所）〔822〕, 印刷工場（印刷所）〔151〕, 県民会館〔95a〕, 職員宿泊所〔75a〕, 運動公園〔80c〕, 野球場〔80c〕, 公営事業所（競輪・競馬・モータボート）〔803〕
 福祉事務所〔85a〕, 老人ホーム〔85n〕, 介護老人保健施設〔85n〕, 老人福祉センター〔85n〕, 児童相談所〔853〕, 乳児院〔853〕, 母子生活支援施設〔853〕, 保育所〔853〕, 児童養護施設〔853〕, 知的障害児施設〔853〕, 肢体不自由児施設〔853〕, 母子・父子福祉センター〔853〕, 児童館〔853〕, 児童自立支援施設〔822〕, 障害者支援施設〔855〕, 総合療育訓練センター〔853〕, 障害者福祉センター〔855〕, 婦人・女性相談所〔859〕, 障害者職業能力開発校〔822〕, 点字図書館〔821〕, 診療所〔832〕, 病院〔831〕, 保健所・支所〔84a〕, 衛生研究所〔71a〕, 薬事研究所〔71a〕, 衛生検査所〔83a〕, 保健師・助産師・看護師専門学校（養成所）〔817〕, がん・成人病センター〔831〕
 労働経済研究所〔71a〕, 労働会館〔95a〕, 中小企業労働相談所〔92a〕, 女性就業援助センター〔822〕
 物産観光あっせん所〔92a〕, 競輪場〔803〕, 計量検定所〔744〕, 工業試験場〔71a〕, 工業技術センター〔71a〕・工業指導所〔74a〕, 中央卸売市場・分場〔95a〕
 農業大学校〔822〕, 園芸試験場〔71a〕, 家畜病性鑑定所〔95a〕, 営農センター〔74a〕, 農業試験場・分場〔71a〕, 農業総合研究所〔71a〕, 原種農場〔01〕, 普及指導センター〔74a〕,

病虫害防除所〔95a〕

畜産試験場〔71a〕, 家畜保健衛生所・支所〔95a〕, 家畜衛生試験所〔71a〕, 牧場〔01a, 01c〕, 種畜場〔01c〕, 肥飼料検査所〔744〕, 競馬事務局〔803〕, 競馬場〔803〕, 林務署〔02a〕, 山林事業所〔02a〕, 治山事務所（主として造林を行うもの）〔02a〕, 治山事務所（主として復旧工事の管理を行うもの）〔742〕, 林道建設事務所〔742〕, 林業試験場〔71a〕, 林業指導所〔74a〕, 土地改良事務所（土地改良工事の管理を行うもの）〔742〕, 緑化センター〔74a〕, 県有林事務所〔02a〕, 林木育種場〔02a〕, 水産試験場・分場〔71a〕, 漁業研究所〔71a〕, 水族館〔821〕, 水産業改良普及所〔74a〕, 水産増殖センター〔04a〕, あゆ種苗センター〔04a〕, 栽培漁業センター〔04a〕

土木事務所〔742〕, 土木出張所〔742〕, 砂防工事事務所〔742〕, 総合開発工事事務所〔742〕, ダム建設事務所〔742〕, 港務所（港湾管理事務所）〔48a〕, 有料道路管理事務所〔48a〕, 土木技術研究所〔71a〕, 公園管理事務所〔80c〕, 空港（空港管理事務所）〔48a〕, 土地区画整理事務所〔742〕, 建設技術センター（土木建築に対する専門サービスを提供するもの）〔742〕, 土木現業所〔742〕, 河川改修事務所〔742〕, 営繕工事事務所〔742〕

電気局〔331〕, 発電所〔331〕, 発電管理事務所〔331〕, 変電所〔331〕, 電気局事務所〔331〕, 発電所建設事務所〔742〕, 工業用水道事務所〔36a〕, 水道局〔36a〕, 水道局営業所〔36a〕, 工事事務所〔742〕, 浄水場〔36a〕, 配水事務所〔36a〕, 貯水池管理事務所〔36a〕, 下水道局〔36a〕, 下水処理場〔36a〕, 下水ポンプ場〔36a〕

交通局（部）〔421, 43a〕, 電車営業所〔421〕, 電車車両整備工場〔421〕

清掃局〔88a〕, 清掃事務所〔88a〕, 清掃作業所〔88a〕

高等学校〔81a〕, 特別支援学校〔81a〕, 幼稚園〔81a〕, 高等技術専門学院〔822〕, 図書館〔821〕, 博物館〔821〕, 美術館〔821〕, 体育館〔80c〕, 教育会館〔95a〕, 教育研究所〔71a〕, 教育研修所〔822〕, 青年の家〔821〕, 理科教育センター〔822〕, 警察学校〔822〕, 社会福祉研修所〔822〕, 職業訓練センター〔822〕, 情報処理教育センター〔822〕, 歴史民俗資料館〔821〕, 少年自然の家〔821〕, 青少年センター〔821〕, 農業教育共同実習所〔822〕, 水産共同実習所〔822〕

982 市町村機関

市区役所, 町村役場及びその地方機関などであって, 本来の立法事務及び地方行政事務を行う事業所をいう。

○ 市（区）町村議会, 議会事務局

市（区）役所・町村役場・支所・出張所, 行政委員会, 東京事務所, 税務事務所, 青少年相談センター, 農政事務所, 市史編さん室, 青少年補導センター, 消防本部（消防局）・消防署

教育委員会, 教育委員会事務局

選挙管理委員会, 選挙管理委員会事務局

公平（人事）委員会, 公平（人事）委員会事務局

農業委員会, 農業委員会事務局

消防組合・消防署, 広域行政事務組合, ダム管理組合

× 消費生活センター〔95a〕, 市民相談センター〔95a〕, 職員研修所〔822〕, 印刷所〔151〕, 公会堂〔95a〕, 体育館〔80c〕, 区民会館管理事務所〔95a〕, 文化会館〔95a〕, 大学〔81a〕, 短期大学〔81a〕, 消防学校〔822〕, 公文書館〔821〕, 勤労者センター〔95a〕, 勤労青少年センター〔95a〕, 勤労青少年ホーム〔95a〕, 勤労者家庭支援施設〔821〕

福祉事務所〔85a〕, 老人ホーム〔85n〕, 老人福祉センター〔85n〕, 介護老人保健施設〔85n〕, 救護施設〔859〕, 更生施設〔855, 859〕, 授産施設〔855, 859〕, 宿所提供施設〔859〕, 乳児院〔853〕, 母子生活支援施設〔853〕, 保育所〔853〕, 児童養護施設〔853〕, 知的障害児施設〔853〕, 盲ろうあ児施設〔853〕, 肢体不自由児施設〔853〕, 児童自立支援施設〔822〕, 児童

相談所〔853〕, 児童館〔853〕, 障害者支援施設〔855〕, 母子・父子福祉センター〔853〕, 公衆浴場〔78a〕, 職業訓練校〔822〕, 簡易宿泊所〔75a〕, 障害者リハビリテーションセンター〔855〕, 隣保館〔859〕, 母子健康センター〔84a〕, 保健所〔84a〕, 市町村保健センター〔84a〕, 農村検診センター〔84a〕, 精神保健福祉センター〔84a〕, 病院〔831〕, 診療所〔832〕, 助産所〔83a〕, 衛生研究所〔71a〕, 公害研究所〔71a〕, 保健・看護・准看護学校〔817〕, 火葬場〔79a〕, 斎場〔79a〕, 霊園管理事務所〔79a〕, 清掃事務所〔88a〕, ごみ焼却場〔88a〕, し尿処分場〔88a〕, と畜場〔95a〕, 死亡獣畜取扱場〔88a〕, 食肉処理場〔95a〕, 清掃局〔88a〕, 住宅管理課〔692〕, 動物管理センター〔849〕
食肉衛生検査所〔849〕, 食品衛生検査所〔849〕, 食肉センター〔95a〕
中央卸売市場(分場)〔95a〕, 市営小売市場〔69a〕, 公設市場〔69a〕, 商工相談所〔92a〕, 計量検査所〔744〕, 観光案内所〔48a〕, ユースホステル〔75a〕, 遊園地〔80c〕, 工業研究所〔71a〕, 工業試験場〔71a〕, 農業試験場〔71a〕, 農業指導所〔74a〕, 製茶工場〔103〕, 製氷所〔104〕, 製材所〔121〕, 木材乾燥工場〔129〕, 家畜診療所〔741〕, 水産ふ化場〔04a〕, 休養施設〔75a〕, 保養センター〔75a〕
土木事務所〔742〕, 建設事務所〔742〕, 土木工営所〔742〕, 土地区画整理事務所〔742〕, 埋立工事事務所〔742〕, 港湾建設事務所〔742〕, 下水道建設事務所〔742〕, 公園管理事務所〔80c〕, 運動場管理事務所〔80c〕, 動物園〔821〕, ふ頭事務所〔48a〕, 港湾管理事務所〔48a〕, 港務所〔48a〕, 渡船事務所〔45a〕
競馬(競輪)事務所〔803〕, 競輪場〔803〕, 競輪事業部〔803〕, 競馬場〔803〕, 競艇事業課〔803〕, 競艇場〔803〕
水道局(部・課・係)〔36a〕, 船舶給水所〔36a〕, 浄水場〔36a〕, 配水場〔36a〕, 加圧ポンプ場〔36a〕, 漏水管理事務所〔36a〕, 水源池事務所〔36a〕, 貯水池建設事務所〔742〕, 下水ポンプ場〔36a〕, 排水ポンプ所〔36a〕, 汚泥処理センター〔36a〕, ガス局(部・課)〔341〕, ガス局営業所〔341〕, ガス製造工場〔341〕, 浄水場管理事務所〔36a〕, 配水管理事務所〔36a〕, 下水道局(部・課・係)〔36a〕, 下水道管理事務所〔36a〕
交通局(部・課)〔42, 43〕, 運輸局〔42, 43〕, 交通事業課〔42, 43〕, 運輸事務所〔42, 43〕, 交通事務所〔42, 43〕, 電車営業所〔421〕, 変電区〔421〕, 自動車営業所〔43a〕, 観光貸切自動車営業所〔43a〕, 鉄道建設事務所〔742〕, 電車車両整備工場〔421〕, 索道事業所〔421〕, ロープウェイ事務所〔421〕, 交通局教習所〔822〕, 運転指令所〔421〕, 駅務区〔421〕, 運転区〔421〕
幼稚園〔81a〕, 小学校〔81a〕, 中学校〔81a〕, 高等学校〔81a〕, 特別支援学校〔81a〕, 幼保連携型認定こども園〔81a〕, 図書館〔821〕, 博物館〔821〕, 美術館〔821〕, 水族館〔821〕, 公民館〔821〕, 教育研究所〔71a〕, 理科教育センター〔822〕, 青年の家〔821〕, 音楽堂〔80a〕, 給食センター〔772〕, 高等専修学校〔817〕, 埋蔵文化財調査センター〔71a〕, 資料館〔821〕
病院組合〔831〕, 火葬場組合〔79a〕, 火葬場〔79a〕, 組合立小学校・中学校・高等学校〔81a〕, 水道組合〔36a〕, 競輪事務組合〔803〕, 港管理組合〔48a〕, 食肉センター組合〔95a〕, 競艇組合〔803〕, 山林管理事務所組合〔02a〕, 学校給食組合〔772〕, 教育研修センター組合〔822〕, 知的障害児施設組合〔853〕, 老人福祉施設組合〔85n〕, 地方卸売市場組合〔95a〕

大分類 T－分類不能の産業

総 説

この大分類には、産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。

これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

中分類 99－分類不能の産業

999 分類不能の産業

産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。

これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

参 考

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）との分類項目比較対照表

日本標準産業分類（平成25年10月改定）との分類項目比較対照表

令和2年国勢調査に用いる産業分類の分類項目は、平成27年国勢調査と同様である。

令和2年国勢調査に用いる産業分類	日本標準産業分類（平成25年10月改定）
A 農業，林業	A 農業，林業
01 農業	01 農業
01a 農業（農業サービス業を除く）	011 耕種農業 012 畜産農業
01c 農業サービス業	013 農業サービス業（園芸サービス業を除く） 014 園芸サービス業
02 林業	02 林業
02a 林業	021 育林業 022 素材生産業 023 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く） 024 林業サービス業 029 その他の林業
B 漁業	B 漁業
03 漁業（水産養殖業を除く）	03 漁業（水産養殖業を除く）
03a 漁業（水産養殖業を除く）	031 海面漁業 032 内水面漁業
04 水産養殖業	04 水産養殖業
04a 水産養殖業	041 海面養殖業 042 内水面養殖業
C 鉱業，採石業，砂利採取業	C 鉱業，採石業，砂利採取業
05 鉱業，採石業，砂利採取業	05 鉱業，採石業，砂利採取業
05a 鉱業，採石業，砂利採取業	051 金属鉱業 052 石炭・亜炭鉱業 053 原油・天然ガス鉱業 054 採石業，砂・砂利・玉石採取業 055 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） 059 その他の鉱業
D 建設業	D 建設業
06 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
06a 建設業	061 一般土木建築工事業 062 土木工事業（舗装工事業を除く） 063 舗装工事業 064 建築工事業（木造建築工事業を除く） 065 木造建築工事業 066 建築リフォーム工事業 071 大工工事業 072 とび・土工・コンクリート工事業 073 鉄骨・鉄筋工事業 074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業 075 左官工事業 076 板金・金物工事業 077 塗装工事業 078 床・内装工事業 079 その他の職別工事業 081 電気工事業 082 電気通信・信号装置工事業 083 管工事業（さく井工事業を除く） 084 機械器具設置工事業 089 その他の設備工事業

令和2年国勢調査に用いる産業分類	日本標準産業分類（平成25年10月改定）
E 製造業	E 製造業
09 食料品製造業	09 食料品製造業
091 畜産食料品製造業	091 畜産食料品製造業
092 水産食料品製造業	092 水産食料品製造業
093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
094 調味料製造業	094 調味料製造業
095 糖類製造業	095 糖類製造業
096 精穀・製粉業	096 精穀・製粉業
097 パン・菓子製造業	097 パン・菓子製造業
098 動植物油脂製造業	098 動植物油脂製造業
09n めん類製造業	
09p その他の食料品製造業	099 その他の食料品製造業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業
101 清涼飲料製造業	101 清涼飲料製造業
102 酒類製造業	102 酒類製造業
103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）	103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
104 製氷業	104 製氷業
105 たばこ製造業	105 たばこ製造業
106 飼料・有機質肥料製造業	106 飼料・有機質肥料製造業
11 繊維工業	11 繊維工業
111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業
112 織物業	112 織物業
113 ニット生地製造業	113 ニット生地製造業
114 染色整理業	114 染色整理業
115 網・網・レース・繊維粗製品製造業	115 網・網・レース・繊維粗製品製造業
	116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）
11a 衣服・繊維製身の回り品製造業	117 下着類製造業
	118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
119 その他の繊維製品製造業	119 その他の繊維製品製造業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	12 木材・木製品製造業（家具を除く）
121 製材業、木製品製造業	121 製材業、木製品製造業
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	122 造作材・合板・建築用組立材料製造業
123 木製容器製造業（竹、とうを含む）	123 木製容器製造業（竹、とうを含む）
129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）	129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）
13 家具・装備品製造業	13 家具・装備品製造業
131 家具製造業	131 家具製造業
133 建具製造業	133 建具製造業
	132 宗教用具製造業
13a その他の家具・装備品製造業	139 その他の家具・装備品製造業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
14a パルプ・紙製造業	141 パルプ製造業
	142 紙製造業
145 紙製容器製造業	145 紙製容器製造業
	143 加工紙製造業
14c その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	144 紙製品製造業
	149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
15 印刷・同関連業	15 印刷・同関連業
151 印刷業	151 印刷業
153 製本業、印刷物加工業	153 製本業、印刷物加工業
	152 製版業
15a 印刷関連サービス業	159 印刷関連サービス業
16 化学工業	16 化学工業
161 化学肥料製造業	161 化学肥料製造業

令和2年国勢調査に用いる産業分類	日本標準産業分類（平成25年10月改定）
16a 化学工業製品製造業	162 無機化学工業製品製造業 163 有機化学工業製品製造業
164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
165 医薬品製造業	165 医薬品製造業
166 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	166 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業
169 その他の化学工業	169 その他の化学工業
17 石油製品・石炭製品製造業	17 石油製品・石炭製品製造業
171 石油精製業	171 石油精製業
17a その他の石油製品・石炭製品製造業	172 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） 173 コークス製造業 174 舗装材料製造業 179 その他の石油製品・石炭製品製造業
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
18a プラスチック製品製造業（別掲を除く）	181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業 182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業 183 工業用プラスチック製品製造業 184 発泡・強化プラスチック製品製造業 185 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む） 189 その他のプラスチック製品製造業
19 ゴム製品製造業	19 ゴム製品製造業
191 タイヤ・チューブ製造業	191 タイヤ・チューブ製造業
192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
19a その他のゴム製品製造業	193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業 199 その他のゴム製品製造業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
20a 革製履物・同材料・同附属品製造業	203 革製履物用材料・同附属品製造業 204 革製履物製造業
20c かばん・袋物製造業	206 かばん製造業 207 袋物製造業
20d その他のなめし革製品・毛皮製造業	201 なめし革製造業 202 工業用革製品製造業（手袋を除く） 205 革製手袋製造業 208 毛皮製造業 209 その他のなめし革製品製造業
21 窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品製造業
211 ガラス・同製品製造業	211 ガラス・同製品製造業
212 セメント・同製品製造業	212 セメント・同製品製造業
213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）	213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）
214 陶磁器・同関連製品製造業	214 陶磁器・同関連製品製造業
21a その他の窯業・土石製品製造業	215 耐火物製造業 216 炭素・黒鉛製品製造業 217 研磨材・同製品製造業 218 骨材・石工品等製造業 219 その他の窯業・土石製品製造業

令和2年国勢調査に用いる産業分類	日本標準産業分類（平成25年10月改定）
22 鉄鋼業	22 鉄鋼業
22a 鉄鋼業	221 製鉄業 222 製鋼・製鋼圧延業 223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く） 224 表面処理鋼材製造業 225 鉄素形材製造業 229 その他の鉄鋼業
23 非鉄金属製造業	23 非鉄金属製造業
23a 非鉄金属製造業	231 非鉄金属第1次製錬・精製業 232 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む） 233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む） 234 電線・ケーブル製造業 235 非鉄金属素形材製造業 239 その他の非鉄金属製造業
24 金属製品製造業	24 金属製品製造業
24a 金属製品製造業	241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業 244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む） 245 金属素形材製品製造業 246 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろく鉄器を除く） 247 金属線製品製造業（ねじ類を除く） 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 249 その他の金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業	25 はん用機械器具製造業
251 ボイラ・原動機製造業	251 ボイラ・原動機製造業
252 ポンプ・圧縮機器製造業	252 ポンプ・圧縮機器製造業
253 一般産業用機械・装置製造業	253 一般産業用機械・装置製造業
259 その他のはん用機械・同部分品製造業	259 その他のはん用機械・同部分品製造業
26 生産用機械器具製造業	26 生産用機械器具製造業
26a 農業・建設・鉱山機械製造業	261 農業用機械製造業（農業用器具を除く） 262 建設機械・鉱山機械製造業
264 生活関連産業用機械製造業	264 生活関連産業用機械製造業
265 基礎素材産業用機械製造業	265 基礎素材産業用機械製造業
266 金属加工機械製造業	266 金属加工機械製造業
267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
26c その他の生産用機械・同部分品製造業	263 繊維機械製造業 269 その他の生産用機械・同部分品製造業
27 業務用機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業
27a 事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業	271 事務用機械器具製造業 272 サービス用・娯楽用機械器具製造業
274 医療用機械器具・医療用品製造業	274 医療用機械器具・医療用品製造業
275 光学機械器具・レンズ製造業	275 光学機械器具・レンズ製造業
27c その他の業務用機械器具製造業	273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 276 武器製造業

令和2年国勢調査に用いる産業分類	日本標準産業分類（平成25年10月改定）
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
28a 電子部品・デバイス・電子回路製造業	281 電子デバイス製造業 282 電子部品製造業 283 記録メディア製造業 284 電子回路製造業 285 ユニット部品製造業 289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業	29 電気機械器具製造業
29a 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 292 産業用電気機械器具製造業
293 民生用電気機械器具製造業	293 民生用電気機械器具製造業
296 電子応用装置製造業	296 電子応用装置製造業
297 電気計測器製造業	297 電気計測器製造業
29c その他の電気機械器具製造業	294 電球・電気照明器具製造業 295 電池製造業 299 その他の電気機械器具製造業
30 情報通信機械器具製造業	30 情報通信機械器具製造業
301 通信機械器具・同関連機械器具製造業	301 通信機械器具・同関連機械器具製造業
302 映像・音響機械器具製造業	302 映像・音響機械器具製造業
303 電子計算機・同附属装置製造業	303 電子計算機・同附属装置製造業
31 輸送用機械器具製造業	31 輸送用機械器具製造業
311 自動車・同附属品製造業	311 自動車・同附属品製造業
312 鉄道車両・同部分品製造業	312 鉄道車両・同部分品製造業
313 船舶製造・修理業、船用機関製造業	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業
314 航空機・同附属品製造業	314 航空機・同附属品製造業
31a その他の輸送用機械器具製造業	315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 319 その他の輸送用機械器具製造業
32 その他の製造業	32 その他の製造業
32a 装身具・装飾品等製造業（貴金属・宝石製を含む）	321 貴金属・宝石製品製造業 322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）
323 時計・同部分品製造業	323 時計・同部分品製造業
324 楽器製造業	324 楽器製造業
325 がん具・運動用具製造業	325 がん具・運動用具製造業
32c 他に分類されない製造業	326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業 327 漆器製造業 328 畳等生活雑貨製品製造業 329 他に分類されない製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	F 電気・ガス・熱供給・水道業
33 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
331 電気業	331 電気業
341 ガス業	341 ガス業
351 熱供給業	351 熱供給業
36a 水道業	361 上水道業 362 工業用水道業 363 下水道業
G 情報通信業	G 情報通信業
37 通信業	37 通信業
37a 電気通信業	371 固定電気通信業 372 移動電気通信業

令和2年国勢調査に用いる産業分類	日本標準産業分類（平成25年10月改定）
373 電気通信に附帯するサービス業	373 電気通信に附帯するサービス業
38 放送業	38 放送業
38a 放送業	381 公共放送業（有線放送業を除く） 382 民間放送業（有線放送業を除く） 383 有線放送業
39 情報サービス業	39 情報サービス業
391 ソフトウェア業	391 ソフトウェア業
392 情報処理・提供サービス業	392 情報処理・提供サービス業
40 インターネット附随サービス業	40 インターネット附随サービス業
401 インターネット附随サービス業	401 インターネット附随サービス業
41 映像・音声・文字情報制作業	41 映像・音声・文字情報制作業
41a 映像・音声情報制作業	411 映像情報制作・配給業 412 音声情報制作業
413 新聞業	413 新聞業
414 出版業	414 出版業
415 広告制作業	415 広告制作業
416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
H 運輸業、郵便業	H 運輸業、郵便業
42 鉄道業	42 鉄道業
421 鉄道業	421 鉄道業
43 道路旅客運送業	43 道路旅客運送業
43a 道路旅客運送業	431 一般乗合旅客自動車運送業 432 一般乗用旅客自動車運送業 433 一般貸切旅客自動車運送業 439 その他の道路旅客運送業
44 道路貨物運送業	44 道路貨物運送業
44a 道路貨物運送業	441 一般貨物自動車運送業 442 特定貨物自動車運送業 443 貨物軽自動車運送業 444 集配利用運送業 449 その他の道路貨物運送業
45 水運業	45 水運業
45a 水運業	451 外航海運業 452 沿海海運業 453 内陸水運業 454 船舶貸渡業
46 航空運輸業	46 航空運輸業
46a 航空運輸業	461 航空運送業 462 航空機使用業（航空運送業を除く）
47 倉庫業	47 倉庫業
47a 倉庫業	471 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く） 472 冷蔵倉庫業
48 運輸に附帯するサービス業	48 運輸に附帯するサービス業
48a 運輸に附帯するサービス業	481 港湾運送業 482 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く） 483 運送代理店 484 こん包業 485 運輸施設提供業 489 その他の運輸に附帯するサービス業
49 郵便業（信書便事業を含む）	49 郵便業（信書便事業を含む）
491 郵便業（信書便事業を含む）	491 郵便業（信書便事業を含む）

令和2年国勢調査に用いる産業分類	日本標準産業分類（平成25年10月改定）
I 卸売業、小売業	I 卸売業、小売業
50 卸売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業
501 各種商品卸売業	501 各種商品卸売業
511 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	511 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
512 衣服卸売業	512 衣服卸売業
513 身の回り品卸売業	513 身の回り品卸売業
521 農畜産物・水産物卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業
522 食料・飲料卸売業	522 食料・飲料卸売業
531 建築材料卸売業	531 建築材料卸売業
532 化学製品卸売業	532 化学製品卸売業
533 石油・鉱物卸売業	533 石油・鉱物卸売業
53a 金属材料卸売業	534 鉄鋼製品卸売業 535 非鉄金属卸売業
536 再生資源卸売業	536 再生資源卸売業
542 自動車卸売業	542 自動車卸売業
543 電気機械器具卸売業	543 電気機械器具卸売業
54a その他の機械器具卸売業	541 産業機械器具卸売業 549 その他の機械器具卸売業
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	551 家具・建具・じゅう器等卸売業
552 医薬品・化粧品等卸売業	552 医薬品・化粧品等卸売業
553 紙・紙製品卸売業	553 紙・紙製品卸売業
559 その他の卸売業	559 他に分類されない卸売業
56 各種商品小売業	56 各種商品小売業
56a 各種商品小売業	561 百貨店、総合スーパー 569 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
57 織物・衣服・身の回り品小売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業
571 呉服・服地・寝具小売業	571 呉服・服地・寝具小売業
57a 男子・婦人・子供服小売業	572 男子服小売業 573 婦人・子供服小売業
574 靴・履物小売業	574 靴・履物小売業
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
58 飲食料品小売業	58 飲食料品小売業
581 各種食料品小売業	581 各種食料品小売業
582 野菜・果実小売業	582 野菜・果実小売業
583 食肉小売業	583 食肉小売業
584 鮮魚小売業	584 鮮魚小売業
585 酒小売業	585 酒小売業
586 菓子・パン小売業	586 菓子・パン小売業
58n 料理品小売業	589 その他の飲食料品小売業
58p その他の飲食料品小売業	
59 機械器具小売業	59 機械器具小売業
591 自動車小売業	591 自動車小売業
592 自転車小売業	592 自転車小売業
593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）
60 その他の小売業	60 その他の小売業
601 家具・建具・畳小売業	601 家具・建具・畳小売業
602 じゅう器小売業	602 じゅう器小売業
603 医薬品・化粧品小売業	603 医薬品・化粧品小売業

令和2年国勢調査に用いる産業分類	日本標準産業分類（平成25年10月改定）
605 燃料小売業	605 燃料小売業
606 書籍・文房具小売業	606 書籍・文房具小売業
607 スポーツ用品・がんに具・娯楽用品・楽器小売業	607 スポーツ用品・がんに具・娯楽用品・楽器小売業
608 写真機・時計・眼鏡小売業	608 写真機・時計・眼鏡小売業
60a 他に分類されない小売業	604 農耕用品小売業 609 他に分類されない小売業
J 金融業、保険業	J 金融業、保険業
62 金融業、保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
62a 銀行業	621 中央銀行 622 銀行（中央銀行を除く）
63a 協同組織金融業	631 中小企業等金融業 632 農林水産金融業
64a 非預金信用機関	641 貸金業 642 質屋 643 クレジットカード業、割賦金融業 649 その他の非預金信用機関 661 補助的金融業、金融附帯業 662 信託業 663 金融代理業
65a 金融商品取引業、商品先物取引業	651 金融商品取引業 652 商品先物取引業、商品投資顧問業
67a 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	671 生命保険業 672 損害保険業 673 共済事業、少額短期保険業 674 保険媒介代理業 675 保険サービス業
K 不動産業、物品賃貸業	K 不動産業、物品賃貸業
68 不動産業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業
68a 不動産取引業	681 建物売買業、土地売買業 682 不動産代理業・仲介業
69a 不動産賃貸業・管理業（別掲を除く）	691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く） 694 不動産管理業
692 貸家業、貸間業	692 貸家業、貸間業
693 駐車場業	693 駐車場業
70 物品賃貸業	70 物品賃貸業
70a 物品賃貸業	701 各種物品賃貸業 702 産業用機械器具賃貸業 703 事務用機械器具賃貸業 704 自動車賃貸業 705 スポーツ・娯楽用品賃貸業 709 その他の物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	L 学術研究、専門・技術サービス業
71 学術・開発研究機関	71 学術・開発研究機関
71a 学術・開発研究機関	711 自然科学研究所 712 人文・社会科学研究所
72 専門サービス業（他に分類されないもの）	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
721 法律事務所、特許事務所	721 法律事務所、特許事務所

令和2年国勢調査に用いる産業分類	日本標準産業分類（平成25年10月改定）
722 公証人役場，司法書士事務所，土地家屋調査士事務所	722 公証人役場，司法書士事務所，土地家屋調査士事務所
723 行政書士事務所	723 行政書士事務所
724 公認会計士事務所，税理士事務所	724 公認会計士事務所，税理士事務所
725 社会保険労務士事務所	725 社会保険労務士事務所
726 デザイン業	726 デザイン業
728 経営コンサルタント業，純粋持株会社	728 経営コンサルタント業，純粋持株会社
72a その他の専門サービス業	727 著述・芸術家業 729 その他の専門サービス業
73 広告業	73 広告業
731 広告業	731 広告業
74 技術サービス業（他に分類されないもの）	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
741 獣医業	741 獣医業
742 土木建築サービス業	742 土木建築サービス業
743 機械設計業	743 機械設計業
744 商品・非破壊検査業	744 商品・非破壊検査業
746 写真業	746 写真業
74a その他の技術サービス業	745 計量証明業 749 その他の技術サービス業
M 宿泊業，飲食サービス業	M 宿泊業，飲食サービス業
75 宿泊業	75 宿泊業
75a 宿泊業	751 旅館，ホテル 752 簡易宿所 753 下宿業 759 その他の宿泊業
76 飲食店	76 飲食店
76a 食堂，そば・すし店	761 食堂，レストラン（専門料理店を除く） 762 専門料理店 763 そば・うどん店 764 すし店
76c 酒場，ビヤホール，バー，キャバレー，ナイトクラブ	765 酒場，ビヤホール 766 バー，キャバレー，ナイトクラブ
767 喫茶店	767 喫茶店
769 その他の飲食店	769 その他の飲食店
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
771 持ち帰り飲食サービス業	771 持ち帰り飲食サービス業
772 配達飲食サービス業	772 配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業，娯楽業	N 生活関連サービス業，娯楽業
78 洗濯・理容・美容・浴場業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
781 洗濯業	781 洗濯業
782 理容業	782 理容業
783 美容業	783 美容業
78a 浴場業	784 一般公衆浴場業 785 その他の公衆浴場業
789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業
79 その他の生活関連サービス業	79 その他の生活関連サービス業
791 旅行業	791 旅行業
792 家事サービス業	792 家事サービス業
793 衣服裁縫修理業	793 衣服裁縫修理業
79a 火葬・墓地管理業，冠婚葬祭業	795 火葬・墓地管理業 796 冠婚葬祭業
79c 他に分類されない生活関連サービス業	794 物品預り業 799 他に分類されない生活関連サービス業
80 娯楽業	80 娯楽業
80a 興行場（別掲を除く），興行団	801 映画館 802 興行場（別掲を除く），興行団

令和2年国勢調査に用いる産業分類	日本標準産業分類（平成25年10月改定）
803 競輪・競馬等の競走場，競技団	803 競輪・競馬等の競走場，競技団
80c スポーツ施設提供業，公園，遊園地	804 スポーツ施設提供業 805 公園，遊園地
806 遊戯場	806 遊戯場
809 その他の娯楽業	809 その他の娯楽業
○ 教育，学習支援業	○ 教育，学習支援業
81 学校教育	81 学校教育
81a 学校教育（専修学校，各種学校を除く）	811 幼稚園 812 小学校 813 中学校 814 高等学校，中等教育学校 815 特別支援学校 816 高等教育機関 819 幼保連携型認定こども園
817 専修学校，各種学校	817 専修学校，各種学校
818 学校教育支援機関	818 学校教育支援機関
82 その他の教育，学習支援業	82 その他の教育，学習支援業
821 社会教育	821 社会教育
822 職業・教育支援施設	822 職業・教育支援施設
823 学習塾	823 学習塾
824 教養・技能教授業	824 教養・技能教授業
829 他に分類されない教育，学習支援業	829 他に分類されない教育，学習支援業
P 医療，福祉	P 医療，福祉
83 医療業	83 医療業
831 病院	831 病院
832 一般診療所	832 一般診療所
833 歯科診療所	833 歯科診療所
835 療術業	835 療術業
83a その他の医療業	834 助産・看護業 836 医療に附帯するサービス業
84 保健衛生	84 保健衛生
84a 保健所，健康相談施設	841 保健所 842 健康相談施設
849 その他の保健衛生	849 その他の保健衛生
85 社会保険・社会福祉・介護事業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
85a 社会保険事業団体，福祉事務所	851 社会保険事業団体 852 福祉事務所
853 児童福祉事業	853 児童福祉事業
85n 老人福祉・介護事業（訪問介護事業を除く）	854 老人福祉・介護事業
855 障害者福祉事業	855 障害者福祉事業
85p 訪問介護事業	(854 老人福祉・介護事業)
859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業	859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	Q 複合サービス事業
86 郵便局	86 郵便局
86a 郵便局	861 郵便局 862 郵便局受託業
87 協同組合（他に分類されないもの）	87 協同組合（他に分類されないもの）
87a 協同組合（他に分類されないもの）	871 農林水産業協同組合（他に分類されないもの） 872 事業協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	R サービス業（他に分類されないもの）
88 廃棄物処理業	88 廃棄物処理業
88a 廃棄物処理業	881 一般廃棄物処理業 882 産業廃棄物処理業 889 その他の廃棄物処理業

令和2年国勢調査に用いる産業分類	日本標準産業分類（平成25年10月改定）
89 自動車整備業	89 自動車整備業
891 自動車整備業	891 自動車整備業
90 機械等修理業（別掲を除く）	90 機械等修理業（別掲を除く）
901 機械修理業（電気機械器具を除く）	901 機械修理業（電気機械器具を除く）
902 電気機械器具修理業	902 電気機械器具修理業
90a その他の修理業	903 表具業 909 その他の修理業
91 職業紹介・労働者派遣業	91 職業紹介・労働者派遣業
911 職業紹介業	911 職業紹介業
912 労働者派遣業	912 労働者派遣業
92 その他の事業サービス業	92 その他の事業サービス業
922 建物サービス業	922 建物サービス業
923 警備業	923 警備業
92a 他に分類されない事業サービス業	921 速記・ワープロ入力・複写業 929 他に分類されない事業サービス業
93 政治・経済・文化団体	93 政治・経済・文化団体
93a 政治・経済・文化団体	931 経済団体 932 労働団体 933 学術・文化団体 934 政治団体 939 他に分類されない非営利的団体
94 宗教	94 宗教
94a 宗教	941 神道系宗教 942 仏教系宗教 943 キリスト教系宗教 949 その他の宗教
95 その他のサービス業	95 その他のサービス業
95a その他のサービス業	951 集会場 952 と畜場 959 他に分類されないサービス業
96 外国公務	96 外国公務
96a 外国公務	961 外国公館 969 その他の外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	S 公務（他に分類されるものを除く）
97 国家公務	97 国家公務
97a 国家公務	971 立法機関 972 司法機関 973 行政機関
98 地方公務	98 地方公務
981 都道府県機関	981 都道府県機関
982 市町村機関	982 市町村機関
T 分類不能の産業	T 分類不能の産業
99 分類不能の産業	99 分類不能の産業
999 分類不能の産業	999 分類不能の産業

令和2年国勢調査に用いる

産 業 分 類

令和2年5月発行

編集・発行



総務省統計局

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

電話（代表） 03（5273）2020
